

(一社) 茨城県建設業協会との意見交換会

日 時：令和7年12月11日(木) 15:30～17:00

場 所：ホテル・ザ・ウェストヒルズ水戸 2階 千波

議 事 次 第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

1. 開 会

2. 挨拶

- 関東地方整備局長
- 茨城県 土木部長
- (一社) 茨城県建設業協会長

3. 情報提供

- ◇ 関東地方整備局の取り組みについて
- ◇ 建設産業行政の最近の動き
- ◇ (一社) 茨城県建設業協会の活動状況
- ◇ 前年度意見要望への対応状況等

4. 意見交換

- ◇ (一社) 茨城県建設業協会 提案テーマ
 - 1) 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)について
 - 2) WBGT(暑さ指数)値などに基づく施工歩掛の見直しについて
 - 3) 建設業従事者の適正な賃金確保に向けた取り組みについて
 - 4) 人材確保に向けた建設業における利益率確保について
- ◇ 自由討議

5. 閉 会

- 関東地方整備局 副局長

配布資料一覧

<関東地方整備局>

- ・ 関東地方整備局の取り組みについて 整備局資料－ 1
- ・ 建設産業行政の最近の動き 整備局資料－ 2
- ・ 前年度までの意見要望への対応状況 整備局資料－ 3
- ・ 令和 7 年度 回答 整備局資料－ 4

<建設業協会>

- ・ 協会の主な活動について 協会資料－ 1
- ・ 意見交換会提案議題 協会資料－ 2

令和7年度（一社）茨城県建設業協会との意見交換会

【意見交換会】出席者名簿

【（一社）茨城県建設業協会】

会 長	石津 健光
副会長	細谷 武史
副会長	秋山 光伯
副会長	大藤 博文
副会長	小林 伸行
副会長	新井 孝
副会長	田口 恵一郎
太田支部長	梅原 基弘
常陸大宮支部長	高野 潔
鉾田支部長	羽生 義隆
潮来支部長	松崎 里志
筑西支部長	白田 唯雄
常総支部長	中川原 勇
経営企画委員長	菊地 和幸
土木委員長	鶴田 哲男
建築委員長	松浦 一久
人財開発委員長	高橋 修一
舗装部会副部会長	関 和郎
建設未来協議会長	櫻井 俊一
建女ひばり会長	柳瀬 香織
専務理事	松山 和規
技術顧問	宇野 光義
常務理事	大内 光浩
総務部長	永井 文英

【茨城県】

土木部長	和賀 正光
土木部 次長兼総括技監	大森 満
土木部 都市局長	矢内 勝浩
土木部 技術管理統括監兼検査指導課長	長山 公信
土木部 監理課長	荷見 信之

【関東地方整備局】

局 長	橋本 雅道
副局長	増田 圭
企画部長	田中 克直
建政部長	市川 智秀
企画部 技術開発調整官	宮坂 広志
建政部 建設産業調整官	佐藤 孝
企画部 技術管理課長	森 芳徳
企画部 技術調査課長	小宮山 隆
建政部 建設産業第一課長	征矢 道仁
常陸河川国道事務所長	佐々木 哲也
久慈川緊急治水対策河川事務所長	大野 宏之
利根川下流河川事務所長	三枝 伸太郎
下館河川事務所長	青木 孝夫
霞ヶ浦河川事務所長	中崎 薫
霞ヶ浦導水工事事務所長	阪本 敦士
利根川上流河川事務所長	飯野 光則
江戸川河川事務所長	小池 聖彦
宇都宮国道事務所長	笹木 和彦
北首都国道事務所長	佐藤 潤
国営常陸海浜公園事務所長	高村 幸夫
常総国道事務所長	中谷 文治
鹿島港湾・空港整備事務所 副所長	三浦 幸治
宇都宮営繕事務所長	黒田 充

令和7年度(一社)茨城県建設業協会との意見交換会席次

会場:ホテル・ザ・ウェストヒルズ水戸
2階:千波(WEST)

茨城県建設業協会 随行者	総務部長 永井 文英	舗装部会副会長 関 和郎	人財開発委員長 高橋 修一	建築委員長 松浦 一久	土木委員長 鶴田 哲男	経営企画委員長 菊地 和幸	建設未来協議会長 櫻井 俊一	建女ひばり会長 柳瀬 香織	専務理事 松山 和規	技術顧問 宇野 光義	常務理事 大内 光浩
-----------------	---------------	-----------------	------------------	----------------	----------------	------------------	-------------------	------------------	---------------	---------------	---------------

記者席

	常総支部長 中川原 勇	潮来支部長 松崎 里志	鉾田支部長 羽生 義隆	副会長 新井 孝	副会長 大藤 博文	副会長 細谷 武史	茨城県建設業協会 会長 石津 健光	副会長 秋山 光伯	副会長 小林 伸行	副会長 田口 恵一郎	副会長 梅原 基弘	太田支部長 高野 潔	常陸大宮支部長 白田 唯雄
--	----------------	----------------	----------------	-------------	--------------	--------------	-------------------------	--------------	--------------	---------------	--------------	---------------	------------------

鹿島港湾空港 整備事務所 副所長 三浦 幸治														霞ヶ浦 導水工事 事務所長 阪本 敦士
国営常陸 海浜公園 事務所長 高村 幸夫														久慈川緊急 治水対策河川 事務所長 大野 宏之
常総国道 事務所長 中谷 文治														霞ヶ浦河川 事務所長 中崎 薫
建政部 建設産業 第一課長 征矢 道仁														下館河川 事務所長 青木 孝夫

企画部 技術調査課長 小宮山 隆	企画部 技術管理課長 森 芳徳	建政部 建設産業調整官 佐藤 孝	企画部 技術開発調整官 宮坂 広志	建政部長 市川 智秀	企画部長 田中 克直	副局長 増田 圭	関東地方整備局 局長 橋本 雅道	茨城県 土木部長 和賀 正光	土木部 次長兼総括技監 大森 満	土木部 都市局長 矢内 勝浩	土木部 技術管理統括監 兼検査指導課長 長山 公信	土木部 監理課長 荷見 信之	常陸河川国道 事務所長 佐々木 哲也
------------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------	---------------	---------------	-------------	------------------------	----------------------	------------------------	----------------------	------------------------------------	----------------------	--------------------------

		宇都宮宮繕 事務所長 黒田 充	利根川下流河川 事務所長 三枝 伸太郎	江戸川河川 事務所長 小池 聖彦	北首都国道 事務所長 佐藤 潤	利根川上流河川 事務所長 飯野 光則	宇都宮国道 事務所長 笹木 和彦	茨城県 随行者	茨城県 随行者	茨城県 随行者	茨城県 随行者	茨城県 随行者	
--	--	-----------------------	---------------------------	------------------------	-----------------------	--------------------------	------------------------	------------	------------	------------	------------	------------	--

関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者	関東地方整備局 随行者
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

関東地方
整備局
随行者

関東地方
整備局
随行者

関東地方
整備局
随行者

出入口

出入口

令和7年度（一社）茨城県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和7年12月11日(水) 15:30～17:00 於:ホテル・ザ・ウェストヒルズ・水戸 2階 千波

時間	内容		発言者	配付資料
《開会》				
15:30	開会		(司会:宮坂技術開発調整官)	
～ 15:45 (15分)	挨拶	関東地方整備局	橋本局長	
		茨城県	和賀土木部長	
		一般社団法人 茨城県建設業協会	石津会長	
15:45 ～ 15:47 (2分)	資料確認			出席者一覧・配席表
《関東地方整備局からの情報提供》				
15:47 ～ 15:55 (8分)	関東地方整備局の取り組み			
		関東地方整備局の取り組みについて	企画部 小宮山技術調査課長	整備局資料-1
		建設産業行政の最近の動き	建政部 征矢建設産業第一課長	整備局資料-2
《茨城県建設業協会からの情報提供》				
15:55 ～ 16:05 (10分)	(一社)茨城県建設業協会の活動状況		協会 松山専務理事	協会資料-1
《前年度意見要望への対応状況》				
16:05 ～ 16:06 (1分)			企画部 森技術管理課長	整備局資料-3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
16:06 ～ 16:26 (20分)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)について 2. WBGT(暑さ指数)値などに基づく施工歩掛の見直しについて 3. 建設業従事者の適正な賃金確保に向けた取り組みについて 4. 人材確保に向けた建設業における利益率確保について 		協会提案説明: <ol style="list-style-type: none"> 1. 菊地経営企画委員長 2. 鶴田土木委員長 3. 松浦建築委員長 4. 高橋人財開発委員長 回答: <ol style="list-style-type: none"> 1. 企画部 森技術管理課長 2. 企画部 森技術管理課長 3. 企画部 森技術管理課長 4. 企画部 森技術管理課長 	協会資料-2 整備局資料-4
〔自由討議〕				
16:26 ～ 16:55 (29分)	自由討議		(質疑:適宜発言)	
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 (5分)	閉会		関東地整 増田副局長	

関東地方整備局の取組について

令和7年12月11日

国土交通省 関東地方整備局

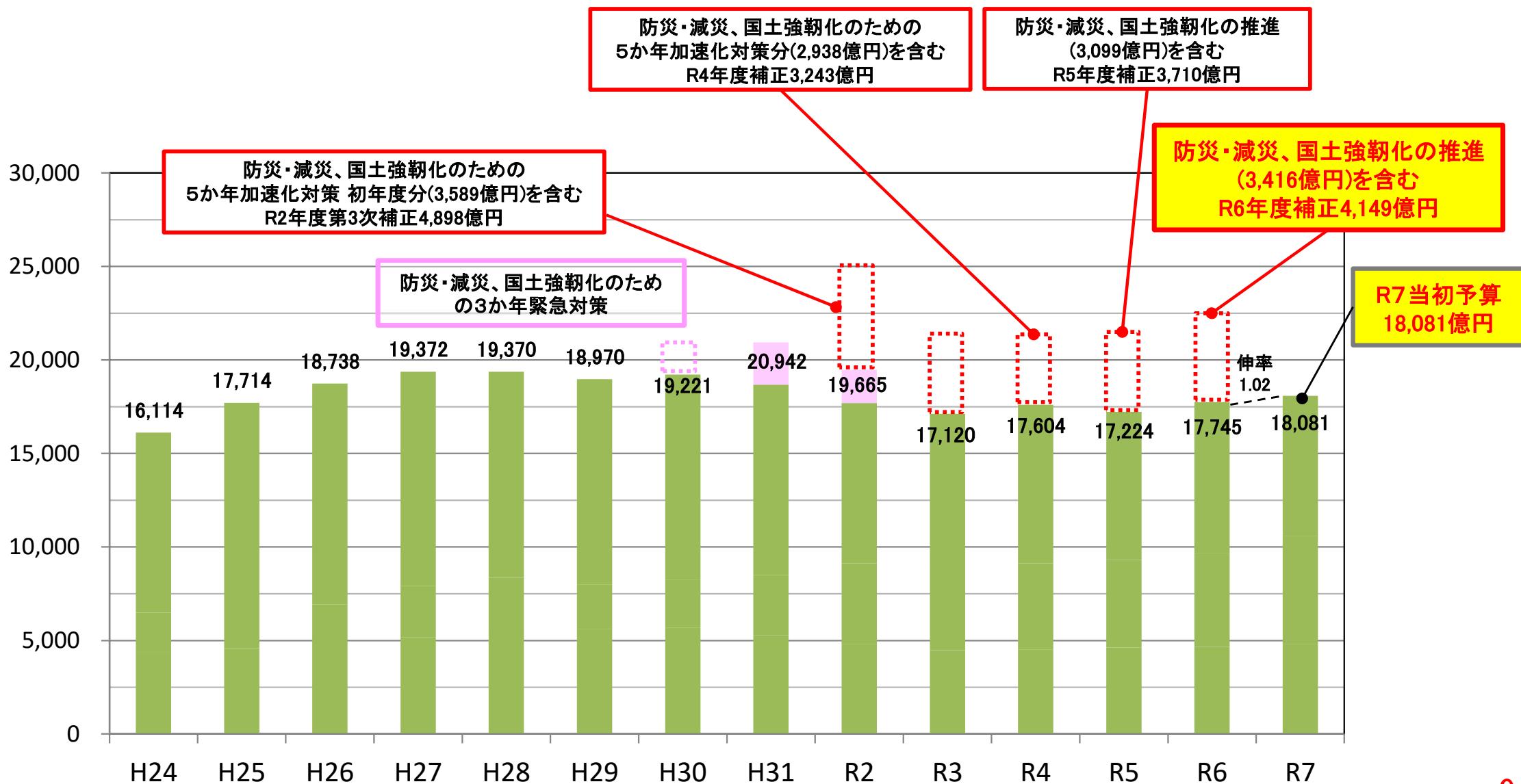
1. 令和7年度 予算の概要
2. 令和8年度 国土交通省予算概算要求
3. 関東地方整備局における2025年度の実施等
4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し
5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

1. 令和7年度 予算の概要

関東地方整備局の予算推移

○令和6年度補正予算は、防災・減災、国土強靱化の推進(3,416億円)を含め、4,149億円。

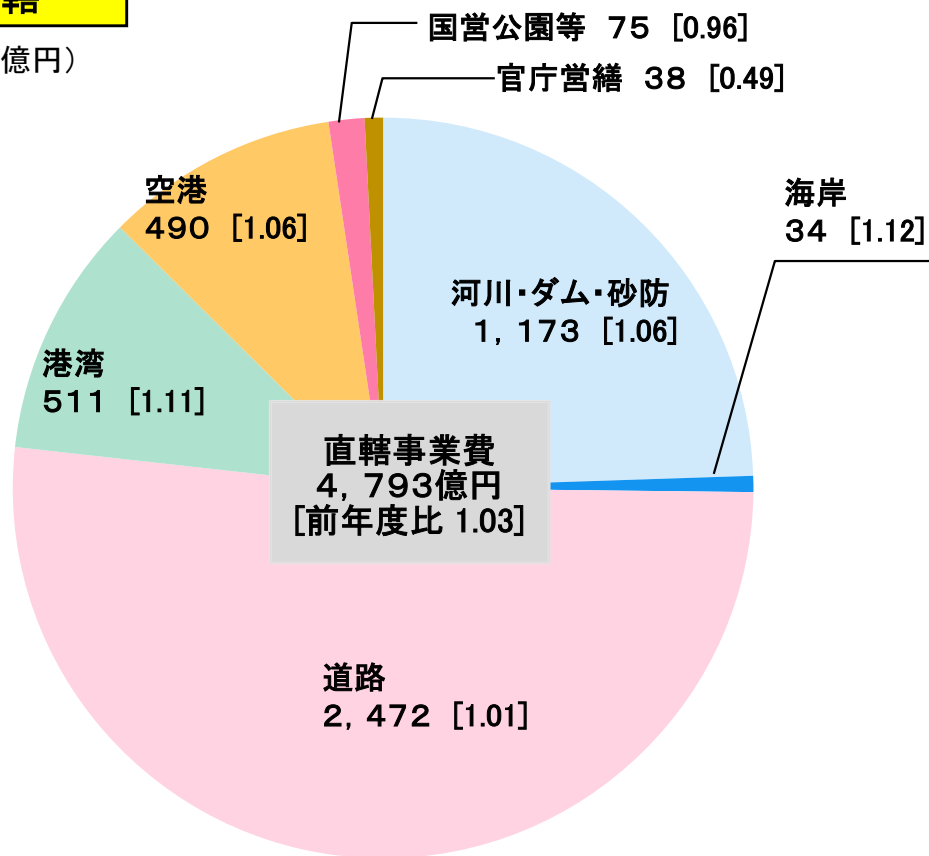
○令和7年度当初予算は、1兆8,081億円(対前年度比1.02)。



○令和7年度の当初予算は1兆8,081億円(前年度比1.02)。

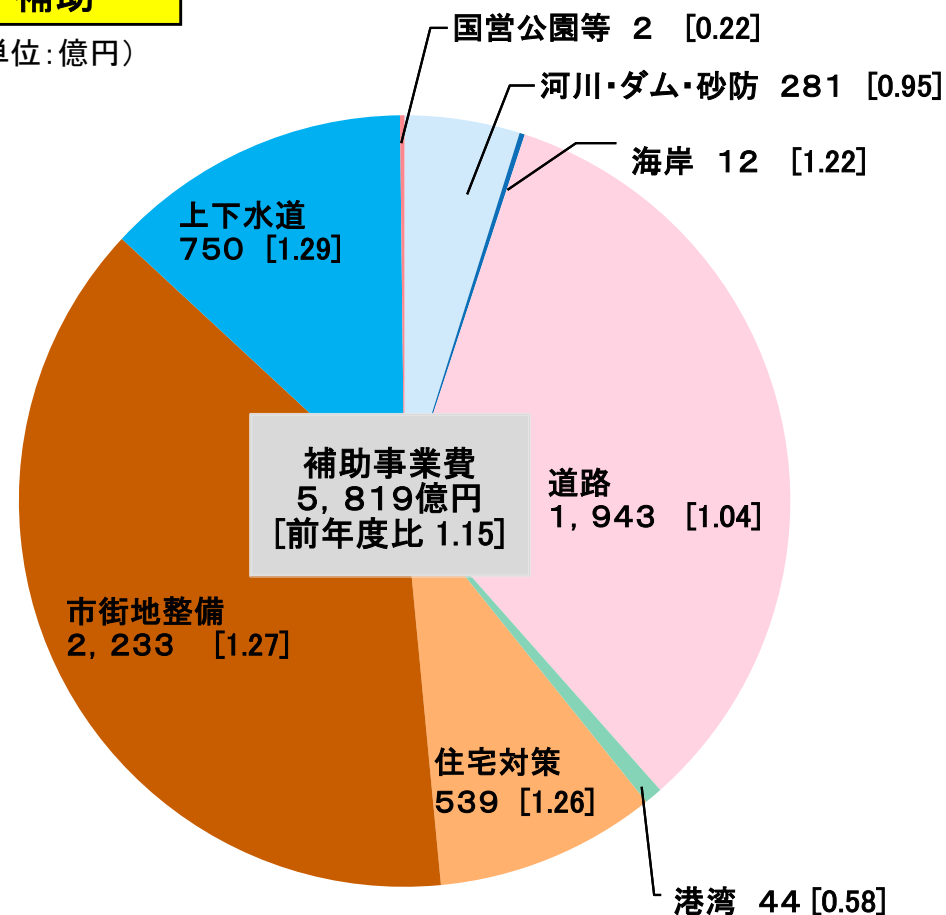
直轄

(単位:億円)



補助

(単位:億円)



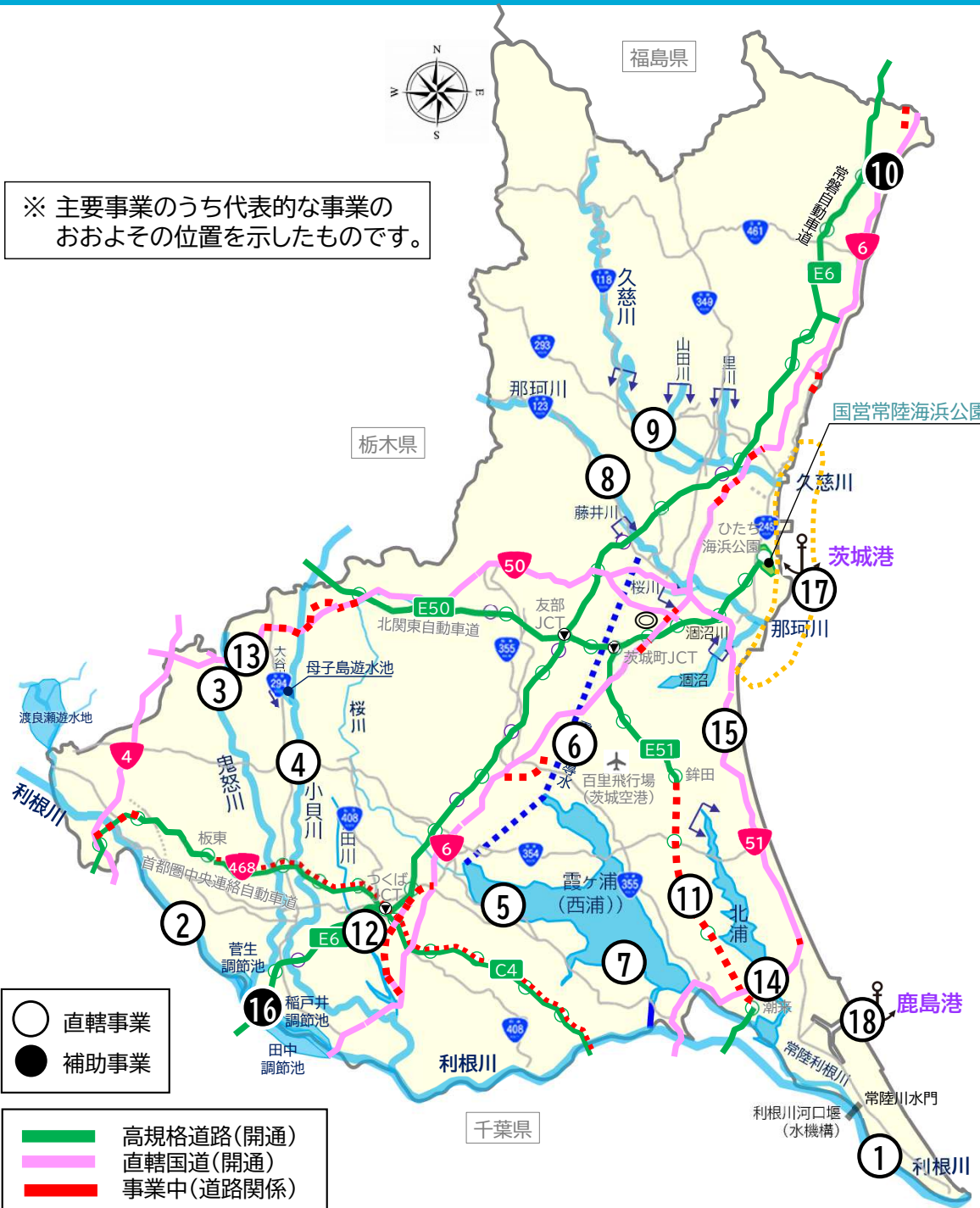
社会資本総合整備事業費
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)
7,474億円
[前年度比 0.93]

※ [括弧書き] は、対前年度比

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

茨城県内の主要事業 代表箇所

※ 主要事業のうち代表的な事業のおおよその位置を示したものです。



No.	事業名
1	利根川下流河川改修事業
2	利根川上流河川改修事業
3	鬼怒川河川改修事業
4	小貝川河川改修事業
5	常陸利根川河川改修事業
6	霞ヶ浦導水事業
7	利根川総合水系環境整備事業(霞ヶ浦)
8	那珂川緊急治水対策プロジェクト(河川大規模災害関連事業)
9	久慈川緊急治水対策プロジェクト(河川大規模災害関連事業) 【権限代行含む】
10	★神岡上海岸 海岸メンテナンス事業
11	東関東自動車道水戸線 潮来～鉾田
12	国道6号 牛久土浦バイパス 牛久土浦バイパス(Ⅱ期) 牛久土浦バイパス(Ⅲ期)
13	国道50号 茨城50号電線共同溝(結城(3)電線共同溝)
14	国道51号 神宮橋架替
15	国道51号 茨城51号交通安全対策(子生歩道整備)
16	★主要地方道野田牛久線 都市軸道路利根川橋梁(仮称)
17	茨城港常陸那珂港区国際海上コンテナターミナル等整備事業
18	鹿島港外港地区国際物流ターミナル整備事業

※事業名に★がついているものは補助事業

2. 令和8年度 国土交通省予算概算要求

1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆 812億円 (1.19倍)

公共事業関係費 6兆2,820億円 (1.19倍)

○一般公共事業費 6兆2,403億円 (1.19倍)

○災害復旧等 416億円 (1.00倍)

非公共事業 7,992億円 (1.18倍)

○その他施設費 873億円 (1.49倍)

○行政経費 7,119億円 (1.15倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 367億円 (0.60倍)

2. 財政投融资 1兆6,413億円 (1.23倍)

○ 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
- ・ 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- ・ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
- ・ 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
- ・ 日米協力を踏まえた造船についての強靱なサプライチェーンの構築に必要な経費

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)
- 5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)
- 状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

(事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策(全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none">● 個別避難計画作成● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト <p>➡ 60施策</p>	<ul style="list-style-type: none">● 迅速な航路啓開のための体制の整備● 衛星通信システムに関する制度整備等 <p>➡ 109施策</p>	<ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 <p>➡ 56施策</p>	<ul style="list-style-type: none">● 病院におけるBCPの策定● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 <p>➡ 65施策</p>	<ul style="list-style-type: none">● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 <p>➡ 72施策</p>

第4章 推進が特に必要となる施策(全114施策(234指標))

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として**、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none">○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化○ 発災後の残存リスクの管理○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 <p>➡ 28施策(76指標)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用○ 通信システムの災害時自立性の強化 等 <p>➡ 42施策(87指標)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等)○ 一元的な情報収集・提供システムの構築○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 等 <p>➡ 16施策(24指標)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 <p>➡ 13施策(18指標)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 <p>➡ 16施策(29指標)</p>

※1施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保の方策の具体的な検討を開始
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

3. 関東地方整備局における2025年度の取組み等

関東地整における2025年度の取組み

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2025年度も下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01

受注機会の確保

- ① R6補正・R7当初予算による計画的な工事発注
- ② 入札・契約、総合評価の工夫
 - 【1】受注機会の確保
 - 直轄実績を持たない企業の新規参入促進
 - 一括審査方式を積極実施
 - 【2】適切な競争環境の確保
 - 技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
 - 企業の工事成績の差異を適正に評価
 - 【3】企業の技術者運用の柔軟化
 - 参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式を導入
 - 女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善
- ③ 国道4号強靱化フレームワークモデル工事の実施

02

担い手確保の 取り組み強化

- ① 柔軟な週休2日の運用
- ② 若手・女性技術者奨励賞の創設
- ③ 安全管理推進技術者等認定制度の創設
- ④ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会の創設
- ⑤ 学校関係者に向けた現場見学コーナーを開設(関東地整HP)
- ⑥ 総合評価の工夫
 - 若手/女性技術者の活用に対する加点点評価
 - WLB認定企業の加点点評価対象工事の拡大

03

現場の環境改善 ・効率化の推進

- ① 国と県・政令市の工事関係書類の統一
- ② 工事書類スリム化等のさらなる徹底(ガイドライン改定)
- ③ 適切な設計変更のさらなる徹底(ガイドライン(総合版)の改定)
- ④ 女性技術者の交代運用の柔軟化
- ⑤ 快適トイレの「質の向上」を図る積算上の工夫
- ⑥ 熱中症対策等に資する週休2日制の運用の柔軟化
- ⑦ 小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージ

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

- ① 発注者協議会でのマネジメント強化
 - 取組推進のための指標の拡充
 - 自治体の取組み好事例の水平展開
 - 発注者心得(仮称)の作成(予定)

熱中症特設サイトの開設について

サイトマップ | リンク集 | お問い合わせ | 文字サイズ +拡大 -縮小

国土交通省関東地方整備局
関東の川、みち、港、空港、まちづくりに関するポータルサイト

採用案内 | 社会資本整備 | 防災 | 地域づくり | 技術情報 | 申請・届出 | 入札契約 | 組織情報

ホーム | 河川 | 道路 | 港・空港 | 都市・公園 | 建設産業 | 営繕 | 用地 | DX・i-Con

ホーム > 技術情報 > 働き方改革 > ウィークリスタンス

技術情報 公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。



出典：環境省「熱中症予防行動ポスター」

働き方改革

熱中症特設サイト

熱中症対策の強化について

- ・熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。
- ・熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をさします。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。
- ・建設現場等における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。
- ・本サイトでは熱中症対策に関わる支援を目的に、関東地方整備局管内における「熱中症の発生状況」、「工事現場における対策事例」、「WBGT測定事例」について情報提供するとともに、「熱中症対策に対する費用の算定」、「工期延期の考え方」等についても公開しております。
- ・建設事業者におかれましては、本サイトを参照頂くとともに、建設現場で作業する従事者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性のある対策の推進をお願いします。

★熱中症を疑う症状がある場合の応急手当(出典：厚生労働省「熱中症ガイド」抜粋)[PDF:1.9MB]

<関係通達文書>

- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(令7.5.20基発0520第6号)[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]
- 建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について(要請)(令7.7.4事務連絡)[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]

暑さ指数(WBGT値)とは

・Wet Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)の略称で、熱中症を予防することを目的として、人間の熱バランスに影響の大きい、①気温、②湿度、③日射・輻射など周辺の熱環境の3つを取り入れた温度の指標。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示される。

■WBGT測定について [PDF:756KB]

工事現場における熱中症報告件数、対策事例、熱中症対策などに資する取り組み

- 工事現場における熱中症報告件数[PDF:68KB]
- 熱中症予防対策事例(令和7年7月28日時点)[PDF:1.5MB]
- 熱中症対策などに資する取り組み[PDF:984KB]

参考リンク

- 熱中症における新技術について [NETIS(新技術情報システム)へリンク][外部サイト]
- 全国の暑さ指数(WBGT値) [環境省HPへリンク][外部サイト]
- 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況 [環境省HPへリンク][外部サイト]
- 建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]

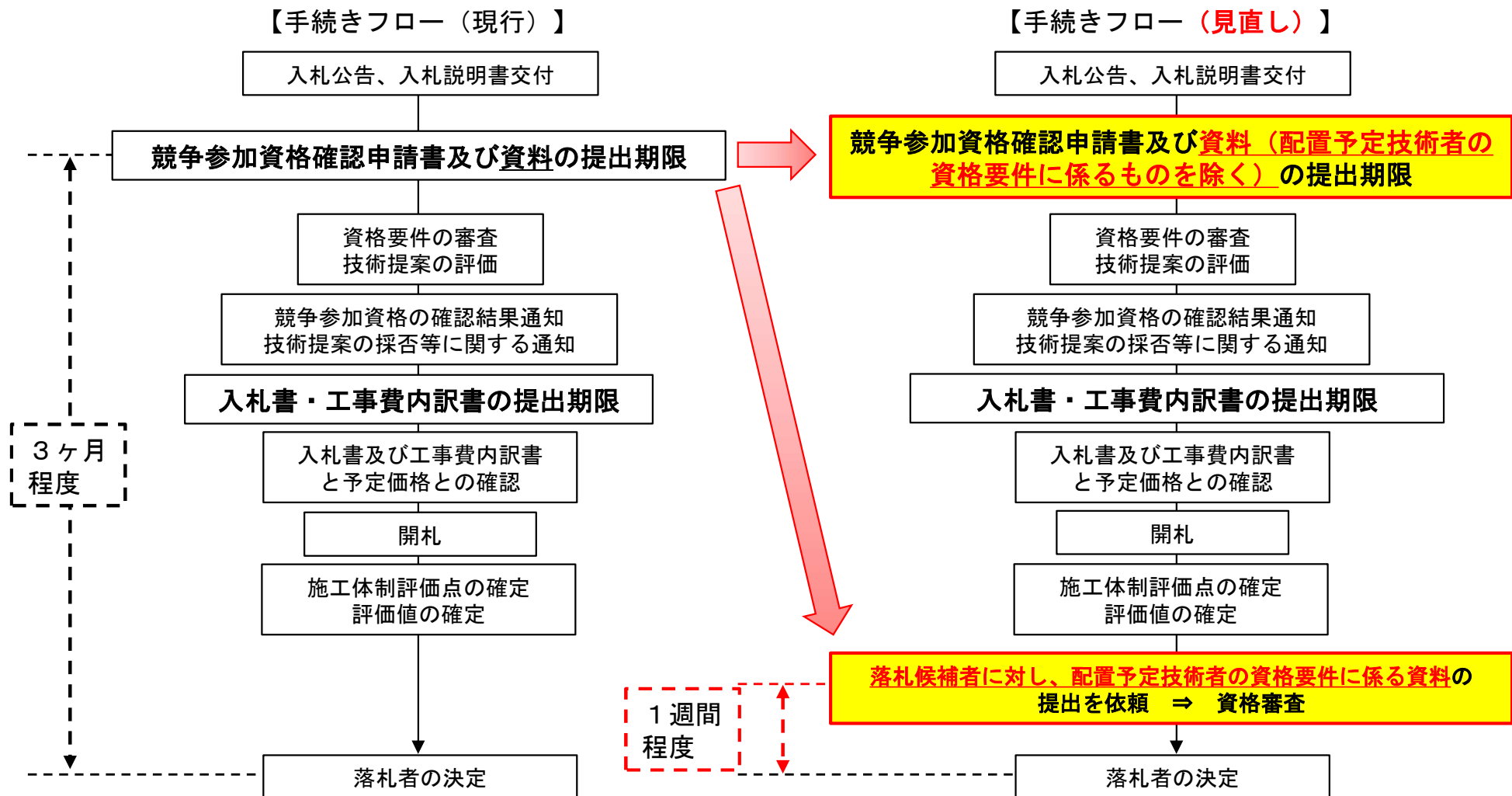
- ▶ "地域インフラ"サポートプラン関東
- ▶ 建設現場の魅力発信
- ▶ 生産性向上の取組
- ▶ 働き方改革
- ▶ 週休2日チャレンジサイト
- ▶ 積算・入札・契約・総合評価
- ▶ 公共工事の品質確保
- ▶ 工事の安全対策
- ▶ 関係機関の連携
- ▶ 適切な予定価格
- ▶ その他

参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式を導入

○配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、**落札前**まで延伸する試行を実施する。

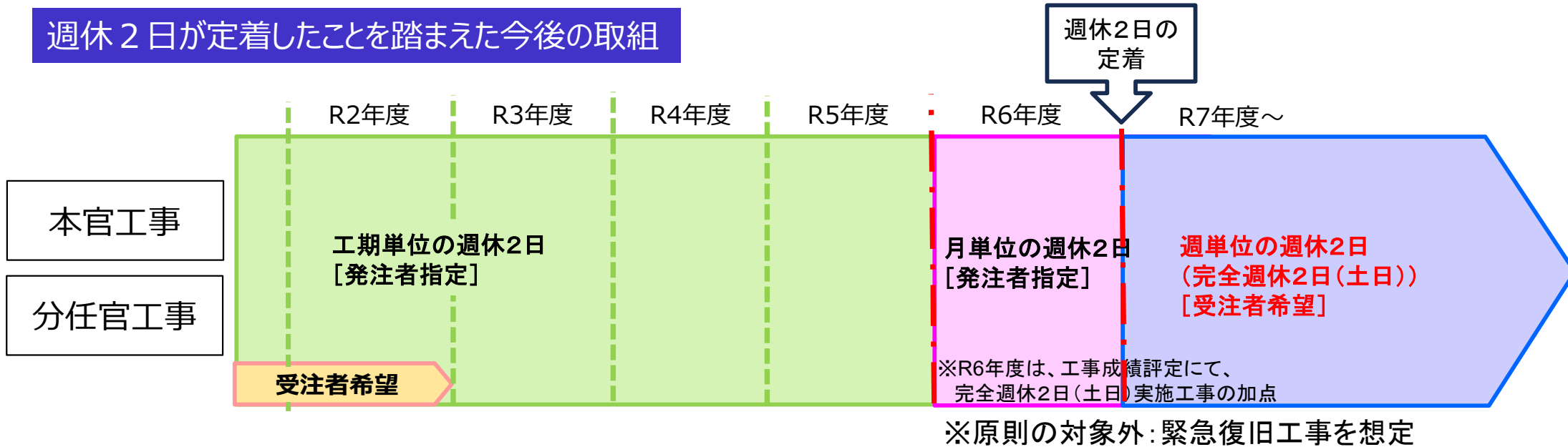
【対象の発注方式】技術提案評価S型（WTO）（段階的選抜方式を除く）において試行的に実施予定

【概要】配置予定技術者の技術力を評価しない当該方式において、配置予定技術者の申請資料提出期限を**落札前**まで延伸。手続き期間の長い当該方式で、技術者の拘束期間を削減し、企業側の負担を軽減する。



- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
 - ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
 - ※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
〈現場閉所〉	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03
〈交替制〉	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

【目的】

関東地方整備局（港湾・空港部、営繕部関係を除く）が発注する工事にて、無事故で完成させた安全管理担当者※を、「安全管理推進技術者」として認定することにより、技術者としての実績を評価し、今後担当する工事にて、安全管理をより一層推進する技術者として広く活躍されることを期待するもの。

また、当該技術者が直轄工事を無事故で完成させる毎に認定し、5工事連続で無事故完成者については、「優秀安全管理推進技術者」として認定する。

※安全管理担当者とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した方。現場代理人、または、主任（監理）技術者が兼務の場合も認定。

【適用】

- 認定技術者は、「優秀安全管理推進技術者認定ロゴマークまたは安全管理推進技術者認定ロゴマーク」を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール等）することができる。
- 総合評価におけるインセンティブ付与は当面行わない。「優秀安全管理推進技術者」は企業からの申請が必要
- 本認定は、令和7年4月1日以降に入札公告を行う工事より適用する。



安全管理推進技術者ロゴマーク



優秀安全管理推進技術者ロゴマーク

※ロゴマークは、本局若手職員の応募作品の中から、投票により本デザインに決定。

R7年度 第2回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会の概要(令和7年10月1日(水))

■これまでの経緯

令和7年3月 3日 準備会開催
令和7年5月19日 第1回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開催

■協議会概要

日時： 令和7年10月1日(水) 10時00分～11時30分
出席： 座長 宇都宮大学地域デザイン科学部
社会基盤デザイン学科 長田 哲平 准教授
関係団体 栃木県建設業協会 会長(代理：事務局長)
足利大学 工学部 創成学科 講師
宇都宮工業高校 環境土木科 科長
行政機関 栃木県国土整備部 技術管理課長
国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長
宇都宮国道事務所長
オブザーバー 鬼怒川ダム総合管理事務所、利根川上流河川事務所、日光砂防事務所、下館河川事務所

○議 事

- 1) これまでの取組みについて状況報告
- 2) 今後取組む行事について意見交換
- 3) その他、持続的な担い手確保に寄与する取組みについて
- 4) 今後の予定について

■第2回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開会(10時00分～)

開会状況



挨拶(宇都宮国道事務所長)

産学官で連携して取り組んだ「宇国サマーフェス～1日道の駅～」



【イベントチラシ】

とちぎ建設業 魅力向上連絡協議会

【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイン】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース】

議 事 概 要

<これまでの取組みについて>

○令和7年8月23日「宇国サマーフェス～1日道の駅～」連絡協議会

<今後取組む行事について>

- 「建FES GO!」(令和7年10月25日開催)
栃木建設業協会青年経営者連合会が企画運営するイベントに参加
- 「とちぎ建設業合同企業等説明会」
(令和8年3月12日開催予定)
高校生・大学生を対象とした企業等説明会に参加
- 「宇都宮工業高校生インターンシップ」
(令和7年10月下旬)
宇都宮国道でのインターンシップにおいて連絡協議会としてPRを検討

<その他>

持続的な担い手確保に寄与する取組みと魅力発信手法(広報)について議論

<今後の予定>

これまでの活動全体を通しての申し送りや今後の取組みについて意見交換予定



「とちぎ建設業合同企業説明会」

■概要

日時：令和7年8月23日(土) 10:00～15:30
 場所：宇都宮国道事務所 敷地内
 内容：建設機械の展示、測量・ドローン体験、宇都宮工業高音楽部演奏、こども防災服、ゆるキャラ、クイズ・アンケート等、「道の駅しもつけ」及び「道の駅はが」との連携による物産品販売 他
 来場者数：約400人
 スタッフ：約100人(宇都宮国道、とちぎ建設業魅力向上連絡協議会(栃木県建設業協会、宇都宮大学、栃木県、渡良瀬川河川事務所他)、関東運輸局、自動車整備振興会、測量業協会 他)
 マスコミ：栃木建設新聞、日刊建設新聞、日刊建設工業新聞 計3社

■状況写真



【建設機械の展示】



【こども防災服撮影】



【「道の駅」の物産品販売】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース】

【イベントチラシ】



【若手職員主体に企画・調整・交渉・運営を実施】

【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイン】

■来場者の主な意見

- ・様々な建設分野を拝見でき、とても貴重な体験となった。(20代男性)
- ・宇都宮国道が何をしているところか知らなかったが、初めて身近なところだと感じた。(40代女性 他)
- ・普段なかなか意識することのない道路や河川ですが、誰かが保守に努めてくれていると感じることが出来た。(50代男性)
- ・暑い中、沢山の人が笑顔でイベントを盛り上げてくださって、とても楽しく参加できました。(40代)
- ・去年中止になり残念だったが、今年は子供が楽しんでいる。来年も楽しみ。(40代女性)
- ・涼しい時期にやってほしい。(30代女性)

- 将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をPRするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設
- 普段は見るできない施工中のリアルな現場などを体験していただき、国の職員や現場で活躍している技術者から、わかりやすく説明



未来創造の最前線へ！～関東の現場見学～

※R7.4.1時点

1都8県全57※の現場(河川、道路、営繕、港湾)を紹介

現場一覧

No	所在地	現場(施設)	概要	受付期間	人数	詳細
茨城01	古河市	河川改修事業(築堤工事)	【渡良瀬川の築堤工事を見に行こう！】洪水被害を防ぐため渡良瀬川の堤防を強化している工事現場を見学できるので、是非ご覧ください！	R7.3～R7.4中旬	小学生以上50人まで	[PDF: 461KB]
茨城02	守谷市	河川改修事業(築堤工事)	【ICTアドバイザーたちが運営する現場を見よう！【茨城県編】】日本一広い川「利根川」で洪水被害を防ぐための堤防整備を行っています。建設業でもDX活用が当たり前となっている今、地方整備局ICTアドバイザーが運営する現場で大きくなった堤防と最新の技術をご覧ください！	R7.4～R7.6		詳細ページへ

希望現場を選択しフォームから申込み

申し込み方法

「現場一覧」から希望する現場を選択し、申込みフォームに必要事項を、力してください。

[▶申込みフォーム](#)



学校名 必須	<input type="text"/>
担当者 必須	<input type="text"/>
学年・人数 必須	<input type="text"/>
住所 必須	<input type="text"/>
電話番号 必須	<input type="text"/>
メールアドレス 必須	<input type="text"/>

記入例) 048-601-3151 (半角数字・半角)

詳細ページ(例)

東京 05

今しか見ることができない橋梁工事を見よう！

**国道20号 八王子南バイパス事業
(仮称)大船寺田高架橋を造る工事**

全長614mの橋梁の工事状況について説明します。
橋梁の上に登って、“今”しか見ることができない工事現場を是非体感してください！

<位置図>

出典: 地理院地図ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp>)をもとに加工して作成

<担当事務所>

相武国道事務所

URL:<https://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

電話: 042-643-2010(計画課直通)

FAX: 042-643-2320

WLB関連認定企業の評価【工事・業務】（全評価方式へ拡大）

- 現在、一般土木B等級、建築B等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
- 令和7年度からは、工事等の調達案件の全てを評価対象とする。
- 女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 一般事業主行動計画の策定を加点対象から除外。
- 配点…一般土木B等級、建築B等級以上の工事：1点
上記以外の工事等：0.5点

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	一般土木B等級、 建築B等級以上の工事 1点
	上記以外の工事 0.5点
	全ての業務 0.5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条もしくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

自治体との工事関係書類に関する記載内容を統一しました！

- 令和5年度は、関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92%）の統一化を実施。
- 令和6年度には、埼玉県との調整結果を基に、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市についても、書類の記載内容の統一化に向けた調整を実施し、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県の4県との書類統一化が100%完了しました。
- 今後も引き続き地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

令和6年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について ※国土交通省が定める「工事関係書類の標準様式」の一覧

R7.31時点

様式番号	書類名称等	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	山梨県	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△
様式-2	請負代金内訳書	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-3	工程表、変更工程表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金) 請求内訳書(部分払、国際部分払、指定部分払)	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-6	V E 提案書(契約後VE時)	○	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○
様式-7	品質証明員通知書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-10	材料確認書	—	—	○	—	—	—	—	—	○	○	△
様式-11	段階確認書	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-12	確認・立会依頼書	○	○	—	—	○	—	○	○	○	—	○
様式-13	工事事故速報	—	—	○	—	○	○	○	—	△	—	—
様式-14	工事履行報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-15	認定請求書	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-16	指定部分完成通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-17	指定部分引渡書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-18	工事出来高内訳書	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△
様式-21	修補完了届	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—
様式-22	部分使用承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-23	工期延期届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-24	支給品受領書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-25	支給品精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-26	建設機械使用実績報告書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-27	建設機械借用・返納書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-28	現場発生品調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-29	完成通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-30	引渡書	△	○	○	○	○	○	—	○	△	△	△
様式-31	出来形管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-32	品質管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-33	品質証明書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

【凡例】

- ：統一化済み
- △：統一化に向け引き続き調整
- ：自治体では作成義務無し
- ：統一化100%の自治体
- ：統一化100%未満の自治体

統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>)

76%	100%	100%	92%	100%	100%	90%	97%	73%	71%	79%
-----	------	------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

令和7年3月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました！

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.4.0)」のポイント

■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

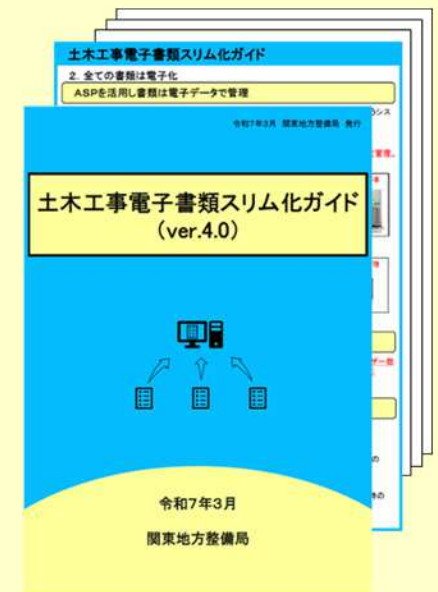
- ・令和7年4月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)
(港湾空港関係、営繕関係を除く)

■バージョンアップのポイント

- ✓ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する。
- ✓ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る。
- ✓ 発注者等からの誤った指摘事例について、アンケート結果で判明した新たな指摘事例を反映。
- ✓ 試行的に、スリム化ガイドについての意見を募集開始。
- ✓ また、アンケート結果で課題として上がった、設計審査会(工事着手前)の開催、設計図書修正(構造計算を伴うものや大幅な修正)に係る費用計上や、改善要望が多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の照査」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります。

■その他の主なバージョンアップ箇所

- ✓ コリンズ(CORINS)登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し。
- ✓ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記。
- ✓ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記。
- ✓ その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映。



- R 6 品確法の改正を機に、工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）をリニューアル（R7.3）。
- 本ガイドラインは関東地方整備局HPに掲載し、関係業団体、受発注者等に対し、本ガイドラインに留意するように周知徹底を図る。
(掲載箇所) <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

■ 主な改定内容

① R6改正品確法を踏まえた見直し

- ・設計変更ガイドラインの位置付けを明確化
- ・適切な設計変更の必要性を明記

② 適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイントを明記

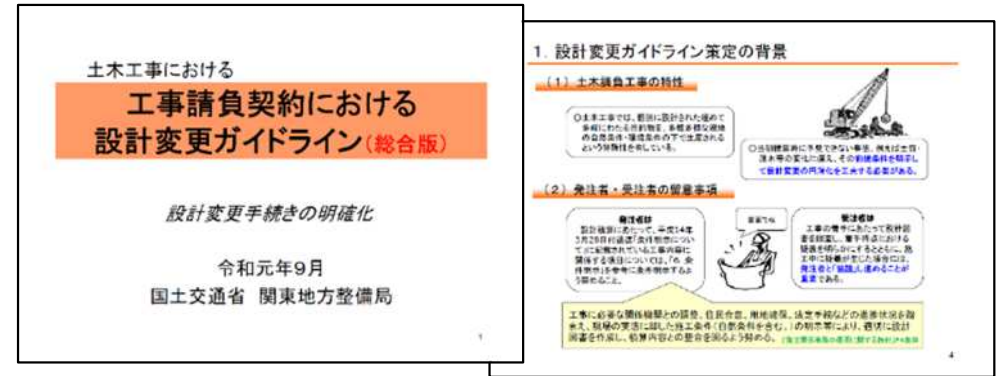
- ・設計変更の定義を明記
- ・押さえておくべきポイントを明確化

③ 「工事一時中止等に係るガイドライン(案)」の見直し

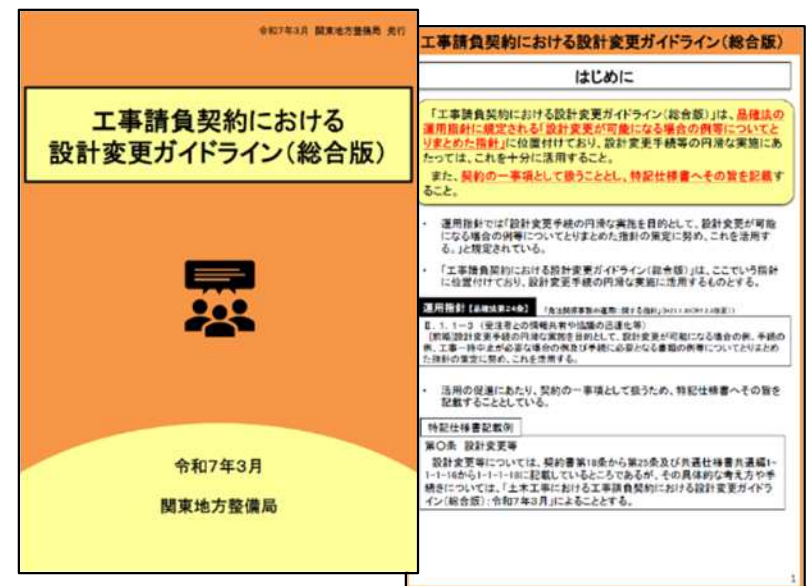
- ・「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について(令和2年2月13日付 通知)」の内容を踏まえ見直し
- ・「工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて」を廃止し、「工事一時中止等に係るガイドライン(案)」に反映

④ 「受発注者間のコミュニケーション」の見直し

- ・「工事現場環境改善(ウィークリースタンス)」を追加



↓ R7.3リニューアル



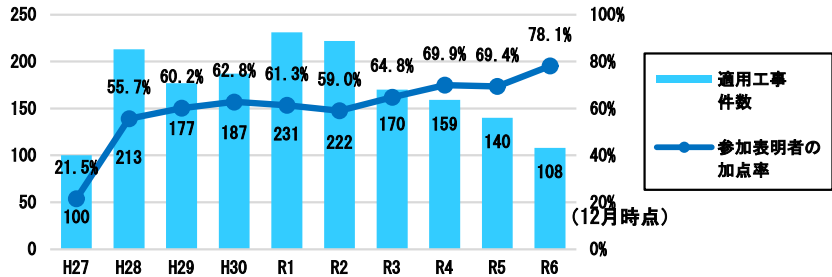
女性技術者・若手技術者の評価見直し

○建設業において極めて少ない、女性技術者単独の評価は、適用数、参加者表明者の加点率も低い。
適用数、参加証明者の加点率が年々、上昇している若手技術者評価と統合し、総合評価として適用しやすくすることで、女性活躍、担い手確保として、女性技術者の活用を推進させる。

<試行工事>

【若手技術者活用評価型】 → 若手技術者の加点率が年々、上昇

適用工事件数と参加表明者の加点率

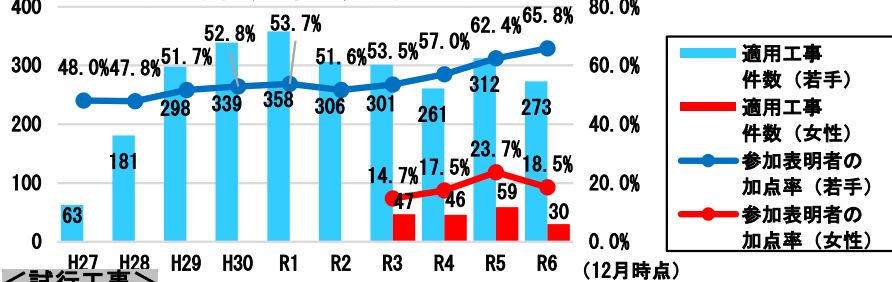


自由設定項目

【「若手技術者（35歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】

→ 若手技術者の適用・加点率が上昇しつつも、女性技術者は低い

適用工事件数と参加表明者の加点率

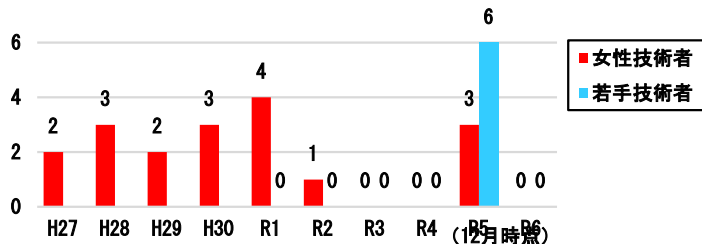


<試行工事>

【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】

→ 資格要件は適用数が低い

適用工事件数



○自由設定項目

・若手技術者と女性技術者の評価を統合。

※評価を統合した事により、交代要件も若手・女性技術者、いずれかの配置に変更

企業の技術力

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③ICT施工技術の活用
- ④ISO認証取得状況
- ⑤難工事施工実績【必須】
- ⑥難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰等
- ⑦インフラDX大賞【最大2点】
- ⑧登録基幹技能者等の活用
- ⑨災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定
- ⑩若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用及び資格
- ⑪「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
- ⑫本発注工事の工事種別における新規契約の有無
- ⑬その他自由項目

技術者の技術力

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦40歳以下または女性の主任(監理)技術者の配置
- ⑧その他自由項目

- 担い手確保の観点から、更なる現場環境改善を図るため、快適トイレの「質の向上」に取り組む。
- 快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率分）を充当する場合には、費用に応じて実施費目数の変更を協議することが可能。（別途、積上計上はしない。）

工事発注

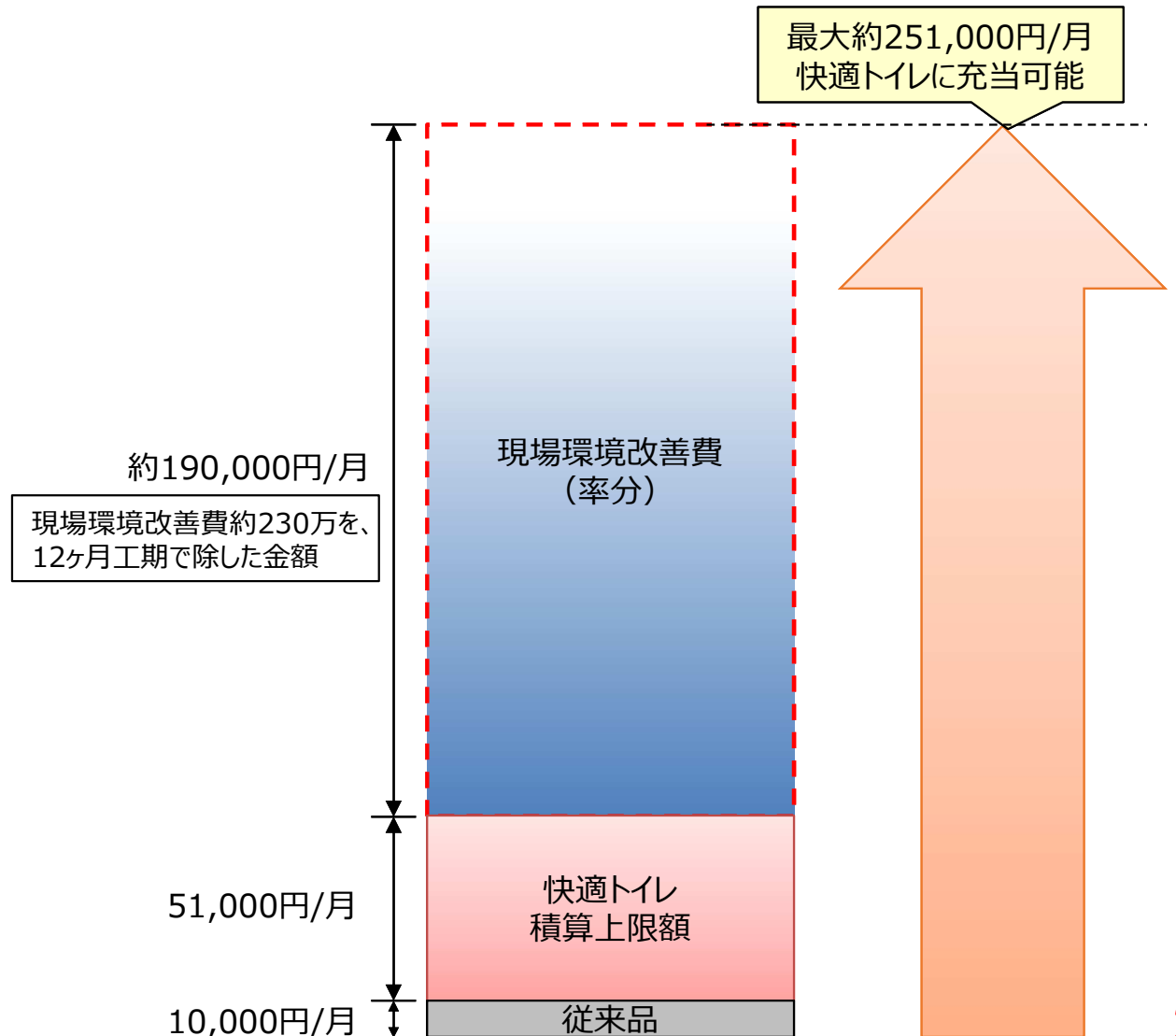
当初の現場環境改善費は、任意の5項目を選択

契約後、受注者が快適トイレの質の向上について、実施の意向があれば、受注者において快適トイレの仕様を決定し、発注者へ協議。

現場環境改善費の選択費目を、**営繕関係を「5.健康関連設備及び厚生施設の充実等」に変更するとともに、費用に応じて、実施費目数の変更を協議。**

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備、 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の快適化 3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 4.デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9.社会貢献

（例）直接工事費1億（現場環境改善費約230万円） 12ヶ月の工期



- 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合においては、週休2日制における達成の判断を柔軟化。
- 1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日制工事の対象期間外とする。

■ 1年単位の変形労働時間制とは (労働基準法第32条の4)

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

■ 週休2日制における達成の判断の柔軟化

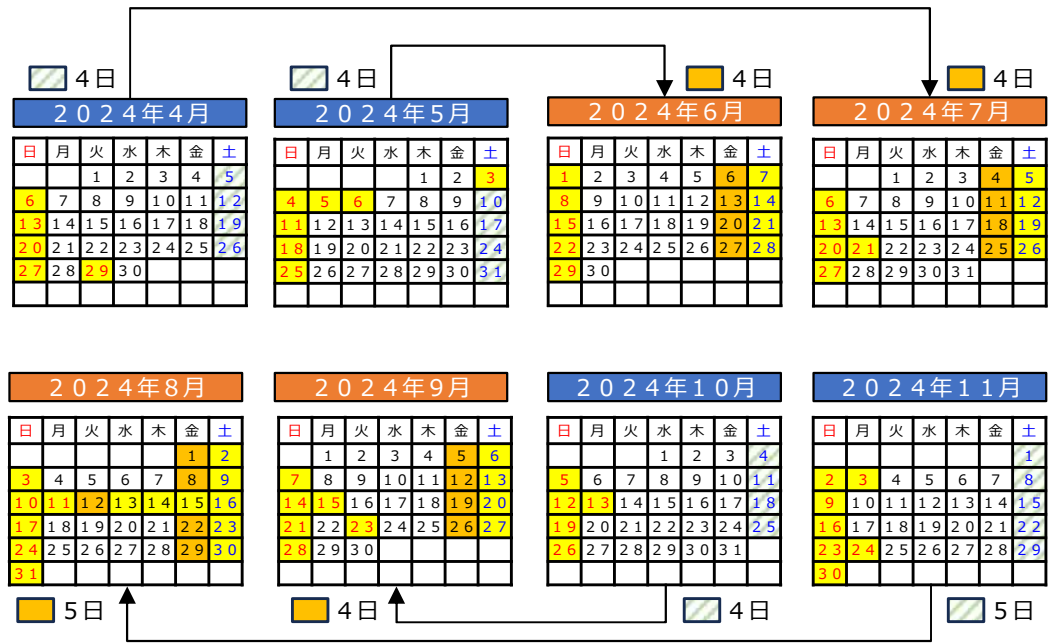
天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用した場合、**1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日制工事の対象期間外とする。**

■ 変形労働時間制適用例

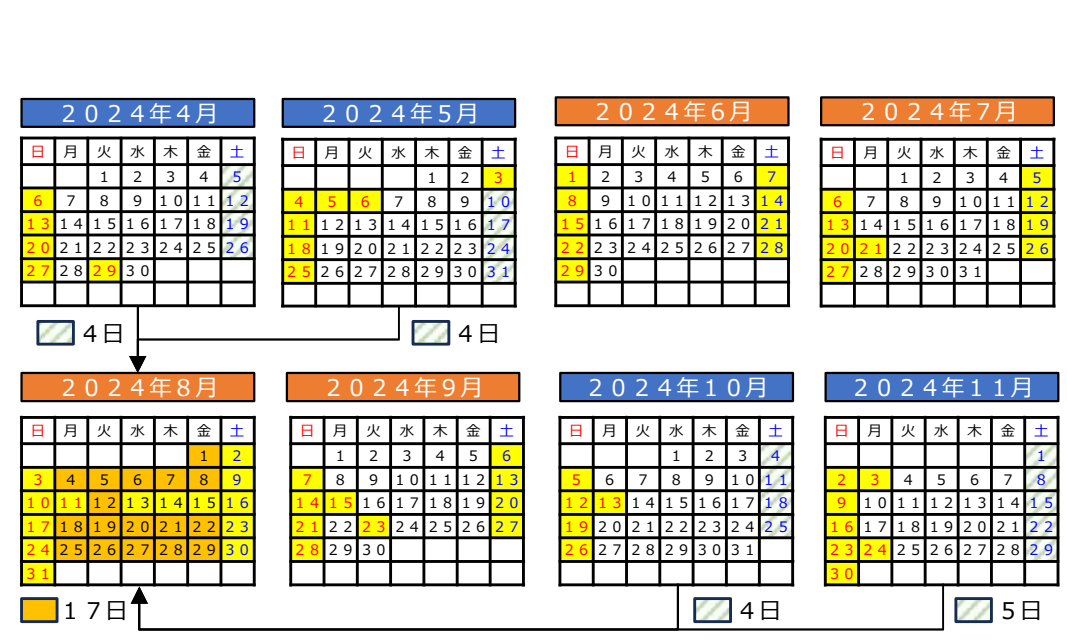
凡例1 ■ 閉所日 ■ 閉所日→作業日 ■ 作業日→閉所日

凡例2 ■ 2024年●月 対象期間 ■ 2024年●月 対象期間外

(例1) 比較的暑くない時期の土曜日を作業日とし、猛暑期間の金曜日等を閉所



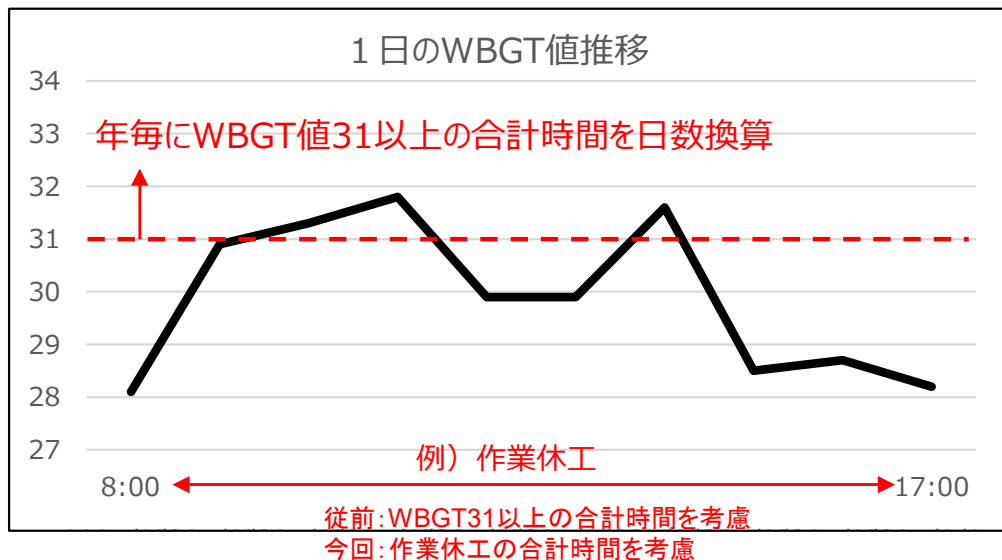
(例2) 比較的暑くない時期の土曜日を作業日とし、猛暑期間の8月を閉所



上記の例では1週40時間または1日8時間を超える労働時間が設定されている4月・5月・10月・11月を週休2日の対象期間外とする

- 令和5年度より、「天候等による作業不能日」として、猛暑日日数（年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したもの）を雨休率に加味し、工期（官積算）を設定。
- 天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日（猛暑日日数）」



年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したものを猛暑日日数として、雨休率に加味。



■実態に応じた工期変更等

実際のWBGT値の時間数に関わらず、猛暑を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■特記仕様書記載例

第〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	〇日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数）	〇. 〇
④地元調整等による工事不可期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	〇日間
⑤ . . .	
⑥ . . .	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の「天候等による作業不能日」は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：〇〇日間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇〇日間
（少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数）

過去5か年（20〇〇年～20〇〇年）の気象庁（〇〇観測所）及環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

- 小規模工事におけるICT施工活用促進については、これまでも講習会をはじめ、「小規模工事ICT施工活用の手引き（案）」の改訂や同動画版の作成等実務担当者へのICT知識向上のほか、経営者向けのセミナーを関東地方整備局管内都県全域で開催。
- 令和7年度も引き続きこれらの取組を継続し、ICT施工普及強化を推進。

ICT施工 施工講習

R6.7/2,7/23 開催：受講者計：36名



ICT施工 3次元データ作成講習

R6.8/2,9,27,30 開催：受講者計：456名



ICT施工 Webセミナー

R6.7/8～11,10/7～10
R7.1/28～31 開催：受講者計：6,822名



小規模工事ICT施工現場体験会

R6.9/30,10/1：関東技術事務所にて開催
来場者：488名



経営者セミナー

関東地整管内全都県にて開催※



※ R7.2.13 時点：5県にて開催

小規模工事 ICT 施工 取組フォローアップ

小規模工事におけるICT施工の実施率向上に向け、実施率低迷の詳細調査や、導入の課題に対するヒアリングを行い、より具体的な対策を検討

- 経営者セミナーを受けてからの取り組み状況把握
- 簡易的3次元計測技術の紹介
- 小規模工事へのICT施工導入の課題ヒアリング

各取り組みの参加者へヒアリングを実施 → 今後の取組へ反映



更に

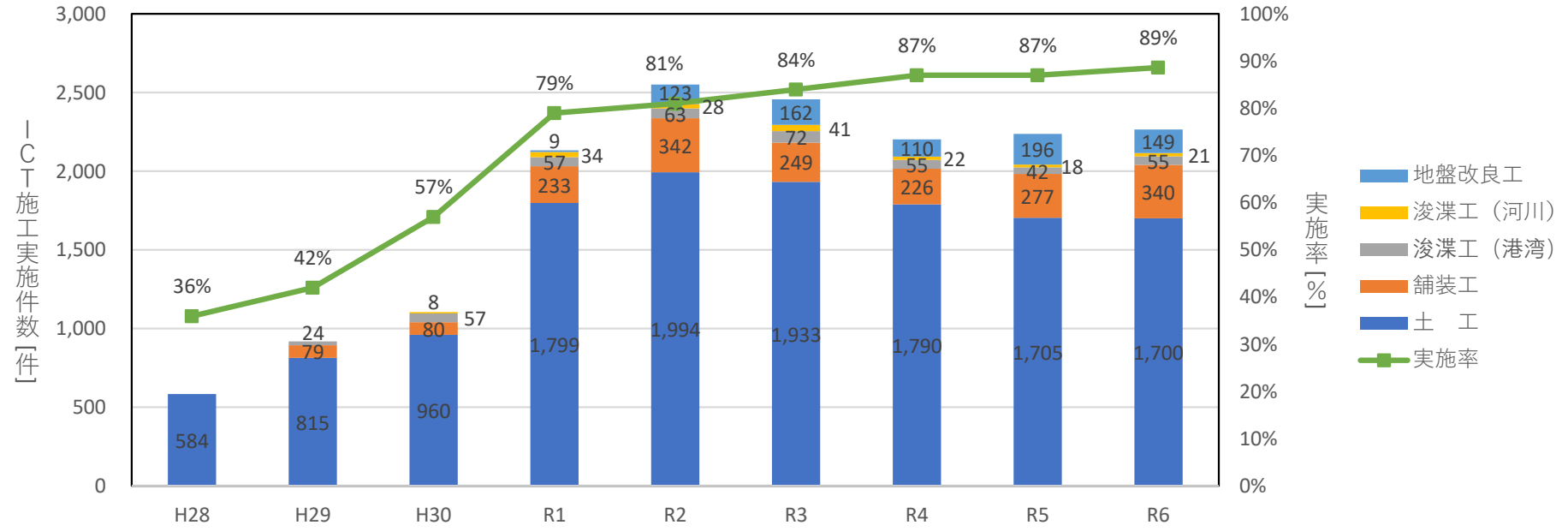
フィードバック

フィードバック

フィードバック

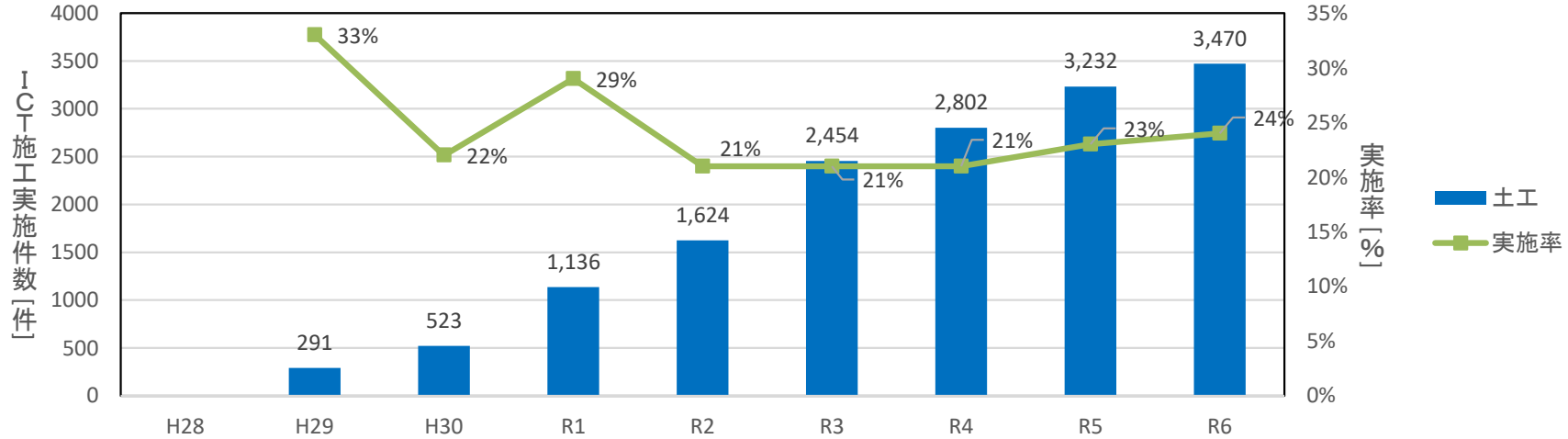
○2024年度における直轄土木工事のICT施工実施率は、公告件数の約9割で実施。
○都道府県・政令市では、ICT土工の対象工事が増え、実施件数も増加している。

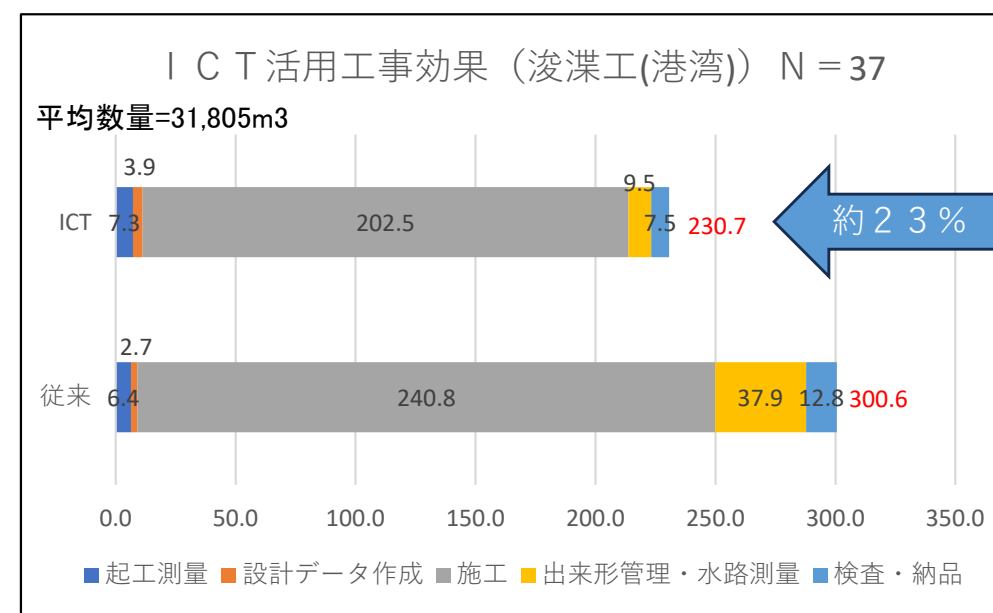
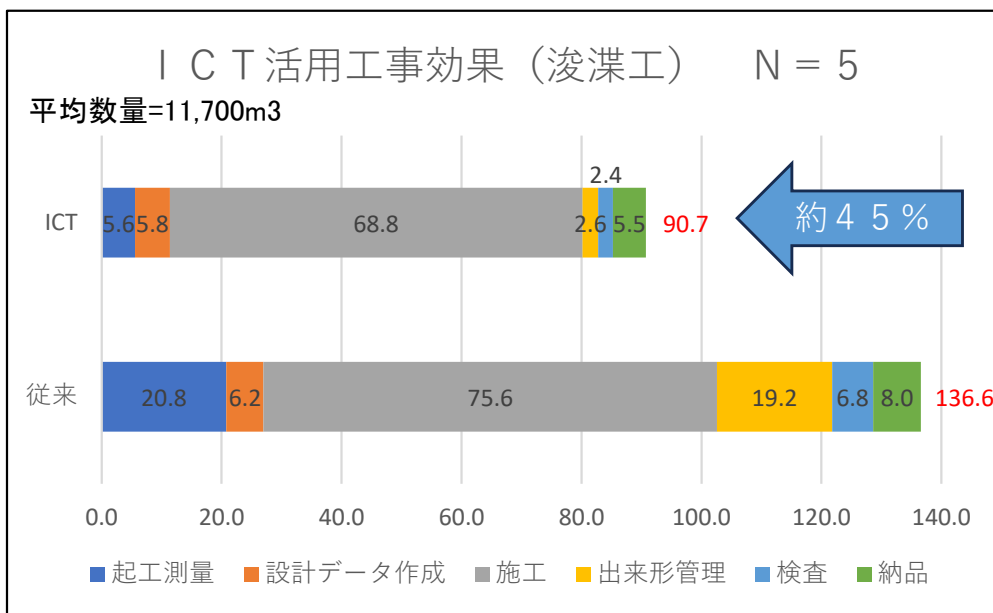
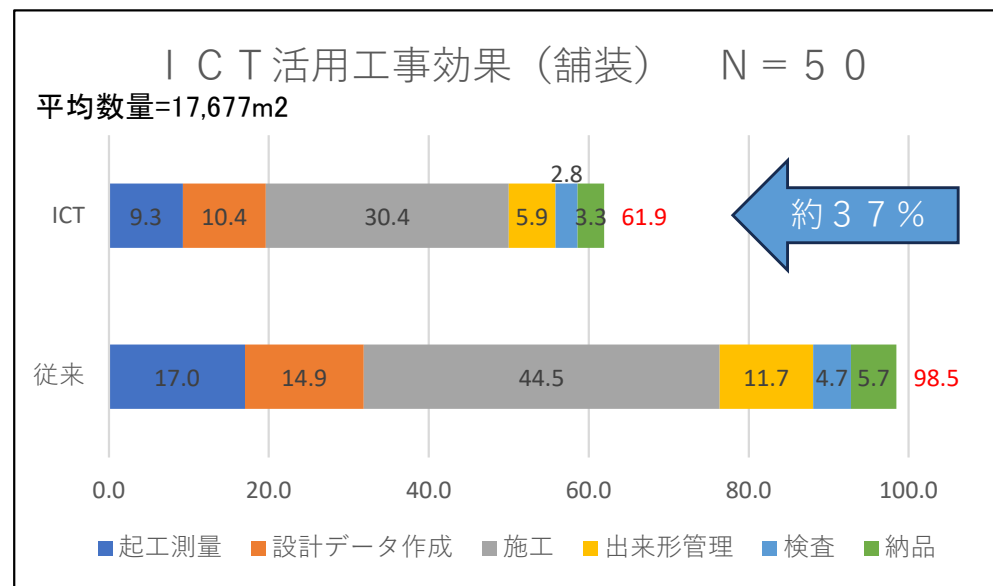
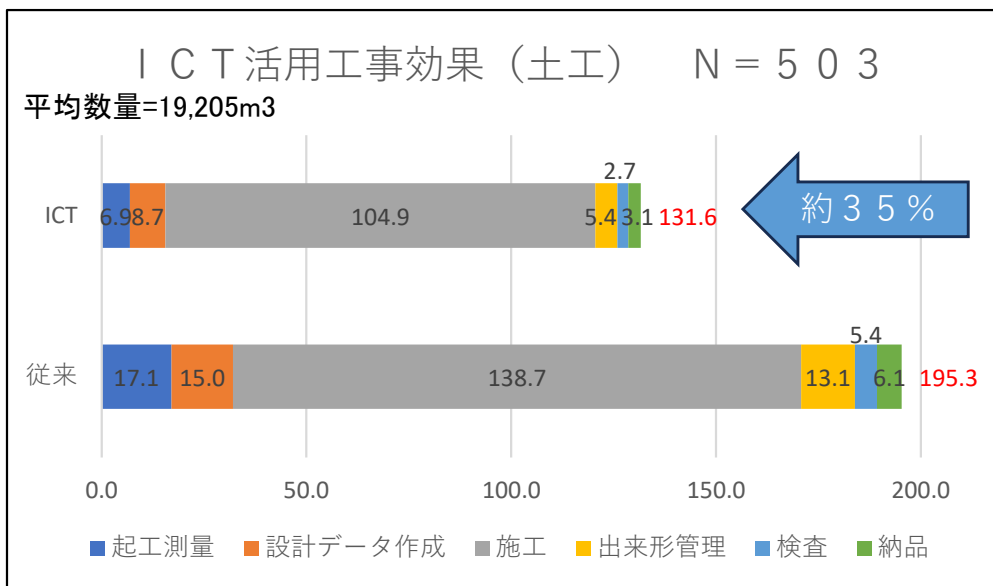
<国土交通省の実施状況>



※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協議中)を含む件数を集計。
※「実施率」は、ICT活用工事として公告した件数に対する割合
※複数工種を含む工事が存在するため、実施率算定に用いる工事件数は重複を除いている。
※営繕工事を除く。

<都道府県・政令市の実施状況(ICT土工)>



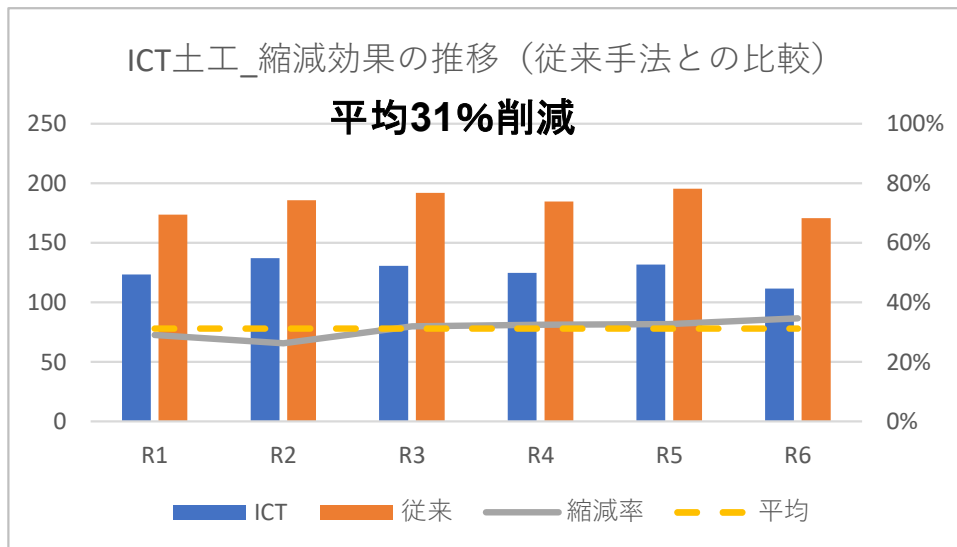


※ 活用効果は施工者へのアンケート調査結果の平均値として算出。
 ※ 従来の労務は施工者の想定値
 ※ 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

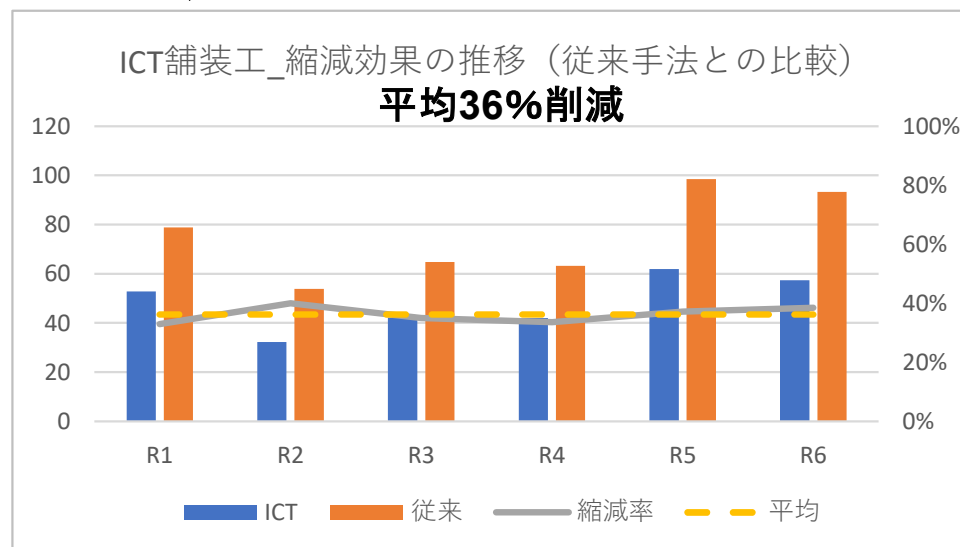
※ ICT浚渫工(港湾)はR6年度の暫定値

- ICT土工及びICT浚渫工(河川)においては、縮減効果が約3割程度、ICT舗装工においては、約3.5割程度で横ばいとなっている。
- ICT浚渫工(港湾)においては、縮減効果が増加。近年2割以上の縮減効果が見られている。

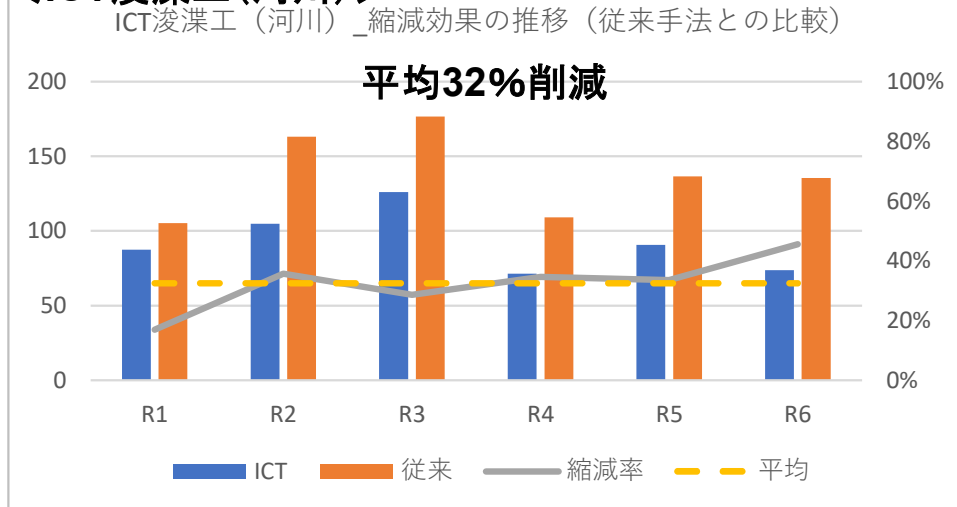
<ICT土工>



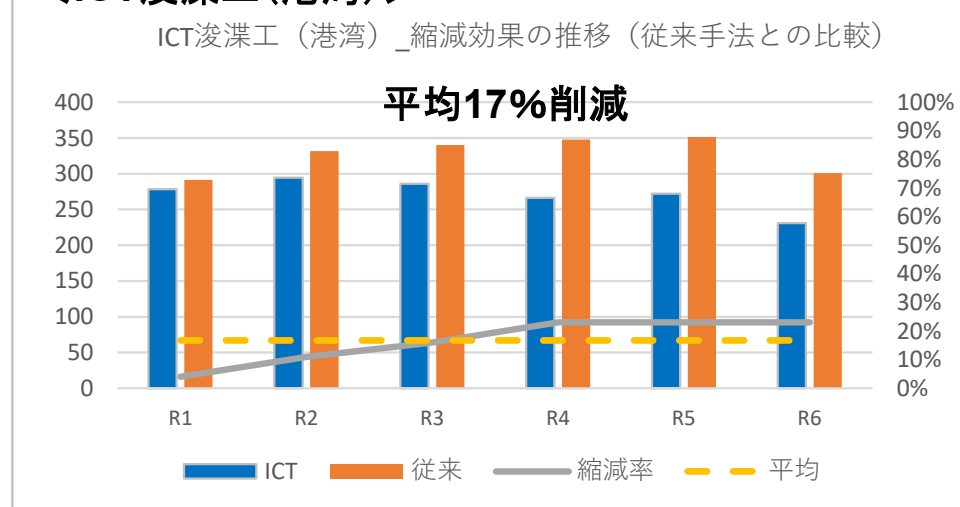
<ICT舗装工>




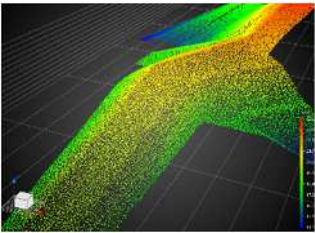

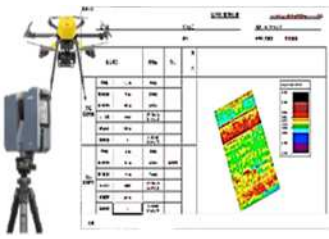
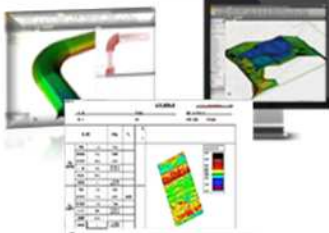
<ICT浚渫工(河川)>



<ICT浚渫工(港湾)>



※ICT浚渫工(港湾)はR6年度の暫定値

施工プロセス(ICT土工の場合)	施工者のメリット	発注者のメリット
<p>①3次元起工 測量</p> <p>ドローンやTLSによる 高効率な3次元測量</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地確認作業の省人化 ● 広範囲のデータ取得などによる作業時間の短縮 ● 危険個所に立ち入らずに測量可能になることによる安全性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題の早期把握による手戻りの削減 (用地境界の確認、隣接工区とのすりつけ、精緻な数量把握) ● 視覚的に見せることで、対外的な合意形成が容易
<p>②3次元設計 データ作成</p> <p>発注図書(図面)から 3次元設計データを作成</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計内容を視覚的に把握でき、関係者間での合意形成が容易 ● 変更箇所の可視化による設計変更対応の迅速化 ● 施工数量の迅速な把握 	
<p>③ICT建設機械 による施工</p> <p>3次元設計データによりICT 建設機械にて施工(MC/MG)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 丁張作業の削減 ● 少人数かつ短時間で施工可能 ● 熟練者でなくても効率的に施工可能 ● 手元作業員不要により安全性が向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工程の短縮 ● 施工品質の均一化
<p>④3次元出来形管 理等の施工管理</p> <p>出来形管理に3次元計測 技術を活用</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 帳票作成の省力化・自動化 ● 設計データとの比較が容易 ● 検査の効率化・ペーパーレス化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督検査の効率化 (デジタル化による検査頻度・立会時間・書類の削減)
<p>⑤3次元データ の納品</p> <p>作成、利用した3次元 データの納品</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類削減による納品の効率化・簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理の初期値としての活用

令和6年度実績

i-Construction2.0 ～建設現場のオートメーション化～

- ① 施工のオートメーション化
- ② データ連係のオートメーション化
- ③ 施工管理のオートメーション化

セーフティライマーによる掘削の遠隔施工



R5野門沢上流左岸崩壊地対策工事 中村土建(株)
日光砂防事務所

無人キャリアダンプによる自動運搬



R6地蔵川第一砂防堰堤工事 渡辺建設(株)
利根川水系砂防事務所

遠隔操作式バックホウによる遠隔施工



R6荒川第二調節池池内水路整備その1工事 戸邊建設(株)
荒川調節池工事事務所

R5国道246号厚木秦野道路
伊勢原第一トンネル工事 (株)安藤・間
川崎国道事務所

自動バックホウによる自動積込



R5霞ヶ浦導水石岡トンネル
(第3工区)新設工事 (株)安藤・間
霞ヶ浦導水工事事務所

R5久慈川右岸頃藤北地区整備工事 東亜建設工業(株)
久慈川緊急治水対策河川事務所

R5東関道清水地区改良工事 大日本土木(株)
R5東関道清水石神地区改良工事 (株)本間組
R5東関道築地地区改良工事 東急建設(株)
常総国道事務所

R5渡良瀬川右岸伊賀袋築堤他工事 河本工業(株)
R6利根川左岸斗合田築堤その1工事 潮田建設(株)
R6利根川(鬼怒川)左岸野木崎築堤その1工事 潮田建設(株)
利根川上流河川事務所

運行管理システムを用いた 現場管理の効率化



- ① 施工段取りの最適化
- ② ボトルネックの把握・改善
- ③ 進捗状況等の把握による予実管理
- ④ その他(注意喚起、教育等)

ICT施工Stage II ～現場全体の効率化～

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
	令和5年度 適用件数 【関東地整】	適用件数 4件	適用件数 21件	適用件数 85件

4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)**
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

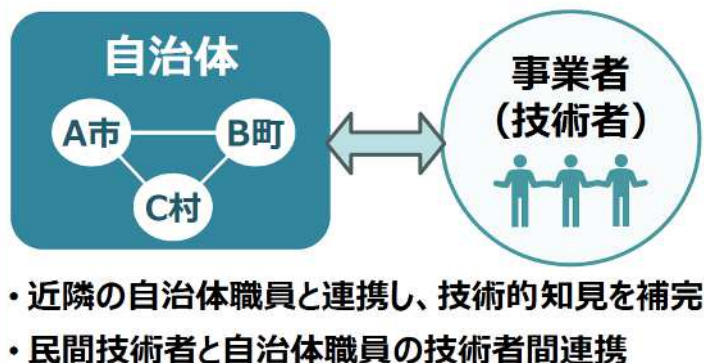
- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事の発注体制の強化

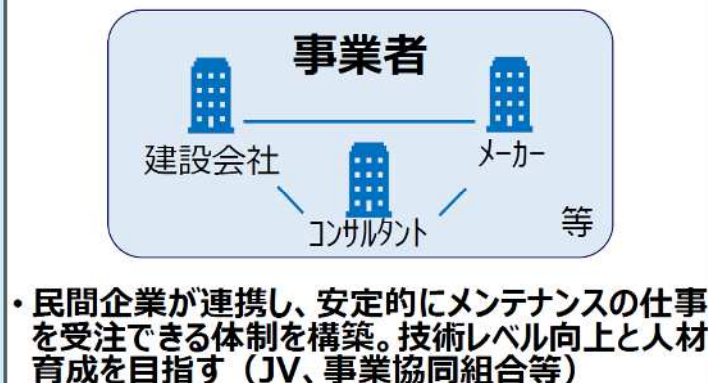
- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

- 市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「**地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)**」の考え方が重要。
- 群マネは、“**人**”、“**受注**”、“**発注**”の3要素からなる、地域のインフラ群をマネジメントする戦略。

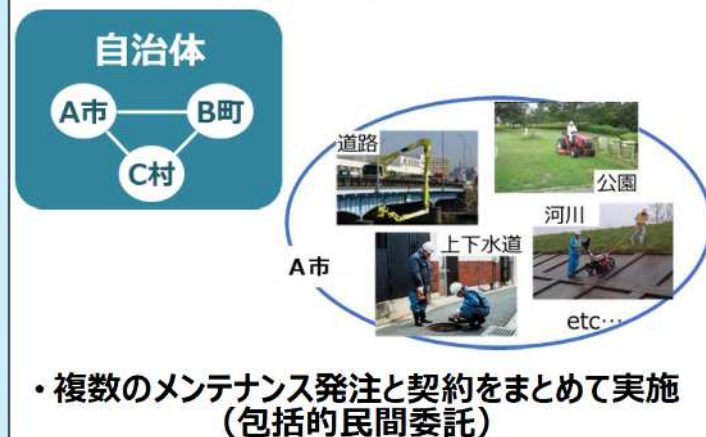
“人”の群マネ



“受注”の群マネ



“発注”の群マネ



期待される効果

スケールメリットや創意工夫により、メンテナンス業務を効率化

自治体職員の直営対応時間の縮減

インフラ管理者として計画・マネジメントに注力

必要なインフラを次世代に引き継ぎ、地域の将来像を実現

維持管理業務の収益性向上

地域建設業の経営安定化・体制確保(人員、資機材等)

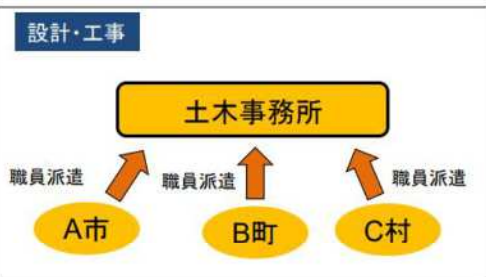
インフラメンテナンスの社会的なプレゼンス向上

地域の災害対応力を向上し、地域の安全・安心を実現

“人”の群マネ

- 奈良県では、市町村の**橋梁補修設計業務**及び**補修工事**を県が**受託する「垂直補完」**を実施
- **市町村が、県土木事務所へ職員を派遣**し、県土木事務所の技術職員の指導を受けながら、発注から監督業務まで一連の現場に携わることで、**技術力の向上**を図り、各市町村へ技術を持ち帰ることで、技術力の不足という課題の解決に向けた取組を行っている

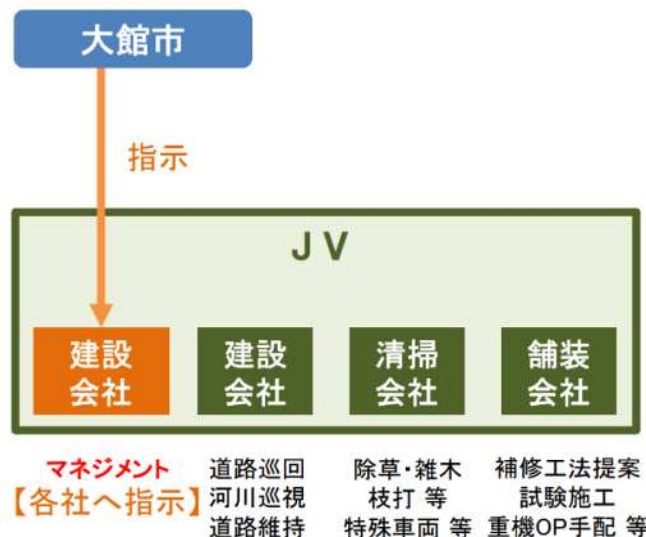
【市町村の職員派遣】



- 職員派遣は、**設計積算期間と業務・工事実施期間**
- 派遣頻度は、設計積算中は**週2～4日程度**を2ヶ月程度、業務実施・工事中は完了までの間、**週1～2日程度**



“受注”の群マネ

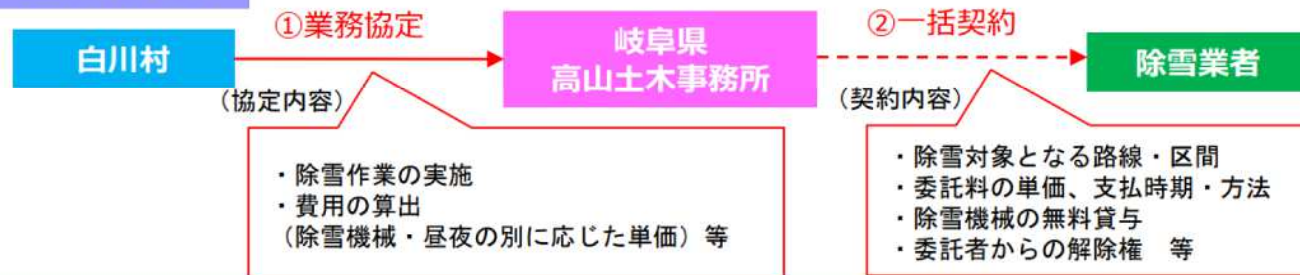


“発注”の群マネ

白川村（岐阜県） ⇒ 協定締結により実施

- 岐阜県白川村では、除雪作業の効率化を図る観点から、村道の除雪に関する業務の一部について、岐阜県高山土木事務所と協定を結び、同事務所が一括契約

岐阜県白川村の事例



※出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会資料を一部加工

「群マネの手引きVer.1(群マネ入門超百科)」について

○「群マネの手引きVer.1」では、群マネの概念や期待される効果を紹介した上で、群マネの類型や先行事例、実施プロセス、計画策定の考え方等を解説することで、導入検討から実践までサポート。

「インフラ老朽化の脅威から、われらのまちを守れるか？」

人手不足時代に東でたちむかう、
新たなヒーロー大集合

群マネ 入門超百科

- 「群マネ」ってなんだ？
- 先行事例のひみつを大解剖
- 明日からつかえるQ&A付き



時間軸の東、
プロセスの東

事業者の東

自治体の東

イラスト：国土交通省ウェブマガジン
「Grasp」 暮らしのヒーロー

地域インフラ群再生戦略マネジメント

「群マネの手引きVer.1」

国土交通省 (2025年10月)

目次

- 1 インフラメンテナンスの「見える化」**
 - 全国の「見える化」
 - 自治体毎の「見える化」

全国や自分のまちは
どういう状態？
- 2 群マネのコンセプト**
 - インフラメンテナンスの現場の苦悩
 - 群マネの概念と目指す姿
 - 先行事例における効果の声
 - 「群マネ」と「東」

「群マネ」って
なに？
- 3 群マネのメニュー**
 - 群マネの類型
 - 先行事例（広域連携、多分野連携、プロセスの東）
 - キーワード解説

「群マネ」の
具体例はある？
- 4 群マネの実施プロセス**
 - 標準的なステップ
 - 各ステップのQ&A
 - 群マネを進める上での心得
 - 先行事例におけるエピソード（苦労話など）

具体の一步を
どう踏み出せばよい？
- 5 群マネの計画策定**
 - 群マネの計画策定で検討すべき項目
 - 自治体計画への位置づけ方法

「群マネ」を進めるため
に何を決める？
- 6 人の群マネ（技術者の東）**
 - 「人の群マネ」について
 - 全国や各地域の取組例

「群マネ」の素地は
どのように作る？

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 第三次・全国统一指標、関東ブロック独自指標の一覧(工事)

全国统一指標

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

国・特殊法人等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

②週休2日の達成状況(休日の確保)

国・特殊法人等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)。

※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。

関東ブロック独自指標

④工事書類の簡素化の取り組み状況

(受注者との情報共有、協議の迅速化)

国・特殊法人等・都県・政令市の工事書類の簡素化に関わるガイドライン等の策定、書類の簡素化に関する取り組みの実施状況

⑤情報共有システム(ASP)の導入状況

(情報通信技術を活用した生産性向上)

国・特殊法人等・都県・政令市の情報共有システム(ASP)を導入状況、対象工事の実施状況

⑥市区町村における週休2日制工事の取組

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 第三次・全国统一指標、関東ブロック独自指標の一覧(業務)

全国统一指標

① 地域平準化率(履行期限の分散)

国・特殊法人等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市・**市区町村**の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※都道府県、政令市は200万円を超える業務、市区町村は100万円を超える業務(随契除く)。

関東ブロック独自指標

③ ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国・特殊法人等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

国土形成計画 = 国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備、保全(「国土の形成」)を推進するための総合的かつ基本的な計画

目的: 現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

計画期間: 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

国土形成計画(全国計画) (閣議決定)

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示
(国の責務の明確化)

※国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定めることとされている。



国土形成計画(首都圏広域地方計画) (国土交通大臣決定)

首都圏の区域において、国と都県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して、広域の見地から必要とされる主要な施策を策定

※関係する国の地方支分部局、都県、指定都市、市町村・経済団体等が対等な立場で協議する場(首都圏広域地方計画協議会)を組織

新たな首都圏広域地方計画 今後のスケジュール(想定)

- 令和5年7月 第三次 国土形成計画 閣議決定
- 令和5年7月 「基本的な考え方」公表
- 令和6年12月 「中間とりまとめ(素案)」公表
- 令和7年10月 「中間とりまとめ(案)」公表
- 令和8年3月頃 国土交通大臣決定

◆計画区域と首都圏広域地方計画協議会

首都圏広域地方計画区域(首都圏)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

隣接4県(広域首都圏)
福島県、新潟県、長野県、静岡県

【国の地方行政機関】		【都県】	
警察庁	関東管区警察局長	茨城県知事	
総務省	関東総合通信局長	会長 栃木県知事	
財務省	関東財務局長	群馬県知事	
厚生労働省	関東信越厚生局長	埼玉県知事	
農林水産省	関東農政局長	千葉県知事	
林野庁	関東森林管理局長	東京都知事	
経済産業省	関東経済産業局長	神奈川県知事	
国土地理院	関東地方測量部長	山梨県知事	
国土交通省	東北地方整備局長	福島県知事	
国土交通省	関東地方整備局長	新潟県知事	
国土交通省	北陸地方整備局長	長野県知事	
国土交通省	中部地方整備局長	静岡県知事	
国土交通省	関東運輸局長		
国土交通省	東京航空局長		
気象庁	東京管区気象台長		
海上保安庁	第三管区海上保安本部長		
環境省	関東地方環境事務所長		
環境省	中部地方環境事務所長		

【指定都市】
さいたま市長
千葉市長
横浜市長
川崎市長
相模原市長

【市町村団体】
全国市長会関東支部長
関東町村会長

【経済団体】
関東商工会議所連合会副会長

※全38団体で構成

[首都圏広域地方計画協議会]

国の地方行政機関、都県、指定都市、市町村団体、経済団体
全38団体で構成

【危機】

世界の中での我が国の首都圏の地位の低下

【危機】

都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

首都圏の強みを伸ばすPJ

- イノベーション拠点形成PJ
- 広域的な交通インフラを活用した地域連携PJ
- 「四方よし」をめざす観光文化PJ

巨大災害に対応するPJ

- 首都圏強靱化施策の展開PJ
- 様々な主体による地域強靱化PJ
- 流域治水と安全な土地利用・空間の形成PJ

- 働きやすく働きがいを持てる首都圏創造PJ
- DXによる統合的な国土マネジメントPJ
- 広域インフラ充実・強化PJ

“グリーンメトロポリス”実現PJ

- エネルギーの安定化・温室効果ガス排出削減PJ
- 農業の生産性向上・環境負荷低減PJ
- 多様なみどりの保全・創出・ネットワーク化PJ

多様で“ゆたかな”暮らしの創造PJ

- 二地域居住・交流人口拡大PJ
- こどもどまんなかPJ
- 地域生活圏の形成・持続可能な地域PJ

【危機】

エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

【危機】

少子化の深刻化・人口の地域偏在

首都圏民による危機感の共有と
取組への共感から始まる参加・貢献

首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会における議論の整理から「4つの危機」に着目

● 世界の中での我が国の地位低下

➡ 国民1人当たりGDPがG7で最下位



➡ ジェンダーギャップ指数がG7で最下位



など

● 都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

➡ 人口の88%が災害リスクエリア内に居住



➡ 首都直下地震では最大約695万人の帰宅困難者が想定



など

● エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

➡ 「みどり」の総量が減少傾向



➡ 食料自給率が29%と低い



など

● 少子化の深刻化・人口の地域偏在

➡ 地方部で様々な生活サービスが維持困難



➡ 2050年に向け生産年齢人口が471万人減少



など

現状・課題 ～日本の縮図 首都圏～

- ・ 首都圏の人口 約4,440万人 (全国の約36%)
- ・ 首都圏の域内総生産 約222兆円 (全国の約4割)
- ・ 企業の本所(本社・本店)は、全国の約3分の1が首都圏、うち約9割が東京圏に所在

4つの危機

1 世界の中での我が国の首都圏の地位の低下

- ・ 我が国のGDPは第4位に転落(2023年)
- ・ 国民一人当たりGDPはOECD加盟38か国中24位(2024年)

3 エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

- ・ 国内の中でも他圏域への依存度が高い
- ・ 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーへの転換が道半ば

2 都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

- ・ 1都5県で約3,840万人が災害リスクエリア内に暮らしている
- ・ 洪水浸水想定区域の人口は4都県で増加(2015年)

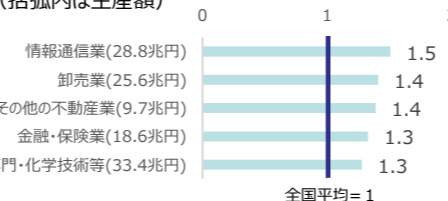
4 少子化の深刻化・人口の地域偏在

- ・ 都市部に人口集中し、地域的偏在
- ・ 都市部・地方部を問わず、生産年齢人口の減少により人手不足が顕在化

産業等の強みの客観的な把握

- ・ 国際空港、国際港湾など広域的な交通ネットワークが整備され、ヒト・モノ・カネ・情報が集積。情報通信業等に強みを有している(データ①)。
- ・ リニア中央新幹線の開業により、リニア中間駅の地域活性化を含め、三大都市圏を結ぶ経済集積圏域としての「日本中央回廊」の形成が見込まれている(データ②)。

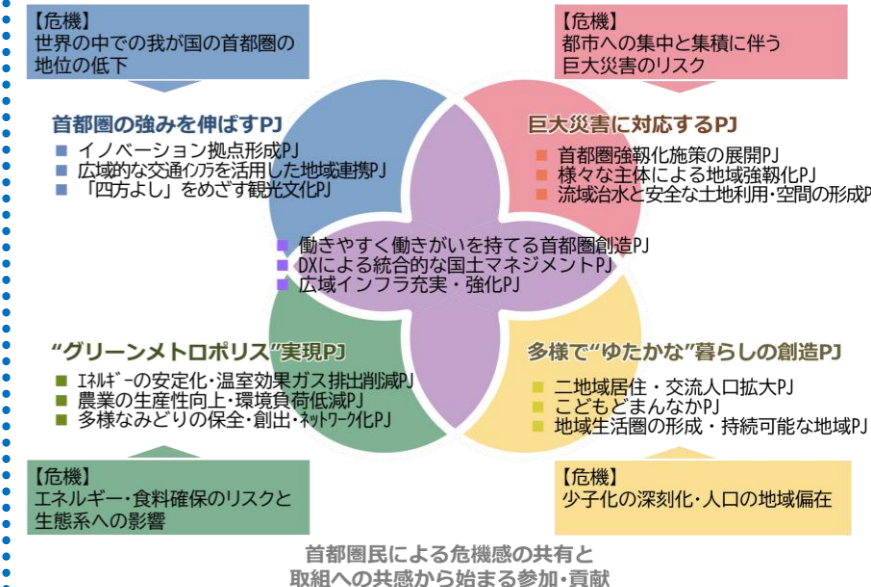
<データ①>:産業別修正特化係数(生産額ベース)※1> <データ②>:リニア中間駅を始めた新たな広域圏形成※2>
(括弧内は生産額)



産業別修正特化係数の値が1±0.5の間に8割以上の産業が含まれており、多様な産業が満遍なく発達している

(※1)環境省、(株) 価値総合研究所「地域経済循環分析(2020年試行版Ver.8.0)より作成。産業別修正特化係数は、地域内の産業出荷額のシェアと全国の産業出荷額のシェアを比較し、貿易を考慮した係数であり、同係数が1を超えるものが全国平均よりも強みのある産業(集積している産業)といえる。首都圏は、8割以上の産業の生産額が1兆円超。
(※2)内閣官房「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議」をもとに作成。

プロジェクト全体構成



将来像・目標 ～対流型首都圏の更なる深化へ～

危機感の国民的共有に基礎を置き、日本と地球の重要課題に果敢に立ち向かう

「転換」を促す3つの基幹的取組
《4本の柱に共通》

- 1 多様な主体が働きやすく、働きがいを持てる首都圏の創造
- 2 DXによる統合的な国土マネジメント
- 3 広域的なインフラの充実・強化

我が国を牽引し、そして世界の課題解決に貢献する4本の柱
《4つの危機に対応》

- 1 我が国を牽引する首都圏としての強みを伸ばす
- 2 巨大災害にしなやかに対応する圏域の実現
- 3 “グリーンメトロポリス”の実現
- 4 多様で“ゆたかな”暮らしの創造

広域連携プロジェクト

2050年の首都圏(将来像)イメージ



高規格道路(供用中) 高規格道路(事業中) 高規格道路(調査中) 既設新幹線 整備計画路線(開業区間) 整備計画路線(建設中区間) 整備計画路線(未着工区間) リニア中央新幹線(建設中区間) リニア中央新幹線(未着工区間) 基本計画路線 ミニ新幹線 拠点空港 地方管理空港 その他の空港 国際戦略港湾 国際拠点港湾 重要港湾

※本地図は我が国の領土を網羅的に記したものではありません。
※高規格道路ネットワーク図については令和7年4月1日時点の情報。また、首都圏及び中部圏については、一部の路線を図示していません。

1-1.多様な主体が働きやすく、働きがいを持てる首都圏創造プロジェクト
高年齢化・人口減少社会において労働力が減少する中で、意欲を持った人々が、働きがいや働きやすさを感じながら働くことができる環境の実現を目指す。
(事業例) 多様な働き方推進事業(千葉県)

1-2.DXによる統合的な国土マネジメント実現プロジェクト
担い手が不足する状況において、デジタルとリアル空間を統合することで多様な暮らし方や働き方を実現するための基盤を構築する。
(事業例) さいたま市における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化(さいたま市)

1-3.広域インフラ充実・強化プロジェクト
インフラ整備を通じ多様な暮らし方や働き方を実現するための基盤を充実する。
(事業例) 成田空港機能強化に対応した高規格道路ネットワークの整備(千葉県)

2-1.イノベーション拠点形成プロジェクト
グローバルに活躍する企業や優秀な人材を集め、経済成長の原動力であるイノベーションを東京圏内外で幅広く創出する。
(事業例) マテリアル分野のスケールアップ拠点の形成(川崎市)

2-2.広域的な交通インフラを活用した地域連携プロジェクト
広域的な交通インフラを最大限「賢く使う」ことで、ストック効果を引き出し、『日本中央回廊』の形成などを見据えた地域経営の展開を図る。
(事業例) 水素・燃料電池産業の基幹産業化(山梨県)、さがみロボット産業特区(神奈川県)

2-3.「四方よし」をめざす観光文化プロジェクト
「旅行者・産業・地域・環境」の「四方よし」の観光を実現するため、体制づくり、受入環境整備や情報発信を通じ人が惹きつけられる空間づくりを目指す。
(事業例) 江戸街道プロジェクトの推進(関東運輸局)

4-1.エネルギーの安定化・温室効果ガス排出削減プロジェクト
将来を見据えた新たな取組から、現状の限られた資源の省資源、安定化までを一連で対応する「転換・抑制・循環」を目指す。
(事業例) 茨城港及び鹿島港におけるカーボンニュートラルポートの形成(茨城県)

4-2.農業の生産性向上・環境負荷低減プロジェクト
食料自給力や高付加価値の作物生産を継続するため国内産農水産物の消費・生産拡大と輸出強化を進める。
(事業例) やまなしカーボンフリー農業モデル事業(山梨県)

4-3.多様なみどりの保全・創出ネットワーク化プロジェクト
みどりに係る計画の体系化・可視化・共有、多様なみどりの保全・創出、都県の区域を越えた広域的なみどりのネットワーク形成に取り組む。
(事業例) ブルーカーボンの推進(神奈川県)

3-1.首都圏強化施策の展開プロジェクト
巨大災害のリスクから国民の生命や財産を守り、首都機能を維持できるようにハード対策から備えることを目的とする。
(事業例) 荒川第二・第三調節池の整備(関東地方整備局)

3-2.様々な主体が取り組む地域強化プロジェクト
巨大災害のリスクから国民の生命や財産を守り、首都機能を維持できるようにソフト対策から備えることを目的とする。
(事業例) 東京マイ・タイムライン(東京都)

3-3.流域治水と安全な土地利用・空間の形成プロジェクト
施設整備のハード対策に加えて、ソフト対策等の流域の全員が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策(「流域治水」)への転換を進める。
(事業例) 休泊川流域治水対策の推進(群馬県)

5-1.二地域居住・交流人口拡大プロジェクト
地域の魅力に触れ、地域との関係性や参画を段階的に深める交流拠点の形成を図り、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する。
(事業例) ワークーション推進事業(相模原市)

5-2.子どもどまんなかプロジェクト
共働きでも安心して出産、子育て等ができる環境の実現を目指す。
(事業例) 朝のこどもの居場所づくりモデル事業(埼玉県)

5-3.地域生活圏の形成をはじめとした持続可能な地域づくりプロジェクト
主体、事業、地域の境界を越えた連携・協調により、暮らしに必要なサービスが官民共創等により持続的に提供される地域生活圏を形成する。
(事業例) 無人運搬移動サービス導入検証・促進事業(栃木県)

関東地方整備局は、台風22号、23号による災害に伴いTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を東京都八丈町に派遣しました。

R7.10.08 台風第22号及び第23号接近に伴う体制（応援）
【令和7年10月14日～11月4日】



関東地方整備局長から激励



調査中の被災状況調査班（ドローン）



調査中の被災状況調査班（道路）



八丈町役場内で調査結果を整理するTEC-FORCE

関東地方整備局は、台風22号、23号による災害に伴いTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を東京都八丈町に派遣しました。

R7.10.08 台風第22号及び第23号接近に伴う体制（応援）
【令和7年10月14日～11月4日】



調査中の被災状況調査班(道路)



東京都水道局と打合せするリエゾン



自衛隊と打合せするリエゾン



東京都・八丈町職員へ調査結果を報告



被災状況調査班(道路)から
報告書を山下町長に手交



被災状況調査班(ドローン班)から
報告書を山下町長に手交

建設産業行政の最近の動き



国土交通省関東地方整備局建政部

建設業法の改正について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

建設業*	432万円/年	2,018時間/年	(▲15.0%)	(+3.1%)
全産業	508万円/年	1,956時間/年		

*賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

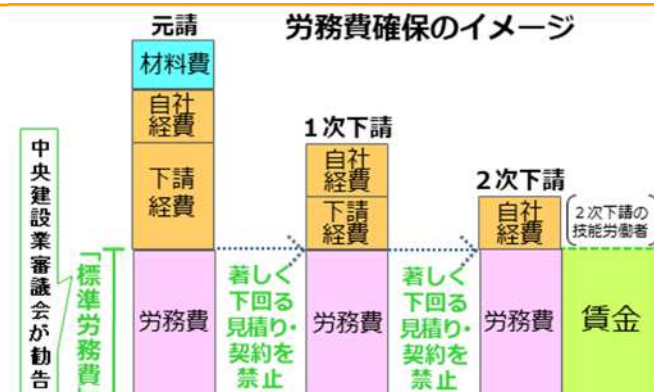
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による**見積り**や**見積り依頼を禁止**

➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**

・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務***

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも禁止)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡**特定建設業者***や**公共工事受注者**に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



建設業法・入契法

令和6年

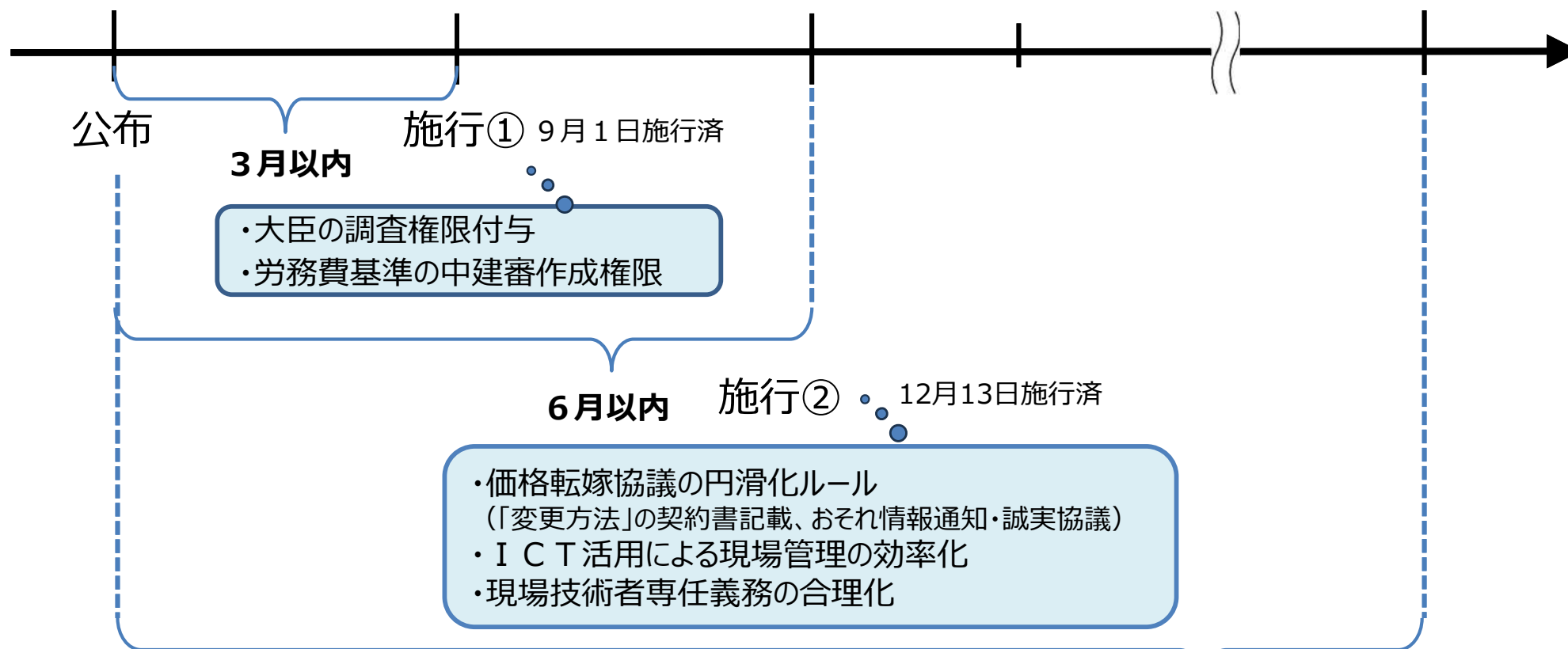
6月14日

～9月

～12月

令和7年

～12月



※議員立法による

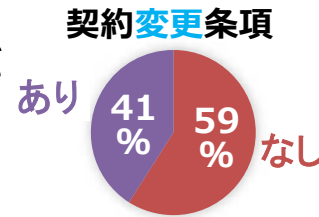
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は
6月19日に公布・施行済
(測量法改正のみ令和7年4月に施行)

1年6月以内 施行③

- ・著しく低い労務費等の禁止
- ・受注者による原価割れ契約の禁止
- ・工期ダンピング対策の強化 等

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**



契約書(イメージ)
第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

【契約前】

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知(受注者)

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方が共有**
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- ・ 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生 of 自然的事象に起因する事象については、発生 of 蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- ・ **書面**又は**メール等の電磁的方法**により、**見積書交付等のタイミング**で通知

誠実協議 (注文者)

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、**変更可否**について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**



「**資材高騰等のおそれ**」
通知する義務

注文者

受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な協議の努力

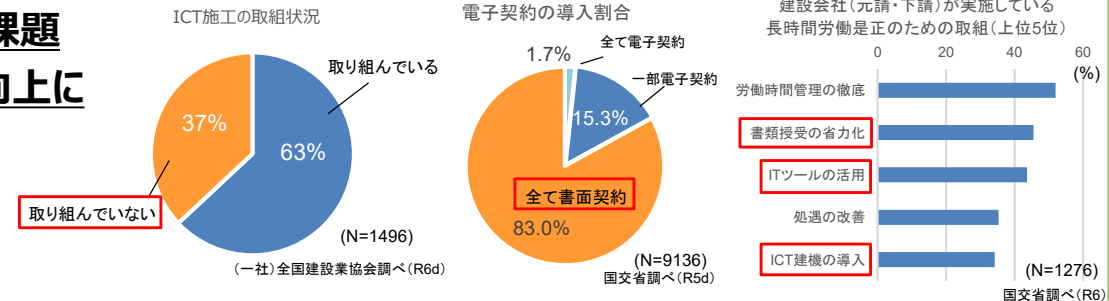
注文者

受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、**協議を拒む理由にはならない**
⇒契約上の「**変更方法**」に基づき適切に協議

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

＜主なポイント＞

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナ

第1 本指針の基本的考え方

1 背景

2 本指針の適用範囲

⇒特定建設業者・公共工事受注者のみならず、発注者・工事監理者
・設計者等工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠

3 本指針の目的と目指すべき方向性

⇒建設業界全体のICT活用に係る取組状況の底上げ、技術革新を踏まえた
知見のアップデート、共同研究・開発、セキュリティ対策徹底 等

4 建設現場におけるICT活用に向けたアプローチ



◆橋梁下部工事、工期：約14ヶ月 全体約360cm

第2 工事施工の管理（バックオフィス）に関するICT活用に関する措置

1 工事施工の管理に関する法令等による規定

2 工事施工管理の効率化に向けて取り組むことが望ましい事項

(1) 施工管理システムの積極的な活用

⇒元請・下請間の書類やり取りの合理化 等



(2) CCUSの活用促進

⇒CCUSへの登録、就業履歴蓄積等の一層の推進 等

(3) 建設業退職金共済制度における電子申請方式の積極的活用

⇒電子申請方式の活用による確実な掛金納付・退職金支給、事務軽減 等

(4) 電子入札・電子契約の積極的活用等

⇒発注者側や元請業者の理解増進CI-NETの活用 等



(5) 公共工事における取組の推進

⇒工事関係書類の様式統一、簡素化・電子化、ASP活用 等

第3 工事施工（建設現場）におけるICT活用に関する措置

1 ICT活用において留意すべき観点

- ①工事工程全体を俯瞰したICT導入効果の最大化
- ②工事成果物に求められる精度を勘案した適切なICTの選択
- ③下請業者や建設業者間における連携・協働によるICT活用の推進
- ④ICT活用に係る技術者及び技能者の技能の向上
- ⑤データ連携による総合力の発揮

2 ICT導入の具体例

- ①ドローン
- ②トータルステーション
- ③3Dスキャナ
- ④BIM/CIM
- ⑤ウェブカメラ・ウェアラブルカメラ
- ⑥電子小黒板
- ⑦建設用ロボット等



ドローン



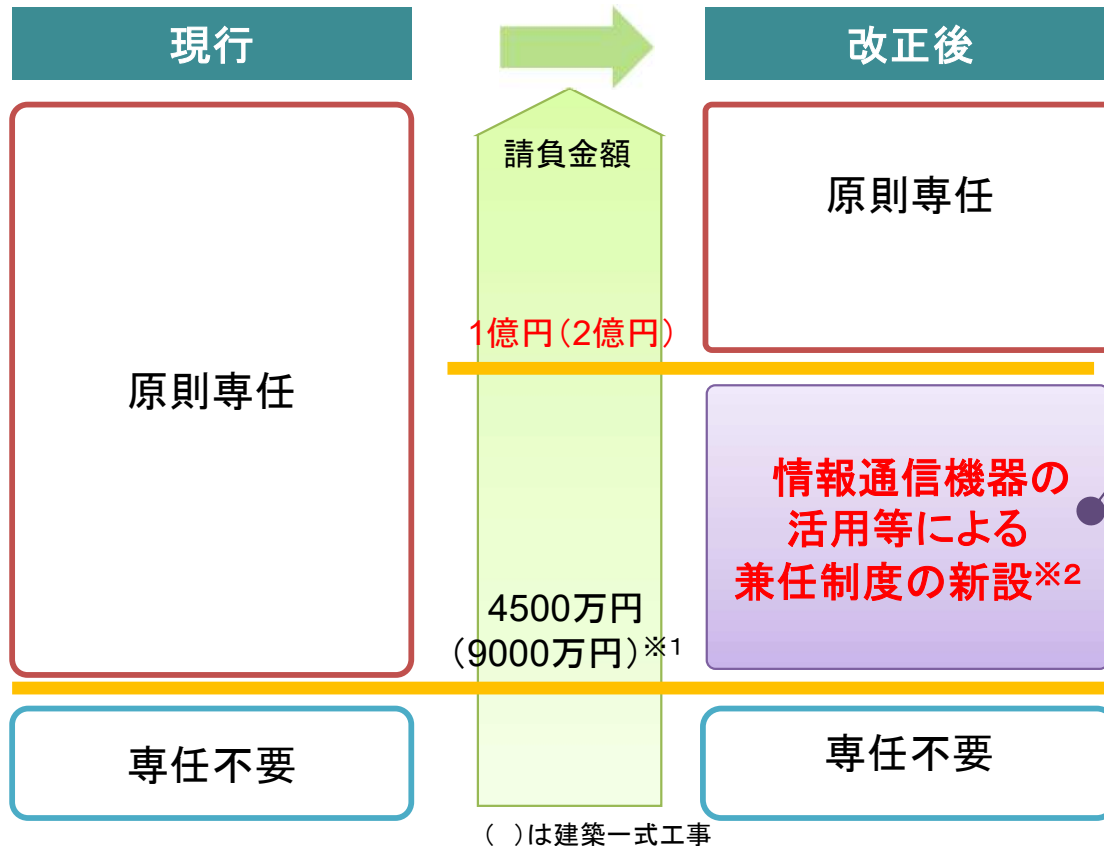
3Dスキャナ



BIMモデルの活用



- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）



【兼任の要件】(全てに適用する必要)

- ①請負金額(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- ②兼任現場数(政令)
2工事現場以下
- ③工事現場間の距離(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ④下請次数(省令)
3次まで
- ⑤連絡員の配置(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置(省令)
- ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)
(補足)計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載
- ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置(省令)

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引上げ済(施行日:令和7年2月1日)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

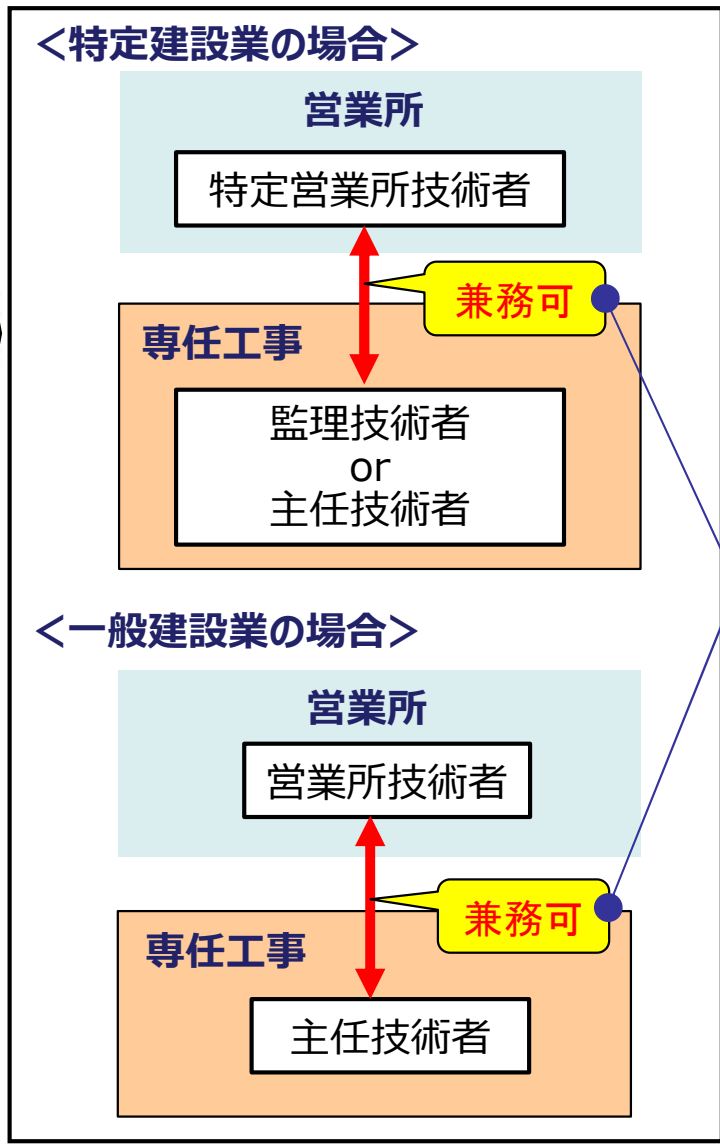
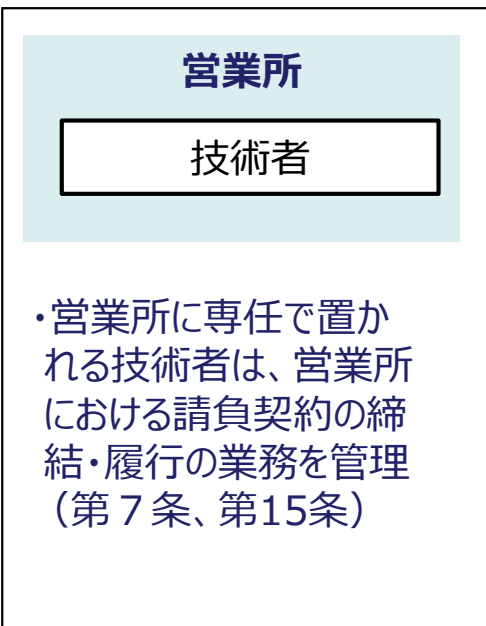
注:「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照)



国会付帯決議を踏まえ、今後
施行状況の調査を予定

法改正事項：現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務）

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）



- 【兼務の要件】（全てに適用する必要）**
- ① **工事契約**（法律）
 当該営業所において締結された工事であること
 - ② **請負金額**（政令）
 1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満
 - ③ **兼任現場数**（政令）
 1工事現場
 - ④ **営業所と工事現場の距離**（省令）
 1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
 - ⑤ **下請次数**（省令）
 3次まで
 - ⑥ **連絡員の配置**（省令）
 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
 （土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
 - ⑦ **施工体制を確認できる情報通信技術の措置**（省令）
 - ⑧ **人員の配置を示す計画書の作成、保存等**（省令）
 【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載
 - ⑨ **現場状況を確認するための情報通信機器の設置**（省令）

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

- 第三次・担い手3法により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論しているところ。

主な論点

○ 「労務費に関する基準」の作成について

- ・ 適正な労務費の水準
- ・ 職種分野別の「基準値」の定め方
- ・ 基準値の決定・公表と改定の手続き

○ 「労務費に関する基準」の実効性確保策について

- ・ 契約段階における労務費確保に向けた取組
- ・ 労務費・賃金の支払段階における取組
- ・ 公共工事における上乗せの取組

スケジュール

○ 令和6年9月から令和7年10月まで延べ、11回のWGを開催

○ 12月初旬 中央建設業審議会（総会）

- ・ 労務費に関する基準（案）
- ・ 建設工事標準請負契約約款の改正（コミットメント制度の導入） 等

○ 12月上旬（予定）

- ・ 職種分野別の労務費の基準値、運用方針
- ・ 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン 等 公表

○ 12月12日（予定）改正建設業法等 全面施行

○ 令和8年春～夏頃 労務費の基準に関するWG（継続予定）

改正建設業法 「令和7年12月施行分」 説明会

「労務費に関する基準」に関する具体的な制度と関連する取組について

対象：建設業者団体・建設業者・公共/民間の建設工事の発注者

昨年6月に公布され、2025年12月に全面施行となる改正建設業法に関する全国説明会を開催します。今回は特に、「労務費に関する基準」に関する具体的な制度を中心に、建設業者・発注者それぞれに取り組んでいただきたい内容を解説します。

開催プログラム

1. 改正建設業法令和7年12月施行内容について

① 労務費に関する基準関係

- ・「労務費に関する基準」の概要
- ・労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組について
- ・「技能者を大切にす企業の自主宣言制度」について
- ・「CCUSレベル別年収」について
- ・「コミットメント制度」について
- ・「労務費ダンピング調査」等について

② 受注者による不当に低い請負代金・著しく短い工期による契約締結の禁止について

2. 約款改正（契約変更協議に関する規定など。コミットメント条項以外）について

3. Q&Aセッション

開催日程・会場（全10会場 | 各回定員50人-100人）
（オンライン配信なし | 各日会場午前・午後の2回開催）

札幌	1/9(金)	大阪	1/16(金)
仙台	1/13(火)	広島	12/23(火)
東京	12/18(木)	高松	1/23(金)
新潟	12/22(月)	福岡	2/2(月)
名古屋	1/28(水)	那覇	1/26(月)

オンライン開催（全2日程 | 各回定員950人）

（Microsoft Teams 会議使用 | 各日会場午前・午後の2回開催）

第1回：オンライン説明会	12/19(金)
第2回：オンライン説明会	1/20(火)

午前の部 10:30-12:00（発注者向け）
午後の部 14:00-15:30（建設業者向け）
申し込みは、開催日の2営業日前まで。
但し定員になり次第終了させていただきます。

開催時間のご確認やお申し込み、お問い合わせは
Webサイトにてお願いいたします。



Webサイトはこちら

お問い合わせ 「PwC コンサルティング合同会社 改正建設業法説明会 事務局」：jp_cons_mlit_seminar-mbx@pwc.com

主催 国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

令和 7 年 11 月 21 日
 不動産・建設経済局建設振興課

改正建設業法「令和 7 年 12 月施行分」説明会を開催します

～12月から2月に全国各地で順次開催～

本年12月に改正建設業法が全面施行となるにあたり、施行内容について「労務費に関する基準」を中心に、全国で説明会を開催します。あわせて、約款改正についても説明します。

昨年6月に公布され、本年12月に全面施行となる改正建設業法に関する全国説明会を開催します。今回は特に、「労務費に関する基準」に関する具体的な制度を中心に、建設業者・発注者それぞれに取り組んでいただきたい内容を解説します。是非ご参加下さい。

1. 対象者 建設業関係者、建設業団体、民間発注者、民間発注者団体、国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局 など
2. 説明内容 改正建設業法令和 7 年 12 月施行内容について
約款改正（契約変更協議に関する規定など）について
3. 参加費 無料
4. 参加申込み 委託先（PwC コンサルティング合同会社）より 12 月 1 日下記サイト公開・参加申込み受付開始。参加方法に関わる問合せは、委託先へお願いします。
<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2025/construction-business-act-2512.html>
5. 日時・場所 以下の通り ※席に限りがございます。満員となり次第、受付を終了します。

開催予定日	ブロック	都市	会場	定員
1月 9日 (金)	北海道	札幌市	札幌第 1 合同庁舎	100 名
1月 13日 (火)	東北	仙台市	東北地方整備局仙台合同庁舎 B 棟	50 名
12月 18日 (木)	関東	東京	TKP 新橋カンファレンスセンター	100 名
12月 22日 (月)	北陸	新潟市	新潟美咲合同庁舎 1 号館	50 名
1月 28日 (水)	中部	名古屋市	桜華会館	100 名
1月 16日 (金)	近畿	大阪市	グランフロント大阪	50 名
12月 23日 (火)	中国	広島市	中国地方整備局建政部	50 名
1月 23日 (金)	四国	高松市	高松商工会議所	50 名
2月 2日 (月)	九州	福岡市	第三博多偕成ビル	50 名
1月 26日 (月)	沖縄	那覇市	沖縄総合事務局本局	50 名
12月 19日 (金)	全国	—	オンライン開催①	950 名
1月 20日 (火)	全国	—	オンライン開催②	950 名

【問合せ先】

不動産・建設経済局 建設振興課 中尾

代表：03-5253-8111(内線：24835)、直通：03-5253-8281

関東地方整備局による建設Gメンの実地調査結果概要(R6.7~R7.6)

- 元請企業、下請企業、発注者を対象として80社に対して、直近事業年度に完成した工事における注文者及び下請との取引状況について調査を実施
- 第三次・担い手3法の改正を踏まえ、労務費見積（著しく低い労務費見積提出及び変更依頼の禁止）、工期設定（受発注者間における工期ダンピングの禁止）、価格転嫁（契約変更条項の明記など）が主な確認事項

	確認された事象	原因	指摘事項
労務費見積	<ul style="list-style-type: none"> 見積書において、<u>労務費などの内訳が明示されていない</u> 民間工事では、<u>労務費の見積もりにおいて公共工事設計労務単価などの最新の市場単価が参照されていない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 標準見積書など内訳明示された見積書を活用することが定着していない 民間工事という理由のみをもって、最新の市場価格となり得る公共工事設計労務単価などの労務費の目安が参照されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 標準見積書を活用して、<u>労務費や材料費について内訳明示を行うこと</u> 標準労務費は<u>公共工事設計労務単価</u>を元に作成が検討されていることを踏まえ、<u>労務費見積にあたっては同単価を参照すること</u>
工期設定	<ul style="list-style-type: none"> 工期に関する基準と照らし合わせて、<u>同基準を踏まえた工期設定となっていることの確認が行われていない</u> 見積依頼書において、<u>4週8休や猛暑日の考慮が条件明示されていない</u> 現場に従事する作業員が時間外労働規制を超えるような労働時間となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 工期に関する基準が参照されておらず、工事ごとに基準へ適合していることを確認する考え方が定着していない 4週8休や猛暑日の考慮を受注者側の判断に委ねている 設計や前工事の遅れなど、受注者側に責がない場合でも工期延長が協議されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 工期に関する基準を踏まえた工期設定がされていることを確認できる<u>チェックリストなどの活用を行うこと</u> 見積依頼書に、<u>4週8休等を前提とした条件明示を行うこと</u> 労働基準法を遵守して、<u>時間外労働規制に抵触しないような工期設定を行うこと</u>
価格転嫁	<ul style="list-style-type: none"> 契約書に<u>変更契約に関する条項の記載がない</u> 物価変動等による<u>諸費用の上昇分について、契約変更に至らない</u> 注文者と受注者の間で、<u>価格協議の交渉過程の記録作成や書類保管がされていない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事標準請負契約約款が活用されていない 受注者が注文者側へ上昇のおそれについて<u>予め説明が行われていない</u> 協議や交渉記録を作成、保管する習慣が定着していない 	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事標準請負契約約款を活用し、<u>変更契約条項を明記すること</u> 受注者は<u>公表された統計等を基に予め情報提供し、注文者は協議の際に応じること</u> 協議過程でやり取りのあった見積書等の交渉記録の保管などに努めること

建設業取引適正化推進期間

○建設業取引の適正化をより一層推進するため、毎年10・11・12月を「建設業取引適正化推進期間」として、幅広く重点的に法令遵守に関する活動を実施。

建設業法令遵守推進本部の取組

○主な実施内容 (関東地方整備局)

◆ポスター掲示、ホームページ等を通じた広報 (関東地方整備局HP、X(旧Twitter) 他機関YouTubeチャンネルリンク等)

◆法令順守等講習会の実施

・関東地方整備局web講習会 (オンデマンド配信)

・講習会

11/14 東京建設業協会 (web開催)

11/18 山梨県/山梨県建設業協会/山梨県建設産業団体連合会 (山梨県地場産業センター)

10月下旬～ 長野県/長野県建設業協会 (10月下旬～12月下旬、web配信)



◆建設Gメンによる調査等の実施

・大臣・知事許可含めた調査等



請負代金や工期設定は
適正ですか?

みんなで守る適正取引

令和7年度10・11・12月

建設業取引適正化推進期間

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化推進期間 検索

適正な工期確保の推進

「工期に関する基準」改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出**するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力**し、**規制違反を助長しないよう十分留意**する。
- ・発注者※は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

関東地方整備局では、令和6年4月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和7年度も継続して実施。

厚生労働省の取組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和7年度においても継続して実施。今年度は特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R7年度の各地の開催実績】

※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

東京	R7.5.19	☆千葉	R7.6.13	☆長野	R7.6.16	☆群馬	R7.6.18	山梨	R7.6.20
☆栃木	R7.6.23	☆神奈川	R7.6.24	埼玉	R7.6.25	茨城	R7.7.3		

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和6年度は「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供。令和7年度においても順次実施

③ 管内労働局との連名文書の発出

- 各都県内区市町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書を発出

【連名文書発出状況】

※ 栃木は建設業関係労働時間削減推進協議会名で文書発出予定

茨城	R7.9.22	栃木	調整中	群馬	R7.11.28	埼玉	R7.9.1	千葉	R7.8.4
東京	R7.5.13	神奈川	調整中	山梨	R7.10.24	長野	R7.8.26		

入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

○各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施（全国10ブロック、地方整備局等单位）。

○令和7年度は週休2日工事の実施を重点テーマに、約100団体に対して実施（令和7年9月～）。

注）重点テーマは毎年度選定。働きかける内容及び手法は各市区町村の取組状況等による差異あり。

令和7年度 キャラバン実施概要

目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている市区町村への働きかけの加速化

重点項目

市区町村における週休2日工事の実施*

*週休2日工事または週休2日交替制工事を1件以上実施していることを指す。

実施内容

市区町村を直接訪問し、令和7年度中の週休2日工事の実施を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の適正工期や円滑な価格転嫁（スライド）、ダンピング対策、施工時期の平準化等についても働きかけを実施。

実施主体

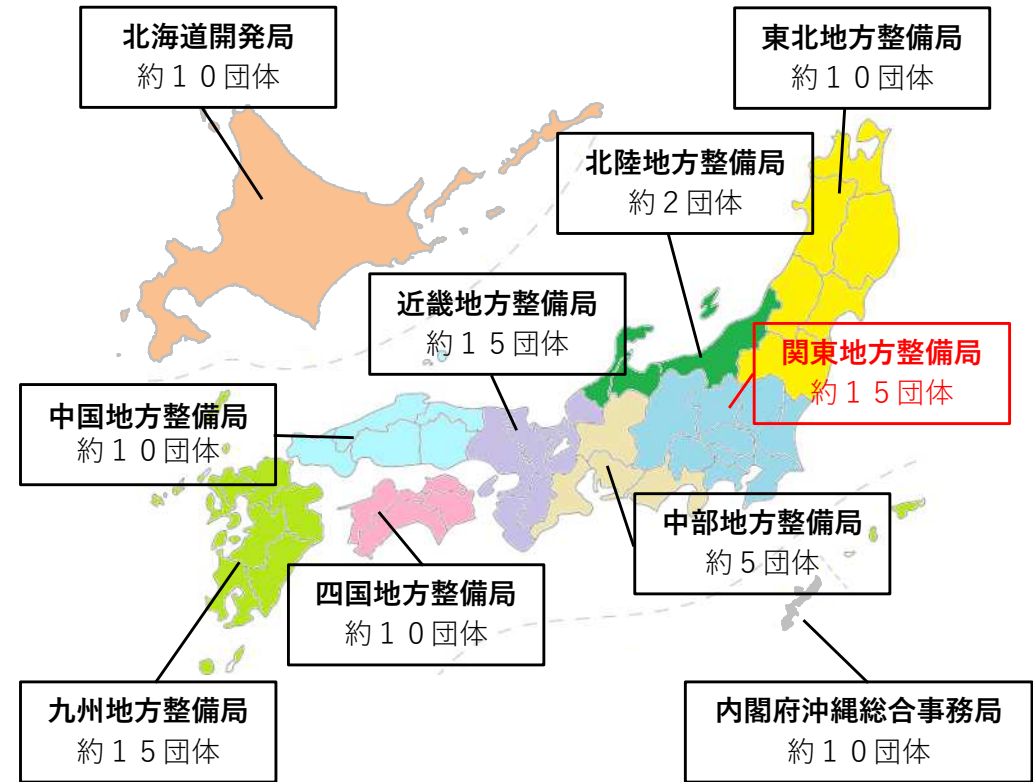
各地方整備局等建政部 入札契約適正化担当者

対象自治体

全国計 約100団体*（ブロック別内訳は右図参照）

*R7週休2日工事実施率70%未満が見込まれる地域及びR6同実施率30%未満の地域のうち、週休2日工事未実施の団体を中心として選定。

令和7年度 キャラバン実施地域



個別対話型の働きかけを通じ、週休2日工事の導入及び拡大の加速化を目指す。

担い手確保の取組み

開催要旨

地域の守り手である建設業の持続的な発展に向けて、担い手の確保に関するそれぞれの現状・課題の認識や取組を共有し、官民一体となった取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、第二回目において「**建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について**」申し合わせを取り交わし、週休2日の推進及び効果的なPRの実施を関係者一丸となって推進していくこととされた。

開催概要

【参加者】

業界団体：日建連関東支部、管内1都8県建設業協会、中小建設業協会（東京、神奈川、横浜）、関東建専連
 自治体：管内1都8県、5政令市の建設業許可部局、発注担当部局
 関東地整：企画部、営繕部、建政部

【開催日】

第1回：令和7年2月17日・・・現状・課題の認識や取組の共有
 第2回：令和7年6月6日・・・建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について認識共有

※ 第2回において本取組みを後押しすべく、国土交通本省の廣瀬技監も出席

第2回意見交換会



岩崎局長挨拶

廣瀬技監挨拶

主な申し合わせ事項

■ “建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

- 関東地整、都県・政令市は、発注工事において元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、必要な取組を推進する。その際、都県・政令市は自らのすべての部署（教育委員会等）の発注工事が週休2日となるよう推進する。
- 関東地整、都県は、管内の区市町村長等に対し、各区市町村発注工事における週休2日の実現に向け取り組むことを要請する。
- 関東地整、都県・政令市、建設業団体は、民間発注者の団体となる経済団体（商工会議所等）に対して様々な機会を活用して、担い手3法の趣旨を踏まえ民間発注工事における週休2日や適正工期の実現に向け取り組むことを要請する。
- 建設業団体は、元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、都県単位で建設業団体間の連携を図り、必要な取組を推進する。

■ 建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

- 現場見学会や技能実習等のイベントを産・学・官が連携して取り組む。
- 特に小・中・高等学校の学生、先生及び親を対象としたイベントや出前授業等の機会確保に努める。
- HPやSNS、出前講座等を活用して防災やインフラ貢献といった建設業の役割の重要性についての情報発信を行う。
- 現場の労働環境改善に取り組む（工事現場のトイレ改善、休憩スペースの確保など）。



担い手確保に関する意見交換会リーフレット

～“建設業”が地域の安全安心や経済成長を支えていくために～

建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、関東地方整備局、都県・政令市、関東甲信地域の建設業団体が、担い手3法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、連携した取り組みを進めています。

建設業の週休2日の推進、魅力などの効果的なPRについて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体が連携した取り組み方針を申し合わせました。



令和7年6月6日 第2回 関東甲信地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会

建設業の就業者数の状況と労働環境

建設業の就業者数は減少傾向となっている中、交代制勤務などの実施が困難な企業が多く、全産業平均に比べて出勤日数が多く、労働時間が長くなる傾向となっているため、建設業就業者は休日を十分に取れていない状況です。

建設業就業者数
(平成9年と令和5年の比較)

202万人減



総務省「労働力調査」を基に
国土交通省で算出

建設業の年間実労働時間
(令和5年の全産業との比較)

62時間長い



厚生労働省「毎月労働統計調査」年度版より国土交通省作成

建設工事全体における
週休2日の取得状況

3割未満



国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年公表）より

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業に従事するすべての者が柔軟な働き方ができるよう留意することを前提とし、週休2日の取組を推進しています。



国土交通省作成
適正工期確保ガイドブック



関東地方整備局HP
週休2日チャレンジナイト



企業HP
週休2日制チャレンジ工事着改

また、建設業界においても、元請企業から下請企業までが週休2日をはじめとした、休日の確保や柔軟な働き方ができるよう、連携した取り組みや周知を推進しています。



(一社) 日へ建設業連合会
週休2日推進ロゴマーク



二日一斉開所キャラクター
やすみん



(一社) 群馬県建設業協会
4週8休PRポスター

建設業の週休2日は、公共工事のみならず、全ての工事でも取り組んでいく必要があります。関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、区市町村発注工事や民間工事における週休2日の推進に向けて、区市町村・関係団体へ要請を行うと共に、公的資金の補助を受けた事業者に対する周知・啓発を行っています。



労働局主催の民間発注団体が参加する会議にて
関東地方整備局より適正な工期設定を周知



関東地方整備局と1都8県建設業許可部局による
適正な工期設定を周知するリーフレット

担い手確保に関する意見交換会リーフレット

建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

建設業の魅力や意義を多くの方に効果的に情報を発信するため、産・学・官が連携し、各者が有する知識・設備・現場等を最大限に活用し、これまでの取組をより発展的に推進しています。

建設業界は職業体験会や現場見学会、小・中・高などの学校での出前授業の実施、HPやSNSを活用した情報発信を通じて、建設業の魅力発信に努めています。



(一社)茨城県建設業協会
親子見学会



(一社)栃木県建設業協会
建 FES GO! (お仕事体験会)



(一社)山梨県建設業協会
小学校における出前授業



(一社)千葉県建設業協会
ショッピングモール内、仕事体験テーマパーク
へのブース出展



(一社)東京建設業協会
小学生向けに建設業のお仕事紹介冊子



(一社)長野県建設業協会
「建設カード」によるお仕事紹介

建設業は地域を支える重要な産業

建設業は新たなインフラ整備はもちろんのこと、今あるインフラの維持・管理、また、災害時の応急復旧を担う産業として、地域の安心安全や経済成長を支えています。



(一社)神奈川県建設業協会の災害復旧対応



(一社)埼玉県建設業協会の災害復旧対応

建設業の休日確保や魅力発信は、新たな担い手確保のための取り組みであり、建設工事に関わる全ての方々と共通理解のもとに進めていくことが重要です。

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会 構成員

■関東地方整備局

■都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■建設業団体（14団体）

(一社)日本建設業連合会関東支部、(一社)茨城県建設業協会、
(一社)栃木県建設業協会、(一社)群馬県建設業協会、(一社)埼玉県建設業協会、
(一社)千葉県建設業協会、(一社)東京建設業協会、(一社)神奈川県建設業協会、
(一社)山梨県建設業協会、(一社)長野県建設業協会、
(一社)東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会、(一社)横浜建設業協会、
建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保の取組にご理解・ご協力をお願いします！



関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会HP



申し合わせ事項を踏まえた取組

意見交換会で取り交わした申し合わせ事項を踏まえた現時点における取組は以下のとおり

週休2日推進に向けた取組

区市町村に向けた働きかけ

- ◆ 都県政令市のまちづくり担当部局との意見交換会における働きかけ（R7.6～）
 - ◆ 関東ブロック公契連における周知啓発の実施（R7.8）
 - ◆ 都県公契連への参画による周知啓発の実施（R7.7～）
 - ◆ 区市町村キャラバンによる周知啓発の実施（R7.8～）
- ☞引き続き、様々な場面を活用して区市町村への働きかけを継続

民間発注者団体に向けた働きかけ

- ◆ 民間発注者団体（99団体）に対して意見交換会リーフレット、チラシの配布を実施（R7.7）
- ☞ 各都県の経営者協会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、商工会連合会を訪問する等、民間発注者団体への働きかけを進めていく

【一般財団法人 神奈川建築士協会 HP】



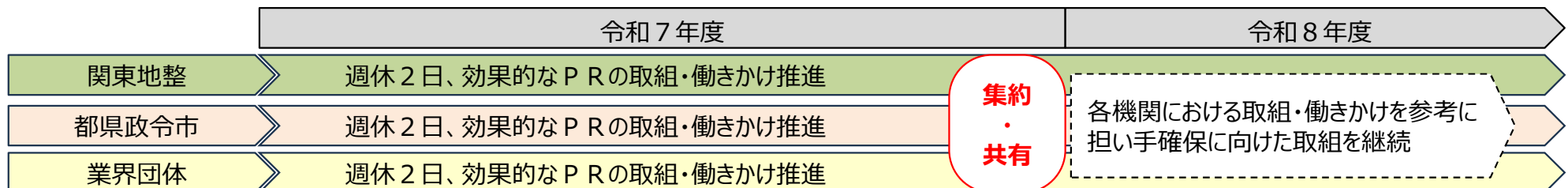
【群馬県 宅建協会 HP】



建設業の魅力・意義の効果的なPRに向けた取組

- ◆ 関東地方整備局HPに担い手確保意見交換会に関するページを開設。今後、幅広く情報発信を実施。

今後の取組スケジュール



同時発表：防衛省

令和7年5月23日
大臣官房参事官（建設人材・資材）
不動産・建設経済局建設振興課
総合政策局政策課

「建設業及び建設関連業並びに自衛隊における 人材確保の取組に係る申合せ」を締結

～国土交通省、防衛省、建設業・建設関連業の業界団体が連携します～

国土交通省は、本日、防衛省、建設業・建設関連業の業界団体7団体との間で、退職自衛官の円滑な再就職支援などについて一層の連携強化を図るため、「建設業及び建設関連業並びに自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」を締結いたしました。

この申合せは、昨年12月の「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において決定された基本方針に基づいて締結するものであり、採用に関する広報の積極的な実施や業種説明会の実施など、双方にとって有益な取組を進めるものです。

国土交通省では今後、他業界においても、申合せを締結するなど、防衛省と連携する業界を拡大してまいります。

1. 申合せの締結者

国土交通省、防衛省、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人全国中小建設業協会、一般社団法人建設産業専門団体連合会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人全国地質調査業協会連合会

2. 申合せの概要

国土交通省及び防衛省並びに建設業・建設関連業の業界団体との間で、以下の取組について一層の連携を図ります。

- ① 建設業及び建設関連業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組
 - ・採用に関する広報の積極的な実施
 - ・業種説明会等の実施
 - ・職業訓練等の充実
- ② 自衛隊における人材確保の取組
- ③ 予備自衛官等制度に関する取組

3. 申合せ締結日

令和7年5月23日（金）

採用に関する広報の積極的な実施

・国土交通省及び業界団体は、建設業及び建設関連業における必要又は有用となる資格、勤務環境、処遇、福利厚生、キャリアパス、建設業及び建設関連業に従事している退職自衛官の活躍事例を示すなど、労働環境改善に向けた施策の周知や退職予定自衛官向けの採用に関する広報を積極的に行う。

採用業務説明会等の実施に関する広報の積極的な実施

・国土交通省及び業界団体は、退職予定自衛官が建設業及び建設関連業に関する知識及び業務内容について理解を深めつつ、建設業及び建設関連業に対する関心を高めるため、業種説明会や現場見学会等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

・退職予定自衛官の再就職後の早期離職を防止する観点から、協力してインターンシップ等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

職業訓練等の充実

・防衛省は、退職予定自衛官に対する職業訓練の充実・強化にあたり、建設業及び建設関連業に再就職する際に有用な資格の取得等に向けた必要な検討及び取組を行う。

自衛隊における人材確保の取組

・業界団体は、情報掲示の場を提供するなどの協力を行う。
・業界団体は、自衛官等を志望する者などに関する情報を得た場合は、乙の地方組織のうち最寄りの自衛隊地方協力本部に当該情報を提供する。

予備自衛官等制度に関する取組

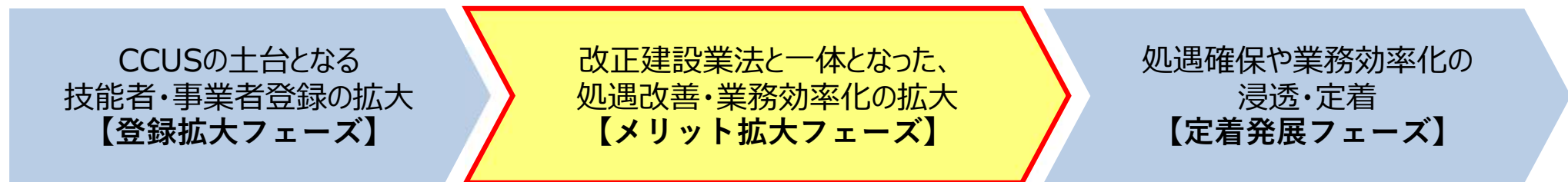
・業界団体は、防衛省の行う予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度の周知及び募集等の活動に必要な協力を行う。
・業界団体は、建設業及び建設関連業において予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補たる従業員を雇用している場合、当該従業員が訓練等に出頭しやすい環境の構築に努める。

建設キャリアアップシステム

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

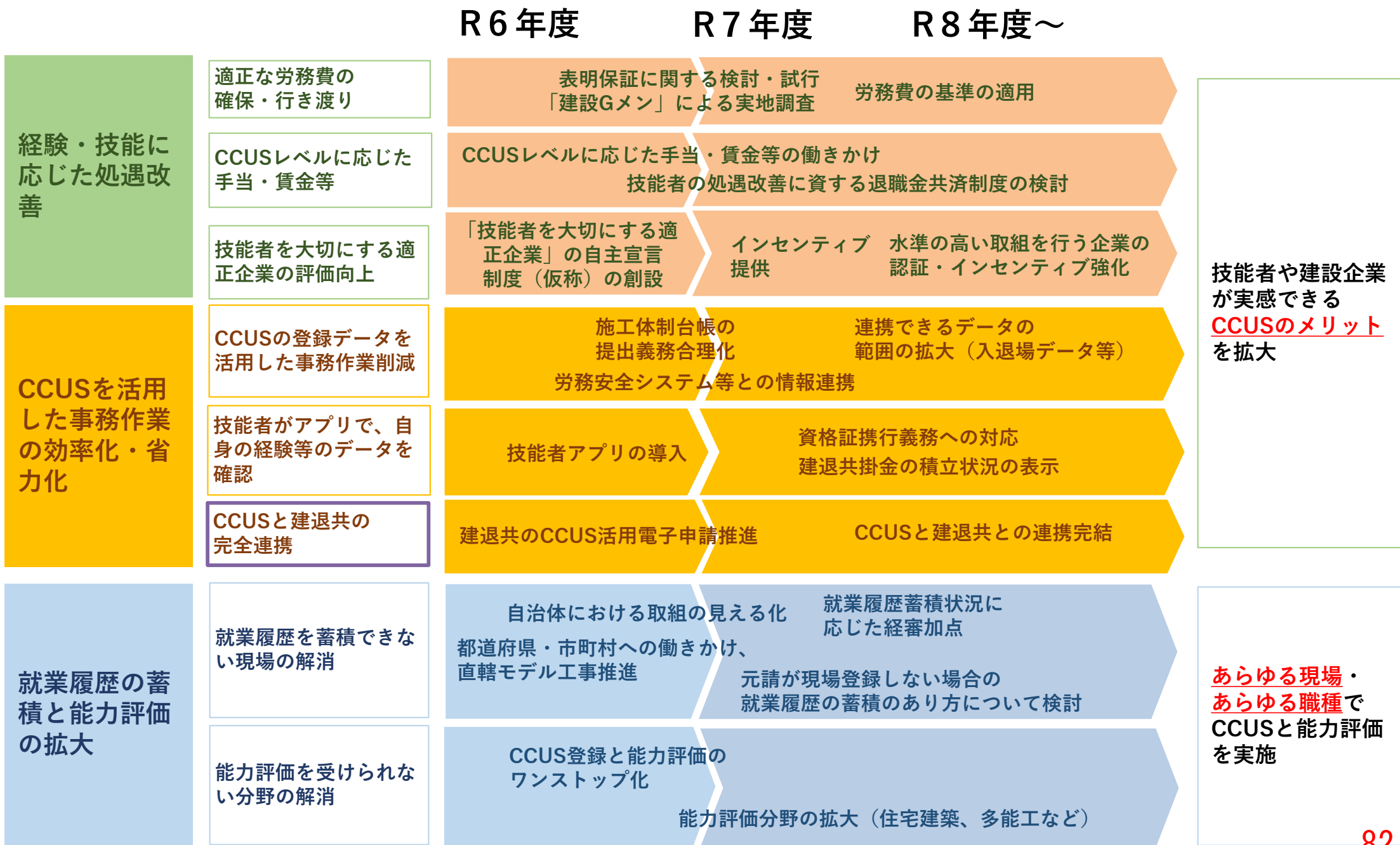
3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）





建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約 前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書 (例)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
 - ・ 変更額は、**協議して定める**。
- 協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する**。

変更条項の削除は
法律違反！



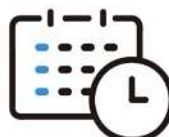
契約書の作成は「**建設工事標準請負契約約款**」を
活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



新ルール
②

契約 前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール
③

契約 後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(*)があります。* 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方向的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、**建設業法令遵守ガイドライン**を参照ください



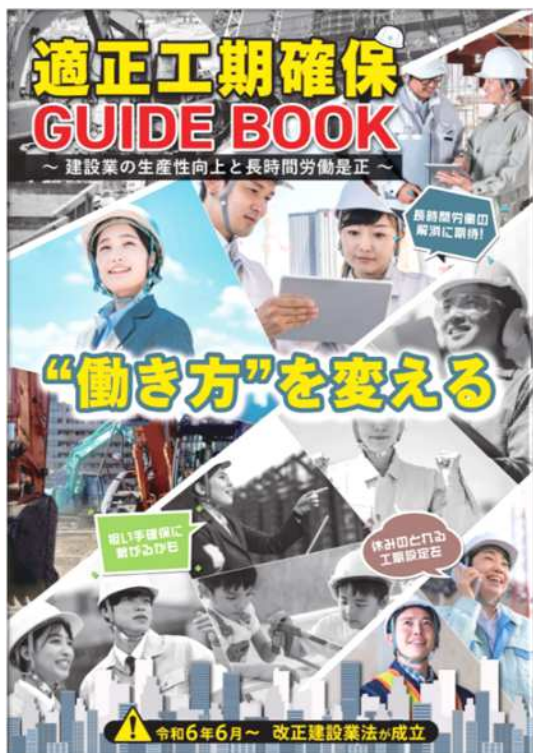
国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



工事契約の締結の際は「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日(雨休率の設定等)	
	猛暑日(夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日)	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮 搬出入時間の制限や工事車両の制限(進入時間、重量、台数)等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体(農業、漁業組合等)、電力・ガス等の占有企業者との協議期間 ※2 関係者との協議調整が未了の場合(用地未買収等)、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定(勤務間インターバル制度の導入等)	
行政への申請	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済 △:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映 -:当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間(物品納入や建設機械の搬入に要する時間)	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
施工 ※4,5	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備(電力・給排水・濁水処理・給気等)の整備期間	
	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事(構法)における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事(鉄骨)における、鉄骨材の搬入(長さ、運搬車両台数)、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
後片付け	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間 借地した場合、原形復旧の期間	

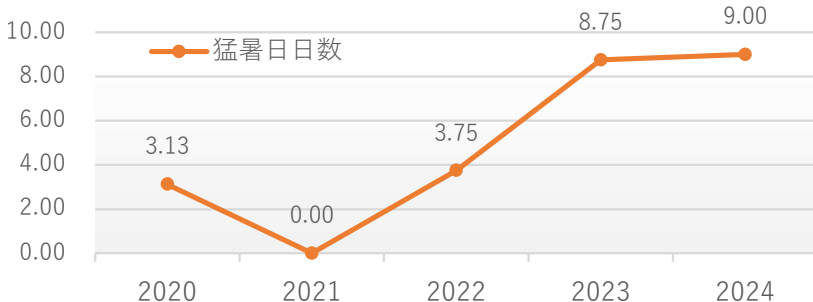
★このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。

特に“時間外労働規制の遵守や週休2日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間に於ける茨城県（水戸地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移

猛暑日数
(平均)



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成

※WBGTとは
熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、WBGT31以上は「危険」とされて、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するという注意事項となっています。
また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋



ふるさと茨城を守る地域建設業

一般社団法人 茨城県建設業協会



目次



■ 協会の活動について

- 協会の概要、委員会、建設未来協議会 建女ひばり会
- 災害対応



■ 生産性向上・働き方改革に向けた取り組み

- i-Construction推進
- 県内公共工事一斉休工日
- 関係団体等との意見交換会



■ 担い手確保に向けた取り組み

- 建設フェスタ
- 建設業親子見学会、体験学習
- 出前授業、ガイドブック
- 建設現場見学会、インターンシップ
- 建設業合同企業説明会、いばらき建設業就職応援サイト



■ イメージアップに向けた取り組み

- いばらき「建設フォトコンテスト」
- 建設現場を描いた図画コンクール
- いばらき建設図鑑
- 戦略的広報活動

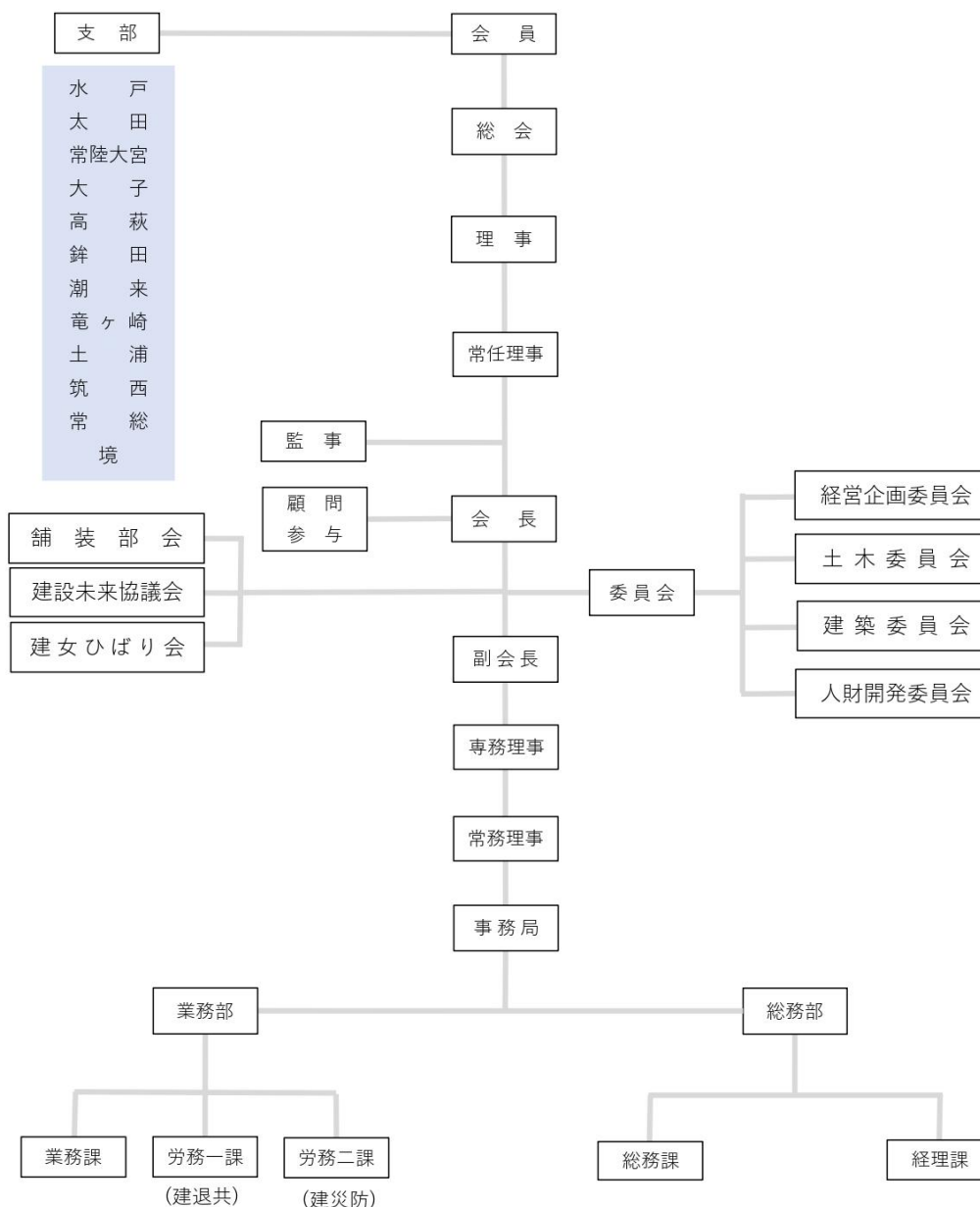
【協会概要】

設立年月日 昭和31年7月14日
 名称 一般社団法人茨城県建設業協会
 所在地 〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-22
 電話 029-21-5126 (代表)
 F A X 029-225-1158
 U R L <http://www.ibaken.or.jp/>
 メール ibaken@ibaken.or.jp
 会員数 535社 (令和7年12月1日現在)
 支部数 12支部

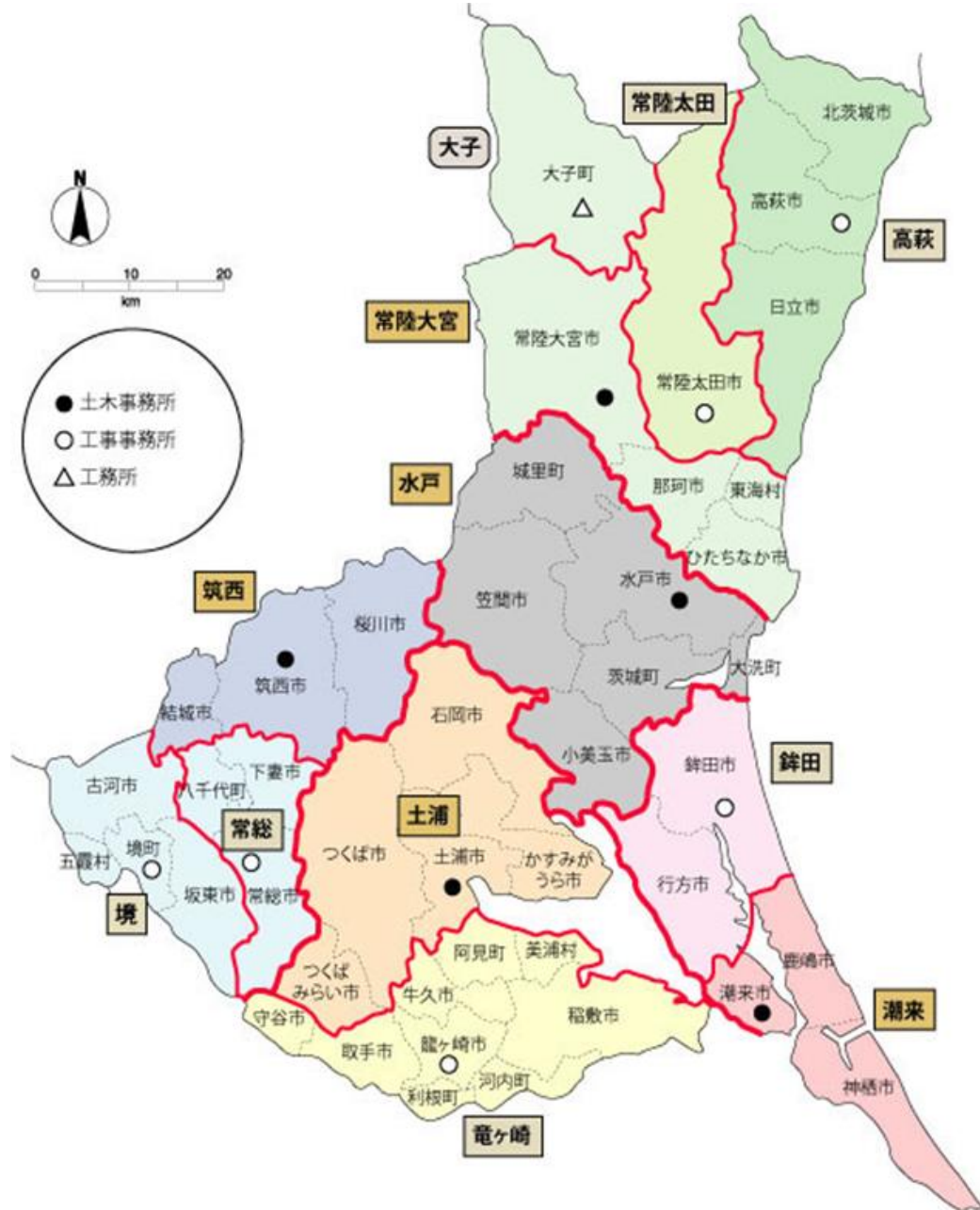
【協会理念】

建設業の厳しい環境の中で、経営の合理化、技術の向上、法令遵守、人材確保等についての研修会を通じて会員企業の質の向上を図ると共に、建設業を技術的、経済的、社会的に向上させ公共の福祉と会員相互の福利増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

1. 建設業に関する技術の進歩改善及び経営の合理化のための調査研究、立案並びにその指導。
2. 建設業を公正かつ健全に発達させる方策の研究、立案並びにその実施。
3. 建設業に関係ある機関及び諸団体との交渉並びに提携。
4. 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布。
5. 建設業労働災害防止に関する啓蒙、指導。
6. 会員相互の親睦と福利厚生に関する調査研究並びに指導。
7. その他、目的達成に必要な事業。



(一社) 茨城県建設業協会の会員状況



支部名	住所	連絡先	会員数
①水戸支部	〒310-0062 水戸市大町3-1-22	029-221-5129	78
②太田支部	〒313-0013 常陸太田市山下町1252-3	0294-72-2964	22
③常陸大宮支部	〒319-2255 常陸大宮市野中町3120-17	0295-52-0543	55
④大子支部	〒319-3526 大子町大子770-4	0295-72-0442	17
⑤高萩支部	〒318-0003 高萩市下手綱1458-4	0293-22-3705	38
⑥鉾田支部	〒311-1504 鉾田市安房1653	0291-32-2473	40
⑦潮来支部	〒314-0012 鹿嶋市平井1228-26	0299-82-1959	49
⑧竜ヶ崎支部	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町6182	0297-64-2251	47
⑨土浦支部	〒300-0815 土浦市中高津3-11-22	029-821-6514	65
⑩筑西支部	〒308-0841 筑西市二本成806-2	0296-22-2538	38
⑪常総支部	〒300-2706 常総市新石下1304	0297-42-2203	44
⑫境支部	〒306-0431 境町西泉田1326-2	0280-87-0614	42
合計(令和7年12月1日現在)			535

常設4委員会等

- 経営企画委員会
- 土木委員会
- 建築委員会
- 人財開発委員会
- 舗装部会



建設未来協議会

- 1993年6月21日発足
- 目的：建設業に従事する次世代を担う経営者が魅力ある建設業の創造と地域の発展に寄与する
- 会員数：115人（2025年12月現在）
- 主な活動：3つの委員会（総務・地域貢献活動・社会コミュニケーション）を中心に、国や県など発注機関との意見交換や現場見学・実習、建設フェスタ、砂場クリーン作戦などを実施している



建女ひばり会

- 2019年9月12日発足
- 目的：県内の建設業界で働く者同士のネットワークを構築し、女性活躍の広報活動現場見学会、勉強会、他の女性の会との情報交換などを行い、女性技術者などの活躍を支援する
- 会員数：184人（2025年12月現在）
- 主な活動：2つのグループ（スキルアップ・マーケティング）を中心に、女性技術者の活躍している現場見学会や発注者との意見交換などを行っている。なお、会員の従事する現場へ設置する横断幕なども製作。広報活動にも力を入れている



⇐ 現場に掲出する横断幕

ヘルメットなどに貼るステッカーも配布⇒



2019年 9月 台風15号 災害対応

国土交通省関東地方整備局から災害協定に基づく支援要請を受け、台風15号により甚大な被害を受けた千葉県の3市町（館山市、鋸南町、南房総市）に対し2019年9月15日及び16日の2日間にかけて災害支援物資を届けた。また、翌週9月24日から28日の5日間においては被災した家屋の屋根へのブルーシートの設置等の災害支援のため、鴨川市に対し作業員延べ85名の災害派遣を行った。

○支援物資内容

9月15日(日) 支援先：館山市

9月16日(月) 支援先：鋸南町、南房総市

合せて、ブルーシート 3,071枚

土のう袋 27,120枚

ロープ 17,950m



○家屋修復作業内容

9月24日(火)～28日(土)

支援先：鴨川市

- ・家屋屋根へのブルーシート設置等の応急処置
 - ・屋根材・倒木等の撤去作業
- 家屋修復件数：20棟

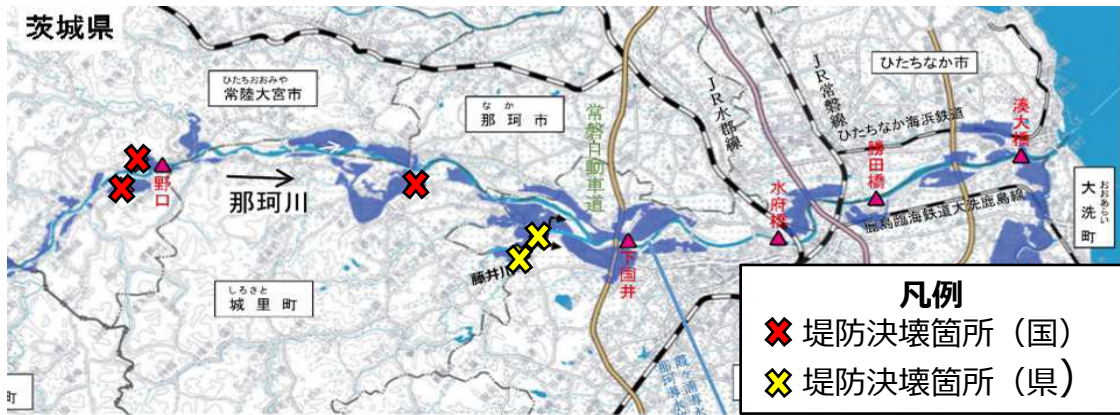


2019年10月 台風19号対応

2019年10月12日～に記録的な大雨となり、久慈川・那珂川流域の広範囲で浸水被害が発生。本会会員が昼夜を問わず緊急復旧工事を実施し、いずれも20日程度で復旧した。

【那珂川】

国管理区間3箇所・県管理区間2箇所の決壊
被害家屋2071棟、浸水面積約3300ha



被災状況



復旧工事の様子



復旧工事の様子



【久慈川】

国管理区間3箇所・県管理区間3箇所の決壊
被害家屋1325棟、浸水面積約1500ha



災害ごみ収集・運搬ボランティア活動

2019年10月20日(日)～26日(土)までの7日間、浸水による被害が大きかった常陸太田市、常陸大宮市、大子町に、被害が少なかった県内他地域の支部会員延べ261名が集結し、災害ごみの収集・運搬等の作業を行った。被災地の支部会員の参加者も合わせると合計延べ約400名にもなった。



ドローンによる調査協力

2019年10月13日(日)～15日(火)、茨城県からの要請により、河川の氾濫による浸水被害のあった大子町、水戸市、城里町、常陸大宮市において当協会所有のドローンにより空撮を行い、被害状況の調査を実施した。



大子町でのボランティア活動の様子が2019年10月26日(土)、NHKおはよう日本「台風19号から2週間“頼もしい専門家”支援に」で放送されました。



【東連津川】



【十王町山部地内】



工事名 台風13号災害復旧工事
工事種別 土木
完了全景
施工者 鈴縫工業株式会社

日立市内では、小河川の河岸や道路脇の法面などの崩壊、土砂崩れが多く見られた。

写真提供:鈴縫工業(株)

【高萩市安良川地内(国道461号線)】

【高萩市中土川地内(国道461号線)】

【北茨城市華川町地内】



土砂崩れ→仮復旧

写真提供:茨城県土木部

流出した倒木・土砂撤去

写真提供:(一社)茨城県建設業協会高萩支部

土砂崩れ崩落土砂撤去

写真提供:(一社)茨城県建設業協会高萩支部

鳥インフルエンザ防疫業務

県内各地の農場にて鳥インフルエンザが発生し、「特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定」に基づく支援要請を受け、協会員を派遣。蔓延措置完了を目指し埋却や農場サポート拠点の設営に従事した。

2022年11月5日～22日

場所: かすみがうら市の農場
参加人数: 延べ1100人
作業内容: 殺処分、埋立処分



2023年2月11日～14日

場所: 坂東市の農場
参加人数: 延べ300人
作業内容: 殺処分、埋立処分



2022年12月22日～26日

場所: 笠間市の農場
参加人数: 延べ130人
作業内容: 殺処分、埋立処分



2024年12月29日～2025年1月27日

場所: 八千代町の農場
参加人数: 延べ230人
作業内容: 殺処分、埋立処分



2023年1月10日～16日

場所: 城里町の農場
参加人数: 延べ360人
作業内容: 殺処分等



2023年2月4日～3月1日

場所: 八千代町の農場
参加人数: 延べ350人
作業内容: 掘削、詰込み、運搬、埋立処分



豚熱防疫業務

県内の農場にて豚熱が発生し、「特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定」に基づく支援要請を受け、協会員を派遣。

蔓延措置完了を目指し埋却や農場サポート拠点の設営に従事した。

2022年4月13日～14日

場所：石岡市の農場
参加人数：延べ30人
作業内容：掘削、詰込み、運搬、埋立処分



2023年3月3日～7日

場所：かすみがうら市の農場
参加人数：40人
作業内容：殺処分、埋却処分



2025年3月31日～4月1日

場所：城里町の農場
参加人数：18人
作業内容：殺処分、埋却処分



令和7年度茨城県建設業協会 災害時情報共有訓練

令和7年11月21日(金)13:00～

目的

災害時は協定に基づき、本会各支部と茨城県の各土木（工事）事務所で連携を図り復旧工事等に取り組んでいるが、協会全体、県内全域での状況把握・情報共有・連携に難があることから、常任理事での情報共有訓練を行う。
また防災訓練時にドローンによる被災箇所の状況確認、リアルタイムでの情報共有方法などを確認する。
併せて会員を対象とした「災害時におけるドローン活用セミナー」を開催することで、災害時への備えを図る。

想定災害

11月19日午後、線状降水帯が発生。県内全域において短時間で200mmを超える豪雨があり、その後も雨が降り続いていることにより、土砂災害・河川氾濫・内水氾濫（下水処理能力超過）等が発生。
また、同20日14時に発生した震度6強の地震により、道路破損等の被害も出ている。

訓練内容

- ・常任理事情報伝達・共有方法の確認
- ・各支部管内の状況共有
- ・ドローンを活用した崩壊した斜面の状況確認

※ 一般社団法人全国建設業協会
「建設市場整備推進事業補助金」を活用

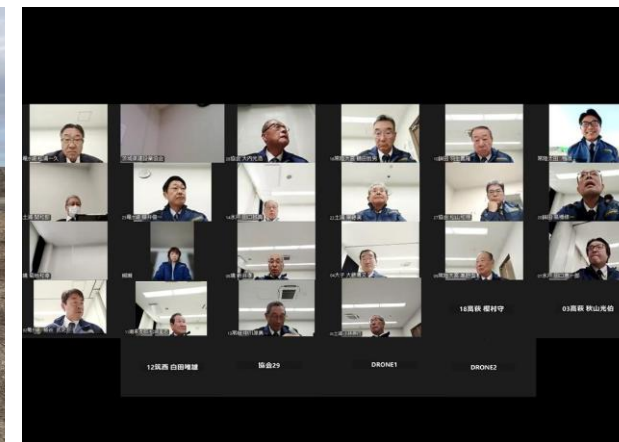


災害時のドローン使用・飛行方法等研修会のようす



災害時のドローン使用・飛行方法研修等の開催

※全体イメージ



常任理事をオンラインでつなぎ、ドローンによる被災状況を確認したほか、リアルタイムでの情報共有した

i-Construction推進

建設産業の生産性向上を図るため、ICT施工の普及に向けて国や県などが実施する各種支援方策に参画しているほか、会員企業がICTの円滑な導入を図れるよう、各種ICT関連の講習会・研修会を開催。

ドローン講習

無人航空機操縦士育成講習 **A**

i-construction推進のための建設企業向けに、国土交通省航空局への飛行許可申請に必要な飛行訓練を実施

- 対象 : 基礎知識・操作技能習得希望者、技能認証資格受験を検討している方
- 概要 : 必要知識・操縦基本技術・撮影基本技術・メンテナンス・安全技能証明試験(BJ-1試験)対策



無人航空機安全技能証明試験 **B**

国土交通省航空局への飛行許可申請時における提出書類を簡素化することが可能となる民間資格の取得

- 対象 : 基礎知識を有し、10時間以上の飛行経験者
- 概要 : 必要知識・操縦基本技術に関する学科試験、実技試験、UAV測量基礎知識



無人航空機写真測量実技研修 **C**

国土交通省航空局への飛行許可申請時における提出書類を簡素化することが可能となる民間資格の取得

- 対象 : 無人航空機安全技能証明資格保有者
- 概要 : UAV撮影計画・実習、点群データ作成実習、点群データ編集、データ共有方法例など



ICT関連講習会

ICT土工研修会・現場体験会

基礎知識・操作技能取得

- i-Constructionの全工程を学べるよう、3セッション（①i-Construction概要、②起工測量と3次元モデル設計、③ICT施工と出来形管理）を5日間で学習する。会場には日立建機ICTデモサイトなどを使用した。
- 茨城県土木部などと合同で、(株)トプコン 関東トレーニングセンタ（行方市）において「i-Constructionもつとはじめのの一步体験会」を開催。会員はICTの普段使いに向けて、小規模現場でも実施しやすい生産性向上の方法を学習した。



茨城県地域建設産業ICT活用普及促進会議

- 県内における様々な建設現場において、前例にとらわれず新たな技術活用や手法等にチャレンジし、ICT活用を普及促進すつため、発注者（茨城県）・受注者（本会）・建機メーカー・測量機器メーカー等が一体となって課題解決に取り組むための会議を発足。
- 2021年度に3回の会議が開かれ、ICT活用促進工事（簡単活用型）などについて話し合った。

働き方改革に向けた取り組み①

県内公共工事一斉休工期

2019年度（令和元年度）より、希望と魅力があり、若者に選ばれる建設業の実現に向け、会員企業が受注している県内すべての公共工事を一斉に休む「県内公共工事一斉休工期」を設定。令和元年度は毎月第2土曜日を一斉休工期に設定し、完全週休二日制の実現を目指し、年々休工期を追加。令和5年度はすべての土曜日を対象に実施。カレンダーやポスターを作成し、休工期の周知と共に建設業のイメージの上昇を図った。

2023年度



2019年度



2020年度



2021年度



2022年度



【2025年度】

日本建設業連合会や全国建設業協会等が実施する「目指せ! 建設現場土日一斉閉所」運動（全工事現場）の茨城県キャンペーンを行う。



働き方改革に向けた取り組み②

関係団体等との意見交換会

茨城県建設産業団体連合会と茨城県建築関連団体交流会に所属する団体で構成する「茨城県建設関係団体意見交換会」を令和6年11月21日に開催し、約30団体が参加。「働き方改革関連法」適用後、半年が経過し顕在化してきた課題を共有するとともに、改善策などについて話し合った。

建設工事従事者及び健康の確保に係る推進会議では、茨城労働局や関係団体と、第三次担い手3法の内容や建設工事従事者の安全と健康の確保の推進に関する茨城県指針について協議。

また、茨城県土木部監理課や設計・不動産関係団体で構成される「民間工事における適正な工期の確保に係る連絡会議」に参加し、時間外労働上限規制への対応等について意見を交わした。

茨城県建設関係団体意見交換会



建設工事従事者の安全及び健康の確保に係る推進会議



民間工事における適正な工期の確保に係る連絡会議



担い手確保に向けた取り組み

未就学児



小学生



中学生

体験学習
出前授業



高校生・大学生・専門学校生等

現場見学会
インターンシップ



合同企業説明会
就職応援サイト
ガイドブック

建設フェスタ

親子見学会
出前授業



担い手確保に向けた取り組み①

建設フェスタ

- 次世代を担う子どもとその保護者等に向けて、生活・社会基盤の整備を担う建設産業の魅力を楽しみ、正しく理解してもらうことを目的に1994年から2025年までに30回開催。国内最大級の建設関連イベントとなっている。



建設フェスタ2025 1.6万人が来場

2025は10月4日（土）に建設フェスタ2025を開催。今年で30回目の開催となり、1万6000人が来場。7年振りにミニ上棟式も執り行い、親子連れで賑わった。



▲重機ショー丸太切り、建設体験レーのイベントも大人気

担い手確保に向けた取り組み②

建設業親子見学会

- 建設産業の魅力を正しく理解してもらう事を目的に2018年度より実施。県内在住の小学生とその保護者を対象。20組40名の枠に200組を超える応募がある人気イベントとなっている。
- 2025年は11月に霞ヶ浦導水石岡トンネル第3工区にて県内の小学校4～6年生とその保護者を対象に実施した。



体験学習

- CCI活動の一環として、建設業への親近感を深め、職業選択の糧となるよう、普段利用する学校施設の建設作業体験を実施している。2025年は竜ヶ崎市立竜ヶ崎中学校で実施している。
- また小学校や中学校へ出向いて、重機や測量機器の体験学習も行っている。



担い手確保に向けた取り組み③

建設出前授業

- 茨城県建設業協会土木委員会と協力し、未来を担う子どもたちに建設業界のことを知ってもらう訪問授業型授業の教材として、冊子やクリアファイル、下敷きを制作した。2025年度は、これまでに県内2つの小中学校で出前授業を実施。今後も各地区で出前授業を行い、座学を通じて建設業をPRしていく。

▼小学校1～3年生用



▼小学校4～6年生用



▼中学校1～3年生用



▼年齢に応じて理解を深めることができるようなテキスト



▶動画やクイズを交えて講義



建設企業ガイドブック

- 建設業における担い手の確保・若年者の入職促進を目的に、県内建設企業を紹介する冊子「いばらき建設企業ガイドブック」を作成した。



担い手確保に向けた取り組み④

建設現場見学会

- 若年労働者入職促進事業の一環として、県内の高校生・専門学校生・大学生を対象に県内建設現場見学会を実施。
- 2025年度は、高校7校、専門学校2校、合計443名の学生が参加した。



建設業インターンシップ

- 事業所での実体験を通じて、学生に建設事業への理解を深めてもらうとともに、初級技術者となるための資質の向上を図る。
- 2025年度は、県内の高校、専門学校から176名の学生が、延べ69社の企業で仕事としての建設業を体験した。



担い手確保に向けた取り組み⑤

建設業合同企業説明会

- 県内で活躍する建設企業を知ってもらうとともに、建設業への理解を深めてもらうことにより、県内建設企業への就職促進を目的とし、2017年度より開催。
- 2024年度は各学校ごとに、県内の建設企業の説明会を行った。
 - ・ 2025.2.19（水戸日建工科専門学校）
 - ・ 2025.3.19（下館工業高校）



いばらき建設業就職応援サイト

- 本会会員企業の求人情報やインターンシップ受入れ情報を掲載するWebサイト「いばらき建設業就職応援サイト」を新たに開設し、2020年5月30日より運用を開始。
- 求職者や就職を予定する学生などと会員企業とをつなぐ懸け橋となれるよう、会員企業情報を県内外へ幅広く発信している。掲載企業一覧はもとより、地域や職種、新卒・中途採用区分などの条件検索により、希望に沿った企業情報を提供することが可能。
- インターンシップ受入れ情報や企業情報を掲載することで、より幅広い層へ訴求していく。



イメージアップに向けた取り組み①

いばらき「建設フォトコンテスト」

- テーマに沿った写真の撮影、コンテストへの応募、入選作品の鑑賞等を通じて、地域建設業と地域インフラ整備の重要性に対する一般の理解を深めるため、2019年から開始。
- 募集テーマは3部門
- A. 建設のある茨城の風景（①地域を支えるインフラ②地域に溶け込む「建設」③重機の魅力）
- B. 人と建設のつながり（①工事現場の人たち②「建設」とくらし③「建設」とのふれあい）
- 2025年は計**984件**（Web**727件**、Instagram**257件**）の応募があり、最優秀賞、特選、準特選、U22特別賞、入選のほかインスタA・B部門（最優秀・特選）合わせ、計40作品が入賞。

2024 最優秀作品



A部門「夢の続き」



B部門「未来を描く」

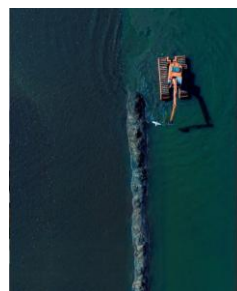


インスタA部門
「夕焼けに映える湾曲構造物」



インスタB部門
「街を見守る若戸大橋」

入賞作品をSNSで配信



フォトコンテストの入賞作品を
使用した協会のカレンダーを作成



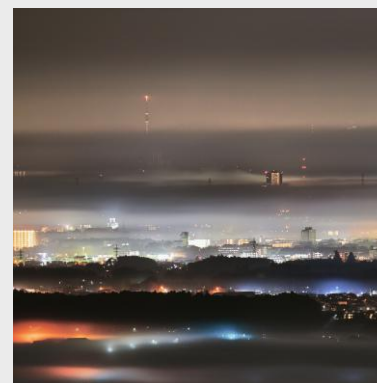
2025 最優秀作品



A部門「未来へのかけ橋」



B部門「The Kurobe Dam」



インスタA部門
「夜霧の街とスカイツリー」



インスタB部門
「若戸大橋と南海岸通り」

イメージアップに向けた取り組み②

建設現場を描いた図画コンクール

- 建設業への理解とイメージアップを図ることを目的に、1988年から開始しており、今年で39回目となる。
- 募集テーマは建設のある風景や、人と建設のつながりなど
- このコンクールを通して、建設現場で働く人々の姿や建設機械等に関心を示していただき、建設業の魅力や社会的使命、役割などを理解し、将来「地域の守り手」として建設業に入職することを期待する
- 2025年は計644件の応募があり、最優秀賞、優秀賞、優良賞、佳作の計55作品が入賞。
- 入選作品については県内2会場にて作品展を開催する



図画コンクールの入賞作品の作品展を開催



中学生の部



小学3年生の部

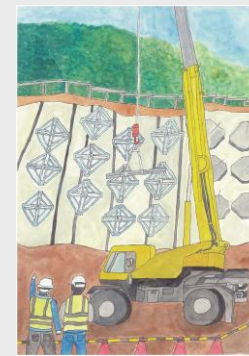
**2025
最優秀作品**



小学4年生の部



小学6年生の部



小学5年生の部

イメージアップに向けた取り組み③

いばらき建設図鑑

本会は、茨城県魅力ある建設事業推進連絡会議(CCI茨城)と共同で、ビジュアルブック『いばらき建設図鑑』を制作し、県内の学校や図書館などに約8200冊を寄贈。

2021年12月23日には、小泉元伸茨城県教育長のもとを訪れ、目録を贈呈した。



いばらきの建設「いま」と「これから」、ヘリテージ巡礼、建設機械進化論、建設人図鑑、つくってみよう折り紙建築inいばらきの5つのコンテンツを用意。次世代を担う子供たちと保護者に地域インフラや建設産業の魅力を伝え、身近に感じてもらうため、茨城の歴史と風景、ランドマークを取り入れた。また、親しみやすい中にもリアルさを追求したイラストを採用し、小中学生でもアプローチしやすい紙面構成とした。



戦略的広報活動

- 建設業の役割や魅力を発信し、業界への理解促進とイメージ向上を図るため、その役割や魅力等を発信する「建設業戦略的広報活動」を令和5年度より実施。
- 建設業戦略的広報活動用に、ポスターやステッカー、企業名を入れたオリジナルのぼり旗・垂れ幕・横断幕を作成、協会員に配布した。
- 企業名を追加することで、より効果的な広報が可能となり、地域や現場での認知度向上に、より多くの方々に建設業の魅力を伝えることを目指す。



ポスター ▶



ステッカー ▶

▽ 横断幕



△ のぼり旗



△ 垂れ幕

地域貢献活動

道路清掃ボランティア

- 8月の「道路ふれあい月間」及び8月10日の「道の日」を中心に、茨城県土木・工事事務所、市町村などと協力し、茨城県内各地で道路美化活動を実施。また各支部で花壇整備や除草などのボランティア活動を行っている。



チャリティ活動

- 2015年より支部対抗チャリティゴルフ大会を開催。大会ごとに参加者から寄せられた善意を寄付。2025年度は茨城県アイバンクと茨城新聞文化福祉事業団へ寄付を行った。



要 望

対応状況

第三次・担い手3法改正
品確法に基づく指標の周知徹底

第三次指標策定と方針説明（関東ブロック発注者協議会）

令和6年6月改正品確法に基づき協議会・各分科会で官公庁・特殊法人・地方自治体へ取組方針を説明。12月1日に第三次指標を策定

働き方改革・担い手確保
施工時期の平準化の推進

第三次指標(平準化)推進（関東ブロック発注者協議会）

4～6月の閑散期に作業量を底上げし、1～3月の繁忙期はピークカットに取り組む

働き方改革・担い手確保
担い手確保の取組推進

官民一体の担い手確保意見交換会

令和7年2月に建設業団体・都県・政令市・関東地整が意見交換を実施し、6月に連携事項を申し合わせ

若年層向けインフラPR現場見学HP開設

令和7年4月、学校関係者向けに関東地方整備局のホームページで現場見学のページを公開

要 望

対応状況

入札契約

発注方式への要望

新たな発注方式の採用

- R7.3～ 函渠工事を技術提案・交渉方式（ECI方式）を採用して発注
- R7.7～ 橋梁下部工事を技術提案評価型（S I 型）を採用して発注
- R7.8～ 橋梁上部工事を参加表明段階で技術者の資料を求めない方式（試行）を採用して発注

持続可能な事業環境
の確保

地元企業が受注しやすい発注

自治体実績チャレンジII型新設

令和7年8月から新規契約実績や地域精通度・地域貢献度を重視し地元企業の新規参入を促進

i-Construction
（建設生産性の向上）
BIM/CIMの活用促進

BIM/CIM関連の試行状況

- R6.7～ BIM/CIM3次元設計試行：3次元設計手法の有効性を検証
- R7.4～ BIM/CIM積算試行：積算プロセスの効率化を試行
- R7.7～ 3次元モデル契約図書化試行工事：3次元モデルを契約図書化する仕組みを検証

令和6年度までの主な意見要望への対応状況 関東地方整備局

※令和6年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主要要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
第三次・担い手3法	改正品確法運用指針	発注者協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国統一指標の周知徹底。(日建連、栃木、埼玉、東京、神奈川) ・自治体等へ週休2日の完全実施に向けた働きかけ。(日建連、PC建協、栃木、神奈川、千葉、山梨、埼玉、茨城、長野) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、市区町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。 ・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長(市長会長、町村会長)にも参画頂くこととした。 ・H30.2に発注者(地公体)へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【25号まで配信(R7.4月末時点)】 ・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標(全国統一指標)について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。 ・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。 ・指標については、区市町村も含め各機関ごとに達成目標を定めており、令和6年度までの達成を目標として取組を推進。令和6年6月には、最終的な達成見込みを見える化し、公表することで、各機関の更なる取組の推進を促す。 ・令和6年6月改正品確法に基づく、「関東ブロック発注者協議会、第三次・指標」について、「幹事会、都県分科会、建設分科会、農政分科会等」で、国、特殊法人、都県、政令市、市区町村に取組方針を説明。第3次指標は、12月1日に策定。 	
働き方改革担い手確保	週休2日	試行工事	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのWTO対象工事発注者指定型による週休2日の実施。(日建連) ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。(日建連) ・「完全週休2日制(土日)工事」の原則導入。(日建連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度より、原則全ての工事発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事(WTO対象)において、現場の休み(現場閉所)を土日に定める「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施。 ・R6年度から、原則全ての工事発注者指定方式による月単位の週休2日制工事を実施。 ・令和7年度より全ての一般土木工事について現場閉所による「完全週休2日(受注者希望方式)」による発注を原則とするとともに、受注者希望により「月単位の週休2日」も選択可能とするなど、多様な働き方を支援する取り組みを実施。 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		積算	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。(橋建協、道建協、千葉、長野) ・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率の引上げ。(神奈川、長野) 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度より、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化(朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映) ・令和6年度から、月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設。(工期全体(通期)の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用) ・移動時間を踏まえた積算の適正化(現道・維持関係等の11工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた工種について歩掛に反映(R6年度歩掛改正:現道・維持関係等の11工種、R7年度歩掛改正:切削オーバーレイ工など10工種)) ・令和7年度より、完全週休2日を推進するため、完全週休2日の補正係数を新設し、併せて工事全体(通期)の週休2日の補正係数を廃止。 	
		工期設定／工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な工期の設定。(日建連、橋建協、道建協、群馬、東京、山梨、長野、神奈川) ・設定した工期の前提条件の明示。(日建連、橋建協、道建協) ・工事工程の共同管理の徹底。(日建連、道建協、埼玉) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日当たり標準作業量と週休2日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合(クロスチェック)を行うことを周知徹底。 ・R5年度より工期設定に新たに猛暑日を考慮。 ・R7年度より天候等を理由に、官積算で見込んで「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
働き方改革 担い手確保	施工時期の平準化		<ul style="list-style-type: none"> 発注時期と施工時期の平準化。(橋建協、道建協、栃木、東京、神奈川、長野) 	<ul style="list-style-type: none"> 早期発注、国債制度、翌債(繰越)制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。 指標については、区市町村も含め各機関ごとに達成目標を定めており、令和6年度までの達成を目標として取組を推進。令和6年6月には、最終的な達成見込みを見える化し、公表することで、各機関の更なる取組の推進を促す。 令和6年6月改正品確法に基づく、「関東ブロック発注者協議会、第三次・指標」では、4月～6月の閑散期のボトムアップに加え、1月～3月の繁忙期のピークカットに取り組む。 	
	CCUS		<ul style="list-style-type: none"> CCUS義務化モデル工事の対象拡大。(日建連) CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。(東京) 自主的にCCUSの活用している企業に対する評価のしくみの検討。(群馬) CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の導入促進。(道建協、PC建協) 登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。(東京、群馬) 	<ul style="list-style-type: none"> R2年度より原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)において発注者指定型による「CCUS義務化モデル工事」の試行を実施。 一般土木工事(Cランク)を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施しており、R5年度より関東地整全域を対象に実施。 CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事(受注者希望方式)については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。 	
	見積尊重宣言		<ul style="list-style-type: none"> 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。(日建連) 	<ul style="list-style-type: none"> R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事(WTO対象)において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。 	
	担い手確保の取り組み		<ul style="list-style-type: none"> 現場見学会の活発化や現場の見える化など受発注者協働による広報、啓発活動をより強力に推進。(日建連) 見学可能な現場の情報等について、専用ページを作成しHPで公開。(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> R7年2月に、官民一体となった担い手確保の取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、令和7年6月には「建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について」申し合わせを取り交わしを実施。 R7年4月に、将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をPRするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設(関東地整HP)。 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
i-Construction (建設生産性の向上)	ICT活用	活用工事	<ul style="list-style-type: none"> ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。(日建連、道建協) ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。(PC建協、橋建協) 小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT 施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT 建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。 	<ul style="list-style-type: none"> H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。 R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 R4年度、「ICT構造物工(橋梁上部・基礎工)」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場(床堀工・小規模土工など)への適用拡大を実施。 R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を発出。 R6年度、「ICTコンクリート堰堤工」の適用拡大を実施。 	
		各種支援制度	<ul style="list-style-type: none"> i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。(道建協) ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。(栃木) ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。(群馬、東京) 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。 	
i-Construction (建設生産性の向上)	規格の標準化	<ul style="list-style-type: none"> プレキャスト工法の標準化。(日建連、PC建協) コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。(日建連) PRISMの取組みの継続と拡大。(日建連) プレキャスト工法の活用拡大(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R7.2月末で14回開催。 「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30 年度より開始。 PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了。令和5年度より、PRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。 		
	BIM/CIM	<ul style="list-style-type: none"> BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。(日建連、PC建協) R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。(栃木、埼玉) BIM/CIMによるデータ連携の推進(橋建協) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度より全ての工事においてBIM/CIM原則適用としており、現在「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針(R7.3)」に基づいてBIM/CIM活用工事・業務への取組を進めている。 令和5年原則適用以降、工事は義務項目としており適用実績工事が約1.6倍に増加。(R4/R6 184件→302件) BIM/CIMによるデータ連携の推進施策として、各種試行を実施中。 《参考》現在着手している試行状況 R6.4～「設計データを活用した鋼橋のデータ連携の試行工事」 R6.7～「BIM/CIM を活用した3次元設計の試行」 R7.4～「BIM/CIM 積算の試行」 R7.7～「3次元モデルの契約図書化に向けた試行工事」 R6.9より、コンクリート系床版を有する鋼桁の道路橋工事において、設計データを工場製作で活用するデータ連携の試行を実施。 		

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
入札契約	入札契約制度		<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの負担軽減(手続きの期間短縮や改善、技術提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の要件緩和など)。(日建連、橋建協、埼玉、千葉、東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任(監理)技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す(H30一部見直し)とともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。 	
	発注方式		<ul style="list-style-type: none"> ・一括審査方式のさらなる活用の拡大。(日建連、橋建協) ・設計者と施工者の連携した契約方式の採用。(PC建協) ・ECI方式のさらなる活用の拡大。(日建連) ・フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。(埼玉、神奈川) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 ・段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 ・技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討。 ・効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上を図るため、新技術導入促進型(I、II)の試行を拡大。 ・R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 ・R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 ・R5.4より、チャレンジ枠の見直し(「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し) ・R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注 ・R6.4より、チャレンジ枠の見直し(「上限15者」から「10者を越えた者の半数」に見直し) ・R6.6に水閘門工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注 ・R7.3に函渠工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注 ・R7.7に橋梁下部工事を技術提案評価型(SI型)を採用し発注 ・R7.8に橋梁上部工事を参加表明段階で技術者の資料を求めない方式(試行)を採用し発注 	
設計積算	事前調整 事前準備 条件明示		<ul style="list-style-type: none"> ・現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。(橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木) ・概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。(山梨) ・現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供。(神奈川) 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き(案)」(R1.9改定)を活用。 ・設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き(案)」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 ・R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。 ・R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大(R7.6より対象工事を本官工事及び当初予定価格3.4億円以上の全ての分任官工事に見直し)。 ・R7.3にR6年度の品確法の改正を踏まえ、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」をリニューアル。 	
	予定価	労務単価 市場単価	<ul style="list-style-type: none"> ・設計労務単価の増額。(橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川) ・実勢価格を把握される調査回数の増加。(既製杭工)(茨城) 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、R6.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種(全国)単純平均で前年度比6.2%、全職種で前年度比5.9%の引き上げを実施。 ・令和7年度は主要12職種(全国)単純平均で前年度比5.6%の引き上げを実施。 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		低入札価格調査基準	<ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査基準の引き上げ。(道建協、神奈川県、長野) 最低制限価格における一般管理費の算定率(5.5/10)の引き上げ。(埼玉) 	<ul style="list-style-type: none"> R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。(一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68) 	
	設計変更		<ul style="list-style-type: none"> 適時適切な契約変更。(日建連) 発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。(道建協) 工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。(道建協) 	<ul style="list-style-type: none"> 「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。 工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。 	
監督検査	書類の簡素化		<ul style="list-style-type: none"> 工事情報共有システム(ASP)活用による紙書類提出の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協) 提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建協、道建協、埼玉、東京、神奈川県、山梨) 	<ul style="list-style-type: none"> H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。 R6.3に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、発注者側からの誤った指摘事例やウィークリースタンスを追加、ワンデーレスポンス実施の手引きを作成しスリム化ガイドに反映させるなどバージョンアップし周知徹底。 R7.3に「土木工事電子書類スリム化ガイド」を受注者を対象としたアンケート調査結果を踏まえ、工事着手前の設計審査会での発注者から受注者へのスリム化ガイド説明の徹底、発注者等よりスリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は発注者等へスリム化ガイド提示・共通認識の徹底、スリム化ガイド意見募集の試行開始などを反映させバージョンアップし周知徹底。 今後もスリム化ガイドをより良いものとしていくため、受注者からのご意見、ご要望を基に定期的にバージョンアップを図る予定。 	
	監督・検査		<ul style="list-style-type: none"> ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協) 工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連) 	<ul style="list-style-type: none"> H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 本官工事の中間技術検査等において、WEB (teams等)を活用した検査を実施。 R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。 R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。 R6年2月より「書類限定検査の実施を標準」として実施。 	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	遠隔臨場		<ul style="list-style-type: none"> 遠隔臨場の活用推進と環境整備。(日建連、PC建協、橋建協、道建協) 	<ul style="list-style-type: none"> R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。 R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 効果が期待されるもの、新型コロナウイルス感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型) R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。 R5.9に、これまでの取組で工夫した事例を「建設現場における遠隔臨場取組事例集(関東地方整備局版)」として作成し公表。 R5年度末に『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』及び『遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領(案)』を策定。 R6.12に、「建設現場における遠隔臨場取組事例集(関東地方整備局版 第二版)」を公表。 今後も引き続き好事例を取りまとめ公表する予定。 	
持続可能な事業環境の確保	事業展開		<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野) 	<ul style="list-style-type: none"> R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。 	
	地元受注		<ul style="list-style-type: none"> 地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。(栃木、埼玉、千葉、神奈川) 地元企業が参加しやすい規模での発注。(神奈川) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 直轄工事に実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 R2年度より施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修】 R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。 R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。 R7.8より地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した「自治体実績チャレンジⅡ型」を新設。 	
	災害関係		<ul style="list-style-type: none"> 災害活動に係る補償。(神奈川) 建設工事標準請負契約約款第30条(不可抗力による損害)の改善。(神奈川、長野) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請(契約)した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。 事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。 	

令和7年度 関東地方整備局との意見交換会

発言者：菊地経営企画委員長

提案議題①

地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）について

提案主旨

今、全国で深刻化しているのが、インフラ施設の老朽化とそれに伴う維持管理の負担です。人口減少や財政制約のなかで、高度経済成長期に一斉に整備された道路や橋、上下水道などのインフラ施設を着実に維持管理、修繕、更新していくことが求められています。

こうしたなか、国土交通省で進められている「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」は、既存の行政区域に拘らない広域的な視点で複数・多分野のインフラを包括して管理する新たなアプローチであり、的確かつ効率的な維持管理が可能となる有効な手段と考えております。業務を担う施工者側としても、包括的な管理により一層の効率化が図られると期待しているところであります。

国土交通省におかれましては、令和5年12月に群マネのモデル地区として11地区40地方公共団体を選定され、インフラマネジメントの先進事例を構築されているところと思います。

つきましては、全国における群マネの進捗状況と、関東地方整備局における群マネに関する現状をご教示願います。

令和7年度 関東地方整備局との意見交換会

発言者：鶴田土木委員長

提案議題②

WBGT(暑さ指数)値などに基づく施工歩掛の見直しについて

提案主旨

日本では近年、夏と冬の「二季化」が進み、1982年から2023年の間で夏の期間が約3週間増加しています。2025年の夏は日本の平均気温が最も高く、水戸市でも猛暑日が過去最多の19日を記録しており、屋外での作業環境は年々厳しさを増しています。

高温下での作業時間は、熱中症対策として、こまめな水分補給・休憩時間を多くすることにより、約20%減少していると思われます。また、国際医学誌ランセットなどの研究グループによる報告では、日本の建設業従事者は高温による作業効率の低下などにより、労働時間の約35%を失い、潜在的な収入の約40%を受け取れていないと試算されています。

さらに、作業時間の減少だけでなく労働生産性の低下も深刻です。世界保健機関および世界気象機関によれば、気温が20℃を超えた時点から、1℃上昇するごとに労働生産性が2～3%低下すると報告されています。また、労働生産性とWBGTも密接な関係があり、WBGT値28～31℃で20～30%、31℃以上で約50%生産性が低下するとされています。

このような高温下においては、従来の歩掛（作業量の標準値）を維持することが困難です。現在、熱中症対策費は間接費として積み上げられていますが、WBGT値が高い高温下での生産性低下を考慮し、直接工事費の見直しを検討願います。

さらに、円滑な施工体制の確保や働き方改革の推進に向けて、現場の実態に即した歩掛への改定をお願い申し上げます。

提案議題③

建設業従事者の適正な賃金確保に向けた取り組みについて

提案主旨

現在、建設業は深刻な担い手不足の問題に直面しており、人材確保に向けた業界全体での待遇改善が求められています。週休2日制をはじめとする休日の確保はもとより、他業種と比べて賃金が十分でなければ、建設業界へ入職を希望する人材は増えることはありません。

業界全体での賃金の行き渡りを図るため、労務費については積算単価で下請け業者に支払うことが求められます。しかしながら現行の入札制度では、労務費、材料費および管理費（一般・現場）等を合計した積算価格をもとに競争しているため、入札価格が予定価格の91～92%となっている時点で労務費も減額されています。

確実な労務費の行き渡りを図るためには、労務費部分は積算単価額を全額受注者が受け取れるような制度への抜本的な改正、または入札時の減額を見込んだ予定価格と調査基準価格の適正な引き上げが必要と考えておりますので、ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

提案議題④

人材確保に向けた建設業における利益率確保について

提案主旨

建設業の営業利益率は、大手ゼネコン4社平均は5.1%です。建設関連企業の太平洋セメントは8.9%、トヨタは7.3%、建設機械を製造しているコマツ製作所は14.7%、ソニーが11.3%。半導体税増装置を作っている東京エレクトロンが24.2%、センサー関連事業のキーエンスは52.7%となっており、建設業よりかなり高い利益率です。このような状況下においては利益率の高い他産業に人財が集まる傾向が考えられます。

建設業も研究開発をしてICT技術をさらに進化させ、AI技術を活用して技術革新し、生産性を向上して利益率を上げていくことが今後重要であり、早急に取り組まなければならないと考えております。

ご承知の通り、公共事業の積算は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成されており、直接工事費と共通仮設費で純工事費、純工事費に現場管理費を加えたものが工事原価です。純工事費は標準歩掛や設計労務単価をもとに算出しており、現場での施工実態と近いものがありますので、純工事費において生産性と利益率の向上を図ることはかなり困難です。よって、建設業が早急に利益率を向上させるには現場管理費と一般管理費を上げていくことが必要と考えます。

他産業に人財を奪われないためにも、現場管理費と一般管理費増はもとより、建設業における利益率向上に向けた対策について、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

令和７年度（一社）茨城県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

1. 地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）について

今、全国で深刻化しているのが、インフラ施設の老朽化とそれに伴う維持管理の負担です。人口減少や財政制約のなかで、高度経済成長期に一齐に整備された道路や橋、上下水道などのインフラ施設を着実に維持管理、修繕、更新していくことが求められています。

こうしたなか、国土交通省で進められている「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」は、既存の行政区域に拘らない広域的な視点で複数・多分野のインフラを包括して管理する新たなアプローチであり、的確かつ効率的な維持管理が可能となる有効な手段と考えております。業務を担う施工者側としても、包括的な管理により一層の効率化が図られると期待しているところであります。

国土交通省におかれましては、令和５年１２月に群マネのモデル地区として１１地区４０地方公共団体を選定され、インフラマネジメントの先進事例を構築されているところと思います。

つきましては、全国における群マネの進捗状況と、関東地方整備局における群マネに関する現状をご教示願います。

【回答】

- 国土交通省では、自治体の技術系職員に限られる中、的確なインフラメンテナンスを確保するために、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を推進しています。
- この度、国土交通省総合政策局から、群マネの先行事例のノウハウや実施プロセスのヒントを取りまとめた、「群マネの手引き Ver.1（群マネ入門超百科）」が公表（１０月１４日記者発表）されました。自治体の実務担当者向けの手引きになっておりますので、関東地方整備局では各自治体の皆様方に対しても周知等を実施しているところです。
- 引き続き、インフラメンテナンスの自治体支援に向けた取り組みを推進しておりますので、ご不明点がございましたら、お問い合わせください。

令和7年度（一社）茨城県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

２．WBGT(暑さ指数)値などに基づく施工歩掛の見直しについて

日本では近年、夏と冬の「二季化」が進み、1982年から2023年の間で夏の期間が約3週間増加しています。2025年の夏は日本の平均気温が最も高く、水戸市でも猛暑日が過去最多の19日を記録しており、屋外での作業環境は年々厳しさを増しています。

高温下での作業時間は、熱中症対策として、こまめな水分補給・休憩時間を多くすることにより、約20%減少していると思われま。また、国際医学誌ランセットなどの研究グループによる報告では、日本の建設業従事者は高温による作業効率の低下などにより、労働時間の約35%を失い、潜在的な収入の約40%を受け取れていないと試算されています。

さらに、作業時間の減少だけでなく労働生産性の低下も深刻です。世界保健機関および世界気象機関によれば、気温が20℃を超えた時点から、1℃上昇すごとに労働生産性が2～3%低下すると報告されています。また、労働生産性とWBGTも密接な関係があり、WBGT値28～31℃で20～30%、31℃以上で約50%生産性が低下するとされています。

このような高温下においては、従来の歩掛（作業量の標準値）を維持することが困難です。現在、熱中症対策費は間接費として積み上げられていますが、WBGT値が高い高温下での生産性低下を考慮し、**直接工事費の見直し**を検討願います。

さらに、円滑な施工体制の確保や働き方改革の推進に向けて、現場の実態に即した歩掛への改定をお願い申し上げます。

【回答】

- 建設現場における熱中症対策は、工事に従事する方々の安全確保のほか、建設業の将来の担い手を確保する観点からも、重要な課題だと認識しています。
- 昨今の厳しい暑さによる熱中症リスクの高まりを鑑み、7月30日に熱中症特設サイトを開設し、関東地方整備局管内における「熱中症の発生状況」「工事現場における対策事例」「WBGT測定事例」について情報提供するとともに、「熱中症対策に対する費用の算定」「工期延期の考え方」などについても情報提供いたしました。
- 熱中症対策等に係る費用の計上については、現場管理費や共通仮設費において費用の計上を行ってきた他、工期設定において新たに猛暑日を考慮してきたところです。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」(率計上)から避暑(熱中症)対策費を切り離し、熱中症対策にかかる費用を積み上げ計上費目(「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限)として、設計変更を実施することとしております。
- また、天候等を理由に、官積算で見込んでいた「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算を行うこととしています。
- 避暑(熱中症対策)のための休息時間を考慮した積算については、避暑(熱中症対策)に伴う日当たり施工量の低下の程度を把握することなどの課題がありますが、その必要性や実現可能性を含めて検討してまいりますので、引き続き、実態把握のための調査等にご協力をお願いいたします。

令和7年度（一社）茨城県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

3. 建設業従事者の適正な賃金確保に向けた取り組みについて

現在、建設業は深刻な担い手不足の問題に直面しており、人材確保に向けた業界全体での待遇改善が求められています。週休2日制をはじめとする休日の確保はもとより、他業種と比べて賃金が十分でなければ、建設業界へ入職を希望する人材は増えることはありません。

業界全体での賃金の行き渡りを図るため、労務費については積算単価で下請け業者に支払うことが求められます。しかしながら現行の入札制度では、労務費、材料費および管理費（一般・現場）等を合計した積算価格をもとに競争しているため、入札価格が予定価格の91～92%となっている時点で労務費も減額されています。

確実な労務費の行き渡りを図るためには、労務費部分は積算単価額を全額受注者が受け取れるような制度への抜本的な改正、または入札時の減額を見込んだ予定価格と調査基準価格の適正な引き上げが必要と考えておりますので、ご検討のほど、よろしく願い申し上げます。

【回答】

- 公共工事の受注者が適正な利潤を確保し、ひいては建設業の担い手の育成・確保につなげるためには、ダンピング対策の徹底が重要だと認識しております。
- 中央公契連モデルの根拠とする国土交通省直轄工事の低入札価格調査基準の設定にあたっては、会計法令に基づき、契約内容に適合した履行がなされ、工事の品質確保ができる必要な費用等について実態等を調査し、必要に応じて、計算式や基準の見直し(※)を行っています。
※直近では、令和4年4月に見直しを実施。
- なお、国土交通省直轄工事では、調査基準価格において、公共工事の品質確保の担い手の賃金を適切に確保する観点から、公共工事設計労務単価に標準歩掛、施工数量を乗じた労務費を調査基準価格に100%算入しています。
- 引き続き、公共工事の実態把握に努め、必要に応じて、適切な対応に努めてまいります。

令和７年度（一社）茨城県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

４．人材確保に向けた建設業における利益率確保について

建設業の営業利益率は、大手ゼネコン４社平均は５.１％です。建設関連企業の太平洋セメントは８.９％、トヨタは７.３％、建設機械を製造しているコマツ製作所は１４.７％、ソニーが１１.３％。半導体増設装置を作っている東京エレクトロンが２４.２％、センサー関連事業のキーエンスは５２.７％となっており、建設業よりかなり高い利益率です。このような状況下においては利益率の高い他産業に人財が集まる傾向が考えられます。

建設業も研究開発をして ICT 技術をさらに進化させ、AI 技術を活用して技術革新し、生産性を向上して利益率を高めていくことがいくことが今後重要であり、早急に取り組まなければならないと考えております。

ご承知の通り、公共事業の積算は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成されており、直接工事費と共通仮設費で純工事費、純工事費に現場管理費を加えたものが工事原価です。純工事費は標準歩掛や設計労務単価をもとに算出しており、現場での施工実態と近いものがありますので、純工事費において生産性と利益率の向上を図ることはかなり困難です。よって、建設業が早急に利益率を向上させるには現場管理費と一般管理費を上げていくことが必要と考えます。

他産業に人財を奪われないためにも、現場管理費と一般管理費増はもとより、建設業における利益率向上に向けた対策について、ご検討のほどよろしく申し上げます。

【回答】

- 現場管理費及び一般管理費については、施工者が適正な利潤を確保できるよう、施工の実態等を把握するための「諸経費動向調査」を実施し、必要に応じて見直しを行ってきております。
- 今後も引き続き、実態把握に努め、適切に対応してまいりますので、各種調査へのご協力をよろしくお願いいたします。
- また、ICTの活用等により効率的で生産性の高い工事施工を推進してまいります。